

平成 24 年

第 4 回美浜町議会定例会会議録

平成24年 12月 4日 開会

平成24年 12月 14日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

平成24年第4回美浜町議会定例会会議録目次

| | |
|---|----|
| 12月4日(火曜日)第1号 | |
| 議事日程 | 1 |
| 会議に付した事件 | 1 |
| 会議に出欠席した議員 | 1 |
| 説明のため出席した者の職、氏名 | 1 |
| 職務のため出席した者の職、氏名 | 2 |
| 開会及び開議の宣告 | 2 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期の決定 | 4 |
| 承認第5号から議案第58号まで9件一括提案説明 | 4 |
| 散 会 | 7 |
| 12月5日(水曜日)第2号 | |
| 議事日程 | 9 |
| 会議に付した事件 | 9 |
| 会議に出欠席した議員 | 9 |
| 説明のため出席した者の職、氏名 | 9 |
| 職務のため出席した者の職、氏名 | 9 |
| 開議の宣告 | 9 |
| 町政に対する一般質問 | 10 |
| 2番 中川博夫君 | 10 |
| 1 日本福祉大学生の町職員採用について。 | |
| 2 河和交番について。 | |
| (1) 本町の交通事故ゼロは何日続いたのか。 | |
| (2) 交番前の記念碑(街灯台の歌碑)が忘れられているが町当局の考えは。 | |
| 3 民生委員について。 | |
| (1) 高齢化が進み、現在では一人暮らしの方が何名いるのか。 | |
| (2) 民生委員と連携し、生活実態を把握し、町先導の見守り班を作ってはどうか。 | |
| 4 にここ広場について。 | |
| (1) 町商工会との関係はどうなっているのか。 | |
| (2) 今後、高齢化が進み、町としても支援する制度を作るべきではないか。 | |
| 13番 磯部輝次君 | 16 |
| 1 奥田駅周辺整備構想策定業務委託について。 | |
| (1) この業務の目的は。 | |
| (2) 奥田土地区画整理事業予定地となっているが、それとの関連性は。 | |
| (3) 現在の進捗状況と、今後の予定方針は。 | |

| | | |
|-----------------|--|-----|
| 2 | 国道247号の通学路の安全対策について。 | |
| 3 | 県道奥田河和線の道路拡幅整備事業について。 | |
| 4番 | 千賀荘之助君 | 2 2 |
| 1 | 美浜町の社会福祉対応について。 | |
| (1) | 少子化時代、いかに対応策を打ち出すか。 | |
| (2) | 中、高齢者の生きがいとは何かについての対応をどのように考えているか。 | |
| (3) | 生きがいのある老人の学習環境づくりはどのようにしているか。 | |
| (4) | ノーマライゼーションの実現についての対応は、どのような成果になっているか。 | |
| (5) | いかに近隣社会のコミュニティを築きあげるか。 | |
| (6) | みんなで考えなければならない健康老死についてどのように思うか。 | |
| 12番 | 島田昭夫君 | 2 5 |
| 1 | 平成25年度の予算について。 | |
| (1) | 町長は美浜町の現状をどのように把握し、平成25年度一般会計を編成されるのか。一般会計予算総額はどの位の規模となるのか。 | |
| (2) | 現在査定中の第10期実施計画の内容は、事業規模の拡大、新規事業の要望が目立ち、縮小、廃止する事業が極めて少ない、これはどういう意味なのか。 | |
| (3) | 新たな事業を実施するためには、既存の事業を縮小、廃止をしなければ財源は捻出できないと言われているが、25年度予算にどのように反映させるのか。この背景をも教えて頂きたい。 | |
| (4) | 4つの基本方針をうたっているが、25年度は何に一番力を入れたいと思っているのか。 | |
| (5) | 4つの基本方針のうち「教育」「地域の活性化」で具体的に何をするつもりか。 | |
| 散会 | | 3 4 |
| 12月6日(木曜日)第3号 | | |
| 議事日程 | | 3 5 |
| 会議に付した事件 | | 3 5 |
| 会議に出欠席した議員 | | 3 5 |
| 説明のため出席した者の職、氏名 | | 3 5 |
| 職務のため出席した者の職、氏名 | | 3 5 |
| 開議の宣告 | | 3 5 |
| 町政に対する一般質問 | | 3 6 |
| 5番 | 山本辰見君 | 3 6 |
| 1 | 南海トラフ巨大地震を想定した美浜町防災計画の見直しについて。 | |
| (1) | 想定被害や浸水域を示されたが、どのような評価をしているか。また、町防災計画の見直しについてどのような観点で対応を準備しているか。 | |
| (2) | 県の防災計画の見直しと町の見直しの日程的な見直しはどうか。また、その間の町民に対する対応策はどう考えているか。 | |

(3) 各区自主防災会で、地図上に一時避難場所・避難ルートを決めているところはいくつあるか。また、残っているところは町行政としていつまでに確立する方向か。

(4) 各自主防災会の避難場所、避難ルートの確定などに、どこまでつっこんだ相談をしているか。

2 都市計画事業のあり方について。

(1) 都市計画法では市街化区域において住生活の環境改善に資する事業を行うために都市計画税を課すとされているが、今の総合公園周辺だけに目を向けられていることをどのように認識しているか。

(2) 25年度から29年度までの都市計画税充当事業名と年度ごとの事業費の合計はどのようなになっているか。また、公園債の償還分はどうか。

(3) 都市計画法で計画できる事業のうち、どうしても緊急を要する事業をどのようにとらえているか。

(4) 都市公共下水道の事業、広域拠点構想は、財政面から美浜町の身の丈にそぐわないと町民は考えているが、どのように位置付けているか。

3 知多南部広域環境組合ごみ処理広域化の課題について。

(1) ごみ処理広域計画に関し、副管理者としての見解はどうか。

(2) 建設候補地の半田クリーンセンター敷地内の環境影響評価の調査結果周辺でダイオキシン類が検出された。副管理者として半田市の責任、半田市以外の費用負担発生などをどのように受け止めているか。

(3) 建設予定地の埋設廃棄物対策工事に、新たに費用30億円が発生するが、美浜町としての経費負担はどのくらいと見通しているか。

(4) 仮に、広域化が残るとした場合、美浜町で提案できる候補地はどのようなところが考えられるか。

6番 鈴木美代子君 4 5

1 精神障がい者が安心して暮らしていけるように。

(1) 精神障がい者は町内に何人ぐらいいるのか。

(2) 精神障がい者は周りを気にせず安心して暮らしていける場所を求めている。グループホームもそのひとつだと思うが、町内にいくつあるのか。

(3) グループホームを建設するには、周辺住民の理解が不可欠だが、家族会と共に町もかわって協力して建設できないか。

2 防災対策について。

(1) ひとり暮らしのお年寄りや高齢者の老夫婦など災害弱者や乳幼児を抱えた母親などを町として全面的に支援が必要なきがあるが。

(2) 避難ビルや避難タワーを要望する声が多い。建設計画はあるのか。

(3) 町民は命を守る避難タワーやビルの建設を願っている。町民の声に答えられないか。

(4) 高台や避難場所へ案内する標識、シールなどを実施しないか。

3 通学路の安全点検を。

9番 杉浦 剛君 5 4

| | |
|--|-----|
| 1 空き家対策について。 | |
| 2 竹林整備について。 | |
| (1) 具体的にどのように管理していくことが里山保全となるのか、地域と行政の協働はどの様に考えているか。 | |
| (2) 知多半島全体による「放置竹林を生かす地域戦略会議」の設置を提言したい。 | |
| 3 国道247号の渋滞解消にむけて。 | |
| 4 旧布土小学校跡地利用について。 | |
| 1 番 大崎卓夫君 | 6 1 |
| 1 災害時における消防団の活動について。 | |
| (1) 消防団とは、こういった組織で、どのような活動をしているのか。 | |
| (2) 東日本大震災では、いかに活躍し、どのような課題が浮上したか。 | |
| (3) 現在、美浜町消防団が樋門操作をどのように実施しているのか。 | |
| (4) 樋門操作を別として、ほかに消防団がどのような活動をしているのか。 | |
| 2 災害が発生した時の対応について。 | |
| (1) 災害対策本部とはどんな時に設置され、どの様な形式で事態に対応するのか。 | |
| (2) 災害に際し、一番頼りになるのは消防団だと思うが、ほとんどの団員がサラリーマンという現状で対応できるのか。 | |
| 散 会 | 6 9 |
| 12月10日（月曜日）第4号 | |
| 議事日程 | 7 1 |
| 会議に付した事件 | 7 1 |
| 会議に出欠席した議員 | 7 1 |
| 説明のため出席した者の職、氏名 | 7 1 |
| 職務のため出席した者の職、氏名 | 7 2 |
| 開議の宣告 | 7 2 |
| 承認第5号（質疑・討論・採決） | 7 2 |
| 議案第51号（質疑・討論・採決） | 7 3 |
| 議案第52号（質疑・討論・採決） | 7 3 |
| 議案第53号（質疑・委員会付託） | 7 4 |
| 議案第54号（質疑・委員会付託） | 7 4 |
| 議案第55号（質疑・委員会付託） | 7 4 |
| 議案第56号（質疑・委員会付託） | 7 5 |
| 議案第57号（質疑・委員会付託） | 7 5 |
| 議案第58号（質疑・委員会付託） | 7 5 |
| 発議第16号（提案説明・質疑） | 7 5 |
| 発議第17号（提案説明・質疑） | 7 6 |
| 発議第18号（提案説明・質疑） | 7 7 |

| | |
|--|-----|
| 請願第5号(提案説明・質疑) | 78 |
| 散会 | 82 |
| 12月14日(金曜日)第5号 | |
| 議事日程 | 83 |
| 会議に付した事件 | 83 |
| 会議に出欠席した議員 | 83 |
| 説明のため出席した者の職、氏名 | 83 |
| 職務のため出席した者の職、氏名 | 84 |
| 開議の宣告 | 84 |
| 議案第53号(委員長報告・質疑・討論・採決) | 84 |
| 議案第54号(委員長報告・質疑・討論・採決) | 85 |
| 議案第55号(委員長報告・質疑・討論・採決) | 86 |
| 議案第56号(委員長報告・質疑・討論・採決) | 87 |
| 議案第57号(委員長報告・質疑・討論・採決) | 88 |
| 議案第58号(委員長報告・質疑・討論・採決) | 89 |
| 発議第16号(討論・採決) | 90 |
| 発議第17号(討論・採決) | 91 |
| 発議第18号(討論・採決) | 92 |
| 請願第5号(委員長報告・質疑・討論・採決) | 93 |
| 報告第6号から議案第59号まで2件一括(提案説明・質疑・討論・採決) | 97 |
| 議会閉会中の継続審査・調査事件について | 99 |
| 閉会 | 100 |

平成24年12月4日（火曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第1号）

平成24年12月4日（火曜日） 午後1時30分 開議

議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 承認第5号 専決処分事項の報告承認について

議案第51号 財産の交換について

議案第52号 知多地方視聴覚ライブラリー協議会の廃止について

議案第53号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第54号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第55号 美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例について

議案第56号 平成24年度美浜町一般会計補正予算（第6号）

議案第57号 平成24年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 平成24年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

本日の出席議員（14名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 大崎卓夫君 | 2番 | 中川博夫君 |
| 3番 | 石田秀夫君 | 4番 | 千賀荘之助君 |
| 5番 | 山本辰見君 | 6番 | 鈴木美代子君 |
| 7番 | 野田増男君 | 8番 | 森川元晴君 |
| 9番 | 杉浦剛君 | 10番 | 山本和久君 |
| 11番 | 丸田博雅君 | 12番 | 島田昭夫君 |
| 13番 | 磯部輝次君 | 14番 | 家田昇君 |

説明のため出席した者の職、氏名（23名）

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 町長 | 山下治夫君 | 副町長 | 石川達男君 |
| 教育長 | 山田道夫君 | 会計管理者 | 神谷信行君 |
| 総務部長 | 森田篤君 | 企画部長 | 初山博資君 |
| 厚生部長 | 家田兵蔵君 | 経済環境部長 | 久野元嗣君 |
| 建設部長 | 片岡勝君 | 教育部長 | 山森隆君 |
| 総務課長 | 牧守君 | 防災安全課長 | 本多孝行君 |
| 税務課長 | 大岩哲治君 | 企画政策課長 | 大井徳男君 |
| 秘書広報課長 | 谷川徳寿君 | 住民福祉課長 | 岩瀬知平君 |
| 保険課長 | 山下幸子君 | 健康推進課長 | 飯味拓次君 |
| 農業水産課長 | 永田哲弥君 | 環境保全課長 | 齋藤博君 |

土木課長 廣澤辰雄君
生涯学習課長 坂本順一君

水道課長 伊藤昭一君

職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 岩本修自君

局長補佐兼
議会係長 日比郁夫君

〔午後1時30分 開会〕

議長（丸田博雅君）

皆さん、こんにちは。

御承知のように、本日衆議院選挙が公示されました。によりまして、本来でしたら本議会のほうが朝9時からのスタートでございますが、午後1時半ということにさせていただきましたので、よろしく願いをいたします。

この選挙は、地方自治体にとりましても、また私たちの生活におきましても大変大切な選挙であることは間違いございません。しっかりと見きわめたいと思っております。

また、山梨県大月市と甲州市にまたがる中央自動車道笹子トンネルの天井板崩壊事故は、9名のとうとい命が犠牲となりました。我が国は大変トンネルの多い国と聞いております。私も、私ごとですが家内の在所が高山のほうでございます、東海北陸自動車道、これは本当にトンネルが多いんです。何かちょっと行きたくないなあという今思いがしております。

いずれにいたしましても、何が起きるかわからない想定のしにくい世の中でございます。しっかりと地に足をつけて前に進んでいかなければならないという思いでいっぱいでございます。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶を願います。

町長。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

皆様、こんにちは。

本日は、平成24年第4回美浜町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には大変御多忙の折、御出席賜りましてまことにありがとうございました。

12月に入りまして寒さも厳しくなっておりまして、来る7日には暦の上では大雪となり、いよいよ冬本番を迎えることとなります。いましばらくの間、議員の皆様におかれましても自身の体調管理に努めていただき、この厳しい季節を乗り切っていただきたいと考えております。

本日、衆議院議員総選挙が公示され、16日の投票日まで熱い戦いが繰り広げられることとなります。既成政党に加え、多くの新党が乱立して行われる今回の選挙の行方はどうなるのか。また、経済回復、原発、TPP、日中関係など多くの問題を抱える日本のかじ取りは、どの政党に委ねられ、どの方向へ進んでいくのかが気になるところでございます。解散前の国会では、多くの重要法案が上程されながら国会の空転により審議未了・廃案となり、その結果、国民の期待を裏切る結果となりましたが、本町ではこのような行政運営の停滞を招くことがあってはならないものと考えております。

本町におきましても新年度予算編成の時期を迎えておりますが、住民を幸せにしたい、すばらしいまちづくり

をしたいという願いは、私どもも執行部も議員の皆様も一緒であると考えております。

議会と執行部は車の両輪のごとくとのことわざがよく引用されますが、住民の負託に応えるためにも大いに議論を尽くして、よりよい結論が導き出せるよう新年度予算の編成に臨みたいと考えておりますので、皆様におかれましても大所高所から御指導、御助言をいただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

ありがとうございました。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第4回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、平成24年8月分、9月分及び10月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し、並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職・氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから、御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長から諸般の報告の申し出がありましたので、これを許可します。

町長、報告願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

諸般の報告をさせていただきます。

本年8月2日に愛知海区漁業調整委員会一般選挙が執行され、9名の委員の当選が確定いたしました。愛知県選挙管理委員会より、委員死亡により欠員が生じたため告示日12月18日、選挙期日12月27日の日程で補欠選挙を行う旨の通知が11月27日付でありました。

このため、補欠選挙の執行経費を内容とする補正予算を今定例会中に追加上程させていただき予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

諸般の報告につきましては以上でございます。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

以上で、町長の諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（丸田博雅君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において1番 大崎卓夫君、12番 島田昭夫君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（丸田博雅君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの11日間と決しました。

日程第3 承認第5号 専決処分事項の報告承認についてから

議案第58号 平成24年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで9件一括提案説明

議長（丸田博雅君）

日程第3、承認第5号、専決処分事項の報告承認についてから議案第58号、平成24年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）まで、以上9件を一括議題とします。

以上9件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

本日、御提案申し上げますのは、承認第5号、専決処分事項の報告承認についてを初め9件でございます。全議案お認めいただきますようお願い申し上げ、早速提案理由の説明をさせていただきます。

初めに承認第5号、専決処分事項の報告承認についてでございますが、去る11月16日に衆議院が解散されまして、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が本日公示、来る16日投票の日程で行われることが政府によりまして決定されております。

これに伴いまして、選挙及び国民審査の執行に必要となります経費1,307万7,000円を内容とする補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、去る11月19日付をもちまして専決処分させていただきましたので、同法第3項の規定によりまして議会に御報告申し上げ承認を求めますのでございます。

次に、議案第51号、財産の交換についてでございますが、2市4町が出資しております知多南部卸売市場株式会社（株）の経営改善計画に基づきまして、平成24年度をもって本町を初め1市4町が同社の経営から退くこととなります。

今回御提案させていただきます案件につきましては、知多南部卸売市場株式会社（株）の経営改善計画によりまして、自己株式の取得の申し出に依るのに当たり、本町の株式と引きかえとして知多南部卸売市場株式会社（株）の保有する土地を美浜町を初め常滑市、阿久比町、南知多町、武豊町の1市4町の共有地として交換取得するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定によりまして議会の議決を求めますのでございます。

次に、議案第52号、知多地方視聴覚ライブラリー協議会の廃止についてでございますが、本協議会は知多地方の学校教育・社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、共同管理することを目的に昭和49年に発足いたしました。

しかし、映像技術等の進歩により、16ミリフィルムにかわり各学校及び各市町図書館で備えられるDVDなど

ビデオ教材が簡便に利用されるようになり、本協議会が行う視聴覚教材の共同利用は年々減少してまいりました。また、ライブラリー業務を維持・運営するために各市町が拠出しております負担金に対して、その費用対効果も大きく低下してきていることから、平成23年度より解散に向けて準備を行ってきました。

今年度、16ミリフィルム等の残余財産の分配方法の協議も整いましたので、地方自治法第252条の6の規定に基づき、平成25年3月31日をもって知多地方視聴覚ライブラリー協議会を廃止することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第53号、美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、国家公務員等の旅費に関する法律の基準に合わせるために改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、車賃の額を1キロメートルにつき「23円」を「37円」に改正するもので、公務に際して私有自動車を使用したときに支給するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第54号、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、国民健康保険法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、国民健康保険の財政基盤強化策が規定されたことに伴い、引用条項を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、改正国民健康保険法の施行日に合わせまして平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第55号、美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例についてでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行による水道法の一部改正に伴い、水道事業等の経営または専用水道を設置する地方公共団体は本条例を定めることとなっているため、新たに制定するものでございます。

なお、施行日につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第56号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ830万9,000円を減額し、補正後の予算総額を73億3,050万1,000円とするものでございます。

歳出予算の内容でございますが、まず各款にわたりまして人事異動等に伴う人件費の増減額を計上いたしました。

2款総務費におきましては、人事管理費において産休代替等臨時職員に係る賃金及び社会保険料のほか平成25年度において計画しております厚生労働省への職員派遣の準備経費について必要額を計上させていただきました。電子計算費におきましては、あいち電子自治体推進協議会負担金について額の確定に伴う減額を計上させていただきました。基金費におきましては、本補正に伴う剰余金を財政調整基金積立金として計上させていただきました。また、徴税費におきましては、町税過誤納還付金及び還付加算金を計上させていただきました。

3款民生費におきましては、障害者福祉費において障害者自立支援給付費等、障害福祉サービス事業に係る平成23年度事業費精算に伴う返還金を計上いたしました。国民年金費においては、国民年金法に基づく適用関係届出書の電子媒体化に係るシステム改修費ほか、市町村照会システムの年金ネットへの接続のための機器整備に要する経費を計上させていただきました。また、保育所費においては、河和北保育所の非常用発電機修繕工事費を計上させていただきました。

4款衛生費におきましては、予防費において、予防接種実施規則改正による不活性化ポリオワクチン、4種混

合ワクチンへの移行に伴う医薬材料費の増額分を計上させていただきました。また、知多南部衛生組合分担金につきまして、人件費の精算及び入札執行の減により分担金を減額計上させていただきました。

6款農林水産業費におきましては、農地費において農業用施設維持修繕工事費を増額計上させていただきました。

8款土木費におきましては、道路維持費において緊急道路維持修繕費及び道路維持修繕工事費をそれぞれ増額計上させていただきました。

9款消防費におきましては、知多南部消防組合分担金につきまして、人件費の精算により分担金を減額計上させていただきました。

10款教育費におきましては、小学校費において野間小学校のバリアフリー化工事費及び特別支援学級用備品購入費のほか、河和小学校の職員室エアコン取りかえ工事に要する経費を計上させていただきました。また中学校費においては、トイレ改修に係る設計委託料を計上したほか、河和中学校柔剣道場兼木工工教室建設工事の入札執行残を減額計上させていただきました。

次に、歳入予算の内容についてでございますが、14款国庫支出金におきまして、衛生費国庫補助金として乳がん、子宮頸がん、大腸がんの各検診に係る疾病予防対策事業費等補助金を計上するとともに、民生費委託金として国民年金システムに係る改修及び機器整備に対する国民年金事務費委託金を計上いたしました。

15款県支出金におきましては、妊産婦健診に係る妊婦健康診査支援基金事業費補助金及び子宮頸がん予防、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種に係るワクチン接種事業補助金を計上させていただきました。

18款繰入金におきましては、本補正による剰余金によりまして、これまで計上しておりました財政調整基金繰入金を全て減額計上させていただきました。

次に、議案第57号、平成24年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ7,752万7,000円を追加し、補正後の予算総額を25億717万6,000円とするものでございます。

予算の内容でございますが、歳出につきましては、3款後期高齢者支援金等及び6款介護納付金の額が確定したことによる追加分を計上いたしました。10款諸支出金におきましては、国庫支出金等過年度分返還金を計上いたしました。

歳入につきましては、3款国庫支出金において療養給付費等負担金を計上いたしました。5款前期高齢者交付金におきましては、交付額確定による増額分、6款県支出金におきましては財政調整交付金、9款繰入金におきましては財政調整基金繰入金の減を計上いたしました。10款繰越金につきましては前年度繰越金の確定によるものでございます。

次に、議案第58号、平成24年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的支出におきまして259万5,000円を減額するものでございます。

資本的支出におきましては、5万1,000円を減額するものでございます。

その内容といたしましては、職員の人事異動に伴う人件費の所要額の減額を計上させていただきました。

これにより、補正後の収益的支出は4億9,146万1,000円となり、資本的支出は9,343万円となります。

提案理由の説明は以上でございます。

以上9件につきまして、よろしく御審議いただき、全議案お認めいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

議長（丸田博雅君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす12月5日は午前9時から本会議を開き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

〔午後1時55分 散会〕

平成24年12月5日（水曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第2号）

平成24年12月5日（水曜日） 午前9時00分 開議

議事日程（第2号）

日程第1 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

本日の出席議員（14名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 大崎卓夫君 | 2番 | 中川博夫君 |
| 3番 | 石田秀夫君 | 4番 | 千賀莊之助君 |
| 5番 | 山本辰見君 | 6番 | 鈴木美代子君 |
| 7番 | 野田増男君 | 8番 | 森川元晴君 |
| 9番 | 杉浦剛君 | 10番 | 山本和久君 |
| 11番 | 丸田博雅君 | 12番 | 島田昭夫君 |
| 13番 | 磯部輝次君 | 14番 | 家田昇君 |

説明のため出席した者の職、氏名（26名）

| | | | |
|--------|-------|------------|-------|
| 町長 | 山下治夫君 | 副町長 | 石川達男君 |
| 教育長 | 山田道夫君 | 会計管理者 | 神谷信行君 |
| 総務部長 | 森田篤君 | 企画部長 | 初山博資君 |
| 厚生部長 | 家田兵蔵君 | 経済環境部長 | 久野元嗣君 |
| 建設部長 | 片岡勝君 | 教育部長 | 山森隆君 |
| 総務課長 | 牧守君 | 防災安全課長 | 本多孝行君 |
| 税務課長 | 大岩哲治君 | 企画政策課長 | 大井徳男君 |
| 秘書広報課長 | 谷川徳寿君 | 住民福祉課長 | 岩瀬知平君 |
| 保険課長 | 山下幸子君 | 健康推進課長 | 飯味拓次君 |
| 農業水産課長 | 永田哲弥君 | 商工観光課長 | 竹内康雄君 |
| 環境保全課長 | 齋藤博君 | 土木課長 | 廣澤辰雄君 |
| 都市計画課長 | 斎藤功君 | 水道課長 | 伊藤昭一君 |
| 生涯学習課長 | 坂本順一君 | 学校給食センター所長 | 森川幸二君 |

職務のため出席した者の職、氏名（2名）

| | | | |
|--------|-------|---------------|-------|
| 議会事務局長 | 岩本修自君 | 局長補佐兼 議会係長 | 日比郁夫君 |
|--------|-------|---------------|-------|

〔午前9時00分 開議〕

議長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。

傍聴席の皆さん、早朝よりまことにありがとうございます。よろしく願いいたします。

きょう4名、あす4名、合計8名の議員の皆さんが町政に対し一般質問をすることになっておりますので、お願いをいたします。

けさ、年末の交通安全県民運動に伴う街頭監視活動を私も国道247号交差点で立哨いたしました。議員、職員の方、大変御苦労さまでございました。「おはよう」の子供たちの元気な登校姿に、この子供たちの将来のためにも、きのうから始まりました衆議院選挙に対し、私自身、責任と思いを込めて一票を投げたいと思っております。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日及びあすの会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを許可いたしました。

なお、お手持ちの携帯電話の電源を切るか、マナーモードにてお願いをしたいと思います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第1 町政に対する一般質問

議長（丸田博雅君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には、8名の諸君より質問の通告をいただいております。本日は、そのうち4名の諸君の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないことといたします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

美浜町会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いいたします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

それでは、最初に2番 中川博夫君の質問を許可します。中川博夫君、質問してください。

〔2番 中川博夫君 登席〕

2番（中川博夫君）

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、4項目を質問させていただきます。よろしく願いいたします。

1番、日本福祉大生の町職員採用について。

当大学も本町に来てから数十年になりますが、現在まで募集に対して何名の応募があったのか。また、これまで採用者は何名いるのか。日本福祉大学は町としていろいろな関係で協力をいただいていると思いますが、町当局の考えをお伺い申し上げます。

2番、河和交番について。

半田警察署河和交番は、町民の交通安全、防犯、防災の守り神として活躍していただいているのが現状です。本町の交通事故は何日間ゼロが続いているのか。

2番、交番前に記念碑として石碑があります。「街灯台」の歌碑がありますが、これらは忘れられているように思います。交通事故がないように完成式典がやっていないのが現状です。町当局の考えをお伺い申し上げます。

3番、民生委員について。

現在、町には43名の委員がいますが、日々の活動も大変だと思います。高齢化が進み、現在ではひとり暮らしの方が何名いるのか。

民生委員さんと今まで以上に連携し、生活実態を把握し、町先導の見守り班、あるいは見守り隊をつくってみてはどうか。町の考えをお伺いいたします。

4番、にこにこ広場について。

買い物難民、また高齢化ですね、買い物弱者の方々の手助けとして始めたにこにこ広場ですが、開始以来、好評を受けて2年余りになると思います。収支が芳しくなく、ボランティアも募り活動しているのが現状です。町商工会との関係はどうなっているのか。

2番、今後、高齢化が進み、町としても支援する制度をつくるべきではないか。町の考えをお伺い申し上げます。

以上4項目です。よろしく申し上げます。

企画部長（初山博資君）

それでは、中川博夫議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、日本福祉大生の町職員の採用についての御質問でございますが、過去10年間における受験者数及び採用状況についてお答えさせていただきます。

一般職では、受験者総数381名で、そのうち日本福祉大生が58名、採用者数24名で、そのうち日本福祉大生が4名ございました。また、保育職では、受験者総数85名で、そのうち日本福祉大生が9名で、採用者数11名、そのうち日本福祉大生が1名ございました。

現在、一般職及び保育職など合わせまして209名の職員が在職している中で、日本福祉大学が美浜町へ総合移転する前に採用いたしました職員を1名含めまして、日本福祉大学の卒業生は全部で6名在籍しております。また、来春採用予定者の中にも日本福祉大学の卒業見込みの方が1名含まれております。

次に、日本福祉大学は町としているような関係にて協力をいただいていると思うが、町当局の考え方はについての御質問でございますが、美浜町へ大学が移転開学した昭和58年当時から、産業まつり、大学祭等のイベントを通して地域交流を行い、それ以降は、福祉、教育、商工、農業など、さまざまな事業での協力をいただいております。

平成22年10月には、日本福祉大学、日本福祉大学附属高校、美浜町との連携に関する包括協定を締結いたしまして、地域の活性化・振興に関すること、地域文化・福祉の向上に関すること、学校教育の向上・生涯学習の推進に関することなど6項目で37事業にわたり、知的・物的・人的資源の交流と活用を図り、相互の発展に努めております。

また、昨年の平成23年10月には、同じく日本福祉大学、日本福祉大学附属高校、美浜町で、防災及び減災に係る諸事業の連携と協力についての防災協力協定を締結いたしまして、防災、減災に関する啓発活動等の推進や、災害発生時の美浜キャンパスにおける避難所の開設及び運営並びに必要な条件整備に係ることなども取り決めております。

そうしましたことから、美浜町にとりまして日本福祉大学は非常に大きく重要な存在であり、知的資源を初めとして、地域連携、地域貢献に寄与する事業の推進などの協力関係をさらに深めるとともに、今後の事業でも積極的に連携協力に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

総務部長（森田 篤君）

次に、河和交番についての御質問の1点目、本町の交通事故ゼロは何日間続いたのかについてでございますが、いつ交通事故が発生したかのデータはございませんので、交通死亡事故ゼロについてお答えさせていただきます。

平成23年4月30日正午ごろに野間地区若松交差点において発生した交通死亡事故によりまして、平成20年5月21日以来続いておりました交通事故死ゼロが1,075日をもってついでにしまいました。その後、新たに交通死亡事故死ゼロの記録を期待しておりましたが、本年3月9日、布土地区における事故により312日をもって記録が途絶えております。現時点におきまして約270日交通死亡事故は発生しておりませんが、一日でも長く交通事故死ゼロが続くことを期待しております。

2点目の、交番前の記念碑「街灯台」の歌碑が忘れられているが、町当局の考えはについてでございますが、この歌碑は、街灯台歌碑建立委員会によって制作され、平成15年5月11日日曜日午前10時から、当時の齋藤町長、江元議長も出席の上、美浜町をよくする会の主催によりまして愛知県警愛唱歌「街灯台」の歌碑除幕式が開催されました。当日は啓発活動として愛知県警察本部音楽隊の参加もいただき、除幕式会場から河和駅までパレードも実施されておりますので、よろしくお願いをいたします。

厚生部長（家田兵蔵君）

次に、民生委員についての御質問の1点目、高齢化が進み、現在ではひとり暮らしの方が何名いるのかについてでございますが、本町におきましては、平成21年度から民生委員さんによりまして、ひとり暮らしの70歳以上の高齢者世帯の調査を実施していただいております。住民基本台帳法上1人世帯になっていても隣近所に世話する身内の方が住んでおられるケースなどを除きまして、実態として、ひとり暮らしの高齢者の方は現在380名お見えになります。

2点目、民生委員さんと今まで以上に連携し、生活実態を把握し、町先導の見守り班をつくってみてはどうかについてでございますが、現状といたしましては、ひとり暮らしの世帯の調査とともに、民生委員さんに地域の定期的な見守り役となっていただいております。そうした中で、高齢者に限らず、担当する地域の方々に虐待があるとか、健康状態が悪いとか、生活状況が悪化しているとか、何か問題があれば役場のほうに御連絡をいただき、その都度、ケース・バイ・ケースで社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健センター、県の機関などの関係機関と連携協力して対処いたしております。

民生委員さんの活動は目立たない影のような存在で、御存じないのが当然でございますが、地域福祉に大きな役割を果たしていただいております。このような民生委員さんの日ごろの活動に対しまして、私ども深く感謝いたしておる次第でございます。また、日ごろから研修を重ね、常に向上心を持って自主的に活動していただいておりますので、町といたしましては、民生委員の自主的な活動を尊重しながら今後も協力してまいりたいと考えております。

経済環境部長（久野元嗣君）

次に、にこにこ広場についての御質問の1点目、町商工会との関係はどうなっているかについてでございますが、この事業は商工会野間支部の有志の方々によって始められたもので、商工会本部においてはチラシの印刷など側面からの支援を以前から行っており、今後においては、可能であれば商工会本部の事業とすることを検討し

ていると伺っております。

2点目の、今後、高齢化が進み、町としても支援する制度をつくるべきではないかについてでございますが、町といたしましては、この事業を実施しようとする方がどのような意向をお持ちなのかによって対策を検討していく必要があるかと考えております。みずからの営業としてやっていかれるのであれば、商工会とともに協議しながら商工業振興策の一環として、あるいは高齢者や生活弱者に対する支援ということであれば福祉政策の中で検討していくこととなります。いずれにいたしましても、具体的な計画が示された時点で商工会本部とも十分協議し、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（丸田博雅君）

中川博夫君、質問はありますか。

2番（中川博夫君）

1番目の日本福祉大生の町職員採用についてですけど、福祉大学を訪問いたしましたある教授とお話をしておりましたんですけど、なぜもっと採用が多くしていただけないのかという御質問がありましたんですけど、今、数字を聞いておましてなるほどと思いましたが、福祉大生も優秀な方も見えます。それで、今後も福祉大学とはかわり合いが多いと思いますもんですから、町当局の採用も少人数になっておりますんですけど、今後ともよろしく御検討のほどをお願い申し上げます。

それと2番目に、福祉・介護の件については、やっぱり協調性が必要かと思うんですね。町当局の社会福祉課のほうもそうですけど、福祉大の御支援をいただいて福祉関係、特に介護関係の件では協調性をもっと今まで以上に持っていただけたらと思います。その点もよろしく願いしたいと思います。

3番目として、福祉大とはいろいろな関係で協力していただいていると思えますんですけど、現在、町の出身の方の福祉大卒じゃなくて、県外からもやっぱりこちらを卒業したら美浜町のほうに就職したいという方も多々あるそうなんですけど、その辺を検討していただけたらと思いますんですけど、今後の見通しをよろしく願い申し上げます。

企画部長（靱山博資君）

先ほど中川議員も言われましたけれども、採用に当たりましての選考基準につきましては、全ての応募者が平等という考え方で取り扱っております。そういった中で、県外も含めて、日本福祉大学生の応募者を多数にするかという考え方は、一つの考え方としてあるんじゃないかというふうに考えております。そういった中で、日本福祉大学との包括協定もろもろ、防災協定等の協力関係もございますので、来年2月になりますけれども、学内の企業説明会というのがあるそうございまして、それに出していただけないかというお話もございましたので、そういった協力で町の職員採用を、日本福祉大学生の応募者をふやしていただけて優秀な方を採用していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

2番（中川博夫君）

よろしく願い申し上げたいと思います。

2番目に、河和交番についてですけど、先ほど町当局の回答がございましたんですけど、この「街灯台」は河和交番をつくるに当たりまして歌碑のほうが先行しております。私も携わっておりましたんですけど、これは当時の半田警察署の二見署長、それと西交番の谷口交番長が先頭に立って、町当局とも御相談しながら県のほうに持って行っていただきまして、河和交番がようやく建立することになりました。こういったこともありますもんですから、当時としては県警の音楽隊、そういったものもお呼び寄せしてやっていただいておりますんですけど、あと、歌っているのは鳥羽一郎、歌詞をつくったのが船村徹先生となっておりますわけなんですけど、これも交えて

やろうかということも当時話がありましたんですけど、一応立ち消えになっておりまして、現在、このことをまた再燃するに当たりましていろいろ予算が要るかと思えますんですけど、本当に町の守り神としてやっていたいておるのが現状です。町の広報にも、石碑の意味をまた掲載していただくようによろしくお願い申し上げたいと思います。いろんな交通安全、防災の関係でも半田署もお世話になっていると思えますんですけど、これも大事なことですんで、一般の町民の方々にも知っていただくように、本当にいい予算を使いこなすように、また活性化のほうに持って行っていただくためによろしくお願いしたいと思います。今後どうでしょうか、お願い申し上げます。

総務部長（森田 篤君）

中川議員さんのほうから、「街灯台」の歌碑の活用ということと、その広報ということでありましたので、今、ちょうど年末の交通安全の週間にもなっておりますが、年間何回か交通安全の週間もありますので、そういう時期にあわせて、町広報等でまた住民の方にお知らせして広報をしていきたいというふうに思っておりますので、またその節には御協力をお願いしたいと思います。

2番（中川博夫君）

どうもありがとうございました。よろしく今後ともお願い申し上げます。

今、総務部長からお話がありましたんですけど、あす、あさってに年末防犯がありますので、また暇のある方は年末防犯に御出席をするようによろしくお願い申し上げます。

3つ目、民生委員について先ほど御回答をいただきましたんですけど、ひとり暮らしをしている方、高齢者、先ほど70歳以上のひとり暮らしの方で数字が示されましたんですけど、高齢者の方も、ひとり暮らしじゃなくて、御夫婦だけで住んでみえる方も多いかと思えますので、その点をまた考慮にお入れ願いまして、調査対象を広げていただくようによろしくお願い申し上げます。あと、明るい、住みよい、本町といたしましてはスローガンとなっておりますんですけど、それをこれ以上に超えるように、よい声が町民の方々から聞こえるように、またよろしくお願いしたいと思います。

それと3番目に、町先導の見守り班、また見守り隊ということでちょっとお願い申し上げましたんですけど、町当局も民生委員さんも陰ひなたなく頑張っておられるということなんですけど、もうちょっと踏み込んでいただいて、ひとり暮らしの方、また2人暮らしの御夫婦の高齢者の方々を今後見守っていくように、そういった見守り隊とか見守り班を民生委員の方々と協力しながらやっていただくようにしてみてもどうかということですけど、この計画等がありますかどうかをお聞き申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

厚生部長（家田兵蔵君）

中川議員、今、町先導の見守り隊につきまして御質問ありましたけれども、先ほど御答弁いたしましたように、民生委員さんの活動、これは民生委員法で決められた中で、民生委員さん各自が研修、勉強しながら活動をしていただいております。今現在も、それぞれの民生委員さんの地域をもちまして各地域において活動していただいております。今、そうした見守り班をつくる考えはあるかどうかという御質問でございますが、民生委員協議会の中でこういった議員さんからの御発言がありましたことは十分お伝えする中で今後検討していけたらと思えますので、よろしく願いいたします。

2番（中川博夫君）

もう1点、ひとり暮らしの方々が数十名いるということなんですけど、ひとり暮らしの方々は皆、町当局が電話するとか、いろんな連絡があると思えます。そのお一人一人の方々には電話はみんな設置されているのかどうか、お伺い申し上げます。

厚生部長（家田兵蔵君）

おひとり暮らしの方に電話が全て設置されておるかという御質問でございます。私、今、手元の資料の中にはそういった電話が全てあるかどうかということはちょっとつかんでおりませんが、少なからず民生委員さんの活動の中で、地域の見守り役といたしまして、お年寄りに限らず、子供さんから地域方全てについて民生委員さんが日々目配りをしていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2番（中川博夫君）

最後に、にこにこ広場についてですけど、これも前回もちょっと御質問申し上げましたんですけど、いろいろ私のほうからちょっとお願ひしたいことがありまして、今、民間の方々が資本を出し合っているということなんですけど、私もボランティアとして時々参加しておるわけなんですけど、これをまちづくりの推進協議会とか、まちづくりの行動プランのそういった委員会をつくっていただきまして、あと、今後の見直しをしているのかどうか、その点をよろしくお願ひ申し上げます。

これは補助金の対象となるわけなんですけど、補助金を出せるのか出せないかの問題だと思いますんですけど、町商工会、それと当局美浜町がこれはよいことだということでいろいろ検討していただいていると思いますんですけど、やっぱり利益を伴うことも先行しておりますもんですから、その辺の見方がどういうふうになっているのかを、もう一度、まちづくりとしてこれだけのことをやっているんだということを認識していただきまして、補助金のほうを出していただく方法がないのかどうかをさらに検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それと2番目に、これは地域との協調、協働事業なんですね。だから、町と民間の方々も一緒にやっていたかなければいけないと思いますので、その点も含めましてお伺ひ申し上げます。

経済環境部長（久野元嗣君）

まず、にこにこ広場、まちづくりでの委員会のほうへの見直しができないかとか、地域の人たちとの協調の中での対応をどうするかという話を言われたと思いますが、議員が御心配しておりますように、にこにこ広場の方たちがやられておるのは、高齢者の方たちで買い物に困っておるという話の中で、俗に言う買い物弱者とか、買い物難民ということと言われておるのかなというふうに思っておりますが、まずこのスタートがちょっと難しいので確認だけさせていただきますが、買い物難民とか買い物弱者と言われるのは、商店街の衰退や路線バスの廃止によりまして生活必需品の購入が困難になっている方だとか、自動車などの運転だとか交通手段がない方が生活がしにくいという中で、いかにそれを対応していくかという方が買い物難民だとか買い物弱者というふうに言われておまして、経済産業省のほうでは、今議員が言われましたように、補助金の制度がございます。

そのことに対する定義の中で、買い物弱者応援マニュアルというのがございます。その中で、買い物弱者を応援する3つの方法というのがございます。1つには、地域に「身近な場所に店をつくろう」「家まで商品を届けよう」「家から出かけやすくしよう」というのがございます。身近なところに店をつくろうというのは、マーケットだとか青空市場だとか、商店街だとかというものをつくるということになります。それから商品を届けようというのは、わかりやすく言いますと、宅配サービスを実施しようということになります。それとは別に、今、にこにこ広場でやっていただいておりますのがその商品を近くに行って売るという話だと思いますが、ここにおきましては、経済産業省のほうで言います、家から出かけやすくしようというのは、生活のためのバス、買い物バス、出かけようバス、美浜町でいきます「行ってきバス」の関係でございますが、ああいうものを設置して、商店のあるところだとか店屋さんに動きやすいようなものを誘致するなり、そういうものを設置して買い物しやすくしようという方法がございます。

それからもう1つの方法といたしまして、次にはどうやっていくんだという7つの工夫がございます。買い物弱者に対しますどういうものがどこにあるんだという買い物マップをつくるんだとか、地域ごとの課題をどうするんだとか、配送サービスをどうするんだとか、ITを活用する、遊休施設をどうするんだとか、住民主体で運営しよう、先ほど言われます地域のコミュニティー活動の中でやるということもそうだと思います。それから、みんな連携して事業を続けようということがございます。これがにこにこ広場をやっていただいております。

こういう中でいけば、今、一般的に言われます補助対象となります買い物難民、買い物弱者につきましては、美浜町の現在あります、買い物弱者対策に対するバスが運行を美浜町内はしておりますので、これが買い物弱者に当たるかどうかという難しい部分がございます。かといって、それが便利だということでは町としても承知してはおりませんが、ですから、買い物難民とか弱者と言われる方たちがどう要望しておるのか、それから今現在活動しようとしておりますにこにこ広場の人たちがどういうものが必要で、どういうことがやりたいんだということをお教えいただいた中で、町も一生懸命それに沿って活動してまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

2番（中川博夫君）

どうもありがとうございました。にこにこ広場の役員の方々とそういった面を今後とも御相談していただきながらやっていただきたいと思います。

補助金の交付制度のことなんですけど、こういった交付金の要領を一度、にこにこ広場の方々、それと町当局、御相談等また協議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。あと、地域とのコーディネーターみたいなものですね、そういった連携事業が出てくると思いますんですけど、それを煮詰めていただきまして、ぜひとも来年度の予算に少しでも交付金等か補助金が出ればまた活気が出てくるんじゃないかと思っておりますので、その辺の御検討をよろしくお願い申し上げます。

最後に、こういった買い物弱者の方々のアンケートも各地区ごとにできれば必要じゃないかなと思いますんですけど、そういったアンケートをにこにこ広場の関係の方々がお返ししたり、各区へお返しして、これは西部だけしかまだやってないんですけど、そういったことが御意見にたくさん上れば、また御参考にいい活動の広場ができると思いますもんですから、その点をよろしくお願い申し上げます。

経済環境部長（久野元嗣君）

今言われましたアンケートだとかいろんな要望書、いただければ必要に応じて対策は考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（丸田博雅君）

以上をもって、中川博夫君の質問を終わります。中川君は自席に戻ってください。

〔2番 中川博夫君 降席〕

議長（丸田博雅君）

次に、13番 磯部輝次君の質問を許可します。磯部輝次君、質問してください。

〔13番 磯部輝次君 登席〕

13番（磯部輝次君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました一般質問通告書に基づいて順次質問し、明快なる回答を求めるものであります。

1番目、奥田駅周辺整備構想策定業務委託についてでございます。

私は、過去何度も、奥田駅を含む周辺地域を地域生活拠点として、学生、地域住民がお互いに日常生活を支えることができる駅前にはふさわしい設備を整備し、地域の活性化を図るよう質問し続けてまいりました。今回も同様、今年度既に予算化されている奥田駅周辺整備構想策定業務委託についてお伺いいたします。

1 番目、この業務の目的についてであります。

2 番目、奥田駅周辺の整備開発には奥田土地区画整理事業の予定地となっておりますが、それとの関連性についてであります。

3 番目、現在の進捗状況と今後の予定方針についてであります。

続きまして、大きな 2 番目でございます。国道247号の通学路の安全対策についてであります。

国道247号線は、野間中学校生徒の自転車通学路として指定されている交通量の多い生活道路であり、特に J A 奥田支店近くの奥田橋は幅が約 6 メートルと狭く、生徒は大変危険な状況の中で通学している状況でございます。地元の P T A や地元区の声をもとに同僚議員とともに通学路の安全対策を要望した結果、奥田橋下流側の歩道橋については今年度で予算化もしており、昨日、工事の着工に業者が入っております。来年の 3 月末には完成予定との案内板が出ております。

児童・生徒の通学路の安全、高齢者に対する交通安全の確保を図るには、できれば両側に歩道橋が必要と考えられますが、上流側の整備見直しについてお伺いいたします。

大きく 3 番目、県道奥田河和線の道路拡幅整備事業についてであります。

本路線は、東西を直線で結ぶ生活重要路線であり、奥田北側地区交差点より西側国道までの未着分は特に道路幅が狭く、私のはかったところでは約 4 メートルと狭く、交通事故やトラブルがよく発生する区域であります。道路拡幅整備事業について、現状と今後の見直しについてお答えをお願いします。以上であります。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

磯部輝次議員の御質問にお答えをさせていただきます。

2 問目につきましては私のほうから御答弁させていただきます、その他の御質問につきましては担当部長より御答弁いたしますので、よろしくお伺いいたします。

国道247号の通学路の安全対策についての御質問でございますが、野間中学校生徒の安全な自転車通学が危惧されることから、奥田小学校 P T A、野間中学校 P T A、奥田 3 区長、地元町議会議員及び親和会より、人道橋の設置について以前より数多く御要望をいただいております。

町より国道及び河川管理者の県に対しまして通学路の安全対策への財政支援を強く要望いたしました結果、県の補助事業採択をいただくことができ、下流側の人道橋設置工事を10月に発注することができました。工事完了は来年 3 月を予定いたしております。工事期間中は何かと御不便をおかけいたしますが、御協力をいただきますようお願いいたします。

議員御指摘のとおり、通学路の安全を図るためには、両側への人道橋設置が必要と考えております。下流側に引き続き、上流側への人道橋設置につきまして県の補助事業採択を得るため、11月に国及び県へ鋭意要望いたしました結果、25年度採択が内定した旨を県よりお聞きいたしております。25年度に調査設計と用地取得を行い、平成26年度工事着工の継続事業として実施を予定いたしておりますので、よろしくお伺いいたします。

〔降 壇〕

建設部長（片岡 勝君）

次に、奥田駅周辺整備構想策定業務委託についての御質問の 1 点目、この業務の目的はについてでございます

が、この業務につきましては、奥田駅周辺地区の魅力向上並びに地域の活性化を目指して、その基礎となる整備構想図を作成させていただき業務でございます。都市計画マスタープランにおいても、奥田駅周辺地区につきましては地域生活拠点として、学生と地域住民の日常生活を支える生活利便施設の立地・誘導、住宅機能の導入を検討する地区として位置づけられております。また、2015年には日本福祉大学の経済学部、国際福祉開発部が移転することも決まっております。今回、奥田駅前を、駅前にふさわしい公共施設等を整備し、地域の活性化を図っていきたくて考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に2点目の、奥田土地区画整理事業予定地となっているが、それとの関連性についてはでございますが、奥田土地区画整理事業につきましては、平成10年に組合準備委員会を設立し、現況測量、地区界測量及び区画整理設計等を実施してまいりました。その後、議員も御承知のとおり、経済状況の低迷などにより現在事業を休止しておりますが、将来的にはぜひ実現させたいとの地元準備委員会の意向がございます。そういった中、今回の整備構想図作成業務につきましても、区画整理事業の促進も含めて将来の奥田駅前の土地利用を考えていきたくて思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目の、現在の進捗状況と今後の予定方針についてはでございますが、現在、奥田地区において、地元議員を初め地元区長、日本福祉大学を含む11名による推進委員会を立ち上げていただき、10月及び11月と2回の検討委員会を実施させていただきました。それぞれの立場から意見交換を鋭意行っております。今後、その中で奥田駅周辺の将来像を各委員さんとともに描いていきたくて考えておりますので、磯部議員におかれましても、今後御指導、御協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、県道奥田河和線の道路拡幅整備事業についての御質問でございますが、御質問の善法寺前の県道につきましては、現在は休止中となっておりますが、本路線は東西を結ぶ重要路線であり、多くの奥田駅への通勤・通学者や日本福祉大学の学生が利用し、交通事故が危惧されております。

本町におきましても、各地区より多数のこのような要望をいただいている中で、県に対しまして、国道並びに県道の10路線、2級河川を5河川、海岸護岸改修などの要望について、7月に要望いたしたところでございます。県からは厳しい財政事情から本路線の早期事業着手は難しいとお聞きしておりますが、用地取得が既に完了しております野間駅前の県道野間河和線の整備が先行して予定されております。そのため、この路線の整備完了後において県道奥田河和線の着手に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。地元地権者の御協力を得ながら今後も鋭意要望してまいりますので、磯部議員が中心となって地元及び関係者の方々をまとめていただき、御支援、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

議長（丸田博雅君）

磯部君、再質問はありますか。

13番（磯部輝次君）

1点目からいきます。

先ほど答弁の中に、駅前にふさわしい公共施設などを整備し、地域の活性化を図っていきたくてという考えを述べられたところです。駅前にふさわしい公共施設というと、どのようなことをお考えになっておられるのか、わかれば発表願いたいと思うんですが。

建設部長（片岡 勝君）

今、磯部議員が言われますように、奥田駅の活性化ということの中の公共施設の位置づけはどのようかということでございますが、準備検討委員会の中でも話の出ております、何しろ奥田駅周辺に集客、にぎわい、そういった勢いを取り戻したいというようなことで、ましてや日本福祉大学のキャンパスが目の前にございます。そう

した中で、各委員さんが、今、11名で構成されておりますが、いろんな意見を持ち合った中で、整備内容につきましてはあくまで公共事業で先行していかないかなんかということの意見はまとまっておりますが、そうした中で、今これだということではございませんが、今後早い時期にまとめていきたいと、このように考えております。

13番（磯部輝次君）

ちょっとその辺がぼけていますが、今後の課題だと思いますが、実は、私はこのことについてよく質問いたしておるんですが、ちょうど名鉄知多新線ができたのは、多分、上野間までが昭和49年だったかな、それから3年ぐらいたって野間駅まで来た。それから、58年には日本福祉大学が総合移転をしてきたという過程がありますよね。その問題を含めて今までいろんなことを、私ばかりじゃないですよ、いろんな方を含めて要望してまいりました。まず大きな事業といたしましては、名鉄構内のバリアフリー化、エレベーターとかスロープ、周辺の点字ブロック等、こんなことで非常にきれいになったと私は思っております。

私としては、その周辺の道路にいたしましても、今やっておる拡幅の工事、それから谷のほうの周辺の舗装工事、それから学生がよく駐車する自転車の置き場の設置、それから地元の地主さんの協力のもとで報恩寺の卵塔の前の駐車場、あれも竹本助役がおる時代に中へ入ってもらってしたというようなことで、かなりのことをしてもらっておるんです、実は。これは、私も地元議員としましていろんなことを言われておりますが、こういう事実を知らない方が多いわけですよ、本当を言いまして。あの辺の地域というのは水田地帯ですから、田舎ですからどうしても、稲がいいときはゴールド色のじゅうたんのようきれいです、あれが稲刈りが始まりすと枯れてちょっと寂れるというところがあります。今後、私たちも、あなたが言うてくれたように、地域で推進協議会という、仮名なんです、我々同僚議員3人で地元のために、まあ11人ということで今やっていますが、私としては、この策定業務を含めて、やっぱり大学という一つの広大な財産ということもありますし、環境、それから駅、あそこにまた駐車場を含めて予定地があると思うんです。その大学と名鉄電車ですか、この方も含めてこのメンバーに入ってもらって、そして町の指導のもとに本当にすばらしい構想を練っていきなさいと。我々も一生懸命3人で骨を折らせていただきたいと思います。

次に、2つ目の安全対策のことですが、町長の御答弁で人道橋と。私、これも実は看板を、今、工事をきのうからやっておりますので出ております。この言葉が人道橋というふうに書かれております。これは普通には歩道橋と言いますよね、一般的には。この違いというのはどういう違いがあるんですか、ちょっとお願いいたします。

建設部長（片岡 勝君）

人道橋ということで名称をしておりますが、全く歩道橋と同じことでございます。

13番（磯部輝次君）

実は、今、現場へ行って絶えず見ておるんですが、私はちょっと図面を正式に見ていないところがどうか、見たってわからんのですが、かなり幅が、2メートルぐらいあるのかな。これは通学路という問題もあるんですが、ここを、自転車に乗って、まずはとめて歩きながら渡るのか。つまり、自転車といえども乗っておれば軽自動車という、その辺はどういうような指導をしていこうかと思、また許可を得ていこうかと思っておりますか。

建設部長（片岡 勝君）

今回設置されます歩道橋、人道橋につきましては、県道からのエスコートラインで誘導させていただいて、当然、乗車のままそこが渡れるというような形をとりなさいというふうには思っております。

13番（磯部輝次君）

それからもう1つ、本当に喜ばしいことは、上流が26年度に着工予定というようなこと、継続してやっていた

だくという答弁がございました。ちょっと本当に驚いておるんですけど、こんなに早く御配慮願って、本当に我々関係者一同としては大変喜ばしいことと思っております。本当に感謝いたしたいと思っております。

このことはいいんですが、実はもう1つは、つまり、今は下流のほうでできるということはわかりますが、その間は、あの橋を渡るんですが、そこを横断するようにしていくのか、その辺はどうするんですか。そういう予定をしておるんでしょうか。橋はそのままでは危ないということですね、今現在は。それで、できたと、下流のほう。そうしたら、中学校へ向かう場合、朝、こっちへ渡って行くのか、できるまでの間は。それとも、今までどおり橋の縁を渡って通学するのかということなんです。

建設部長（片岡 勝君）

今年度につきましては下流側が完成予定ということで、野間中学校の生徒さんによる通学につきましては、下校のラインというふうに位置づけていきたいということで、ちょっと間が出ますが、25年度の測量調査設計並びに用地取得を経て26年度工事着手ということで、その間、登校のほうは2年ちょっとギャップが出ますが、帰りの下校に関しては、下流が設置できておるということで緩和させていただきたいというふうに考えております。

13番（磯部輝次君）

一応、安全対策ということで表題を出していますが、実は高齢者の方の歩行ですが、店舗ということで、グリーンセンターですか、南側のあそこら辺は頻りに歩いています。その辺の御配慮も、やっぱり自転車で行くとなれば、自転車のハンドルが大体60センチぐらいあるということも考えられますから、その辺も十分に御配慮願いたいというふうに思っております。

それでは3番目でございます。県道ですね、お答えでいきますと、野間河和線でありながら、野間駅の北側の道のことを言っておられるんですね。つまり古墳があって中断しているところを、それが整備完了後、今私が質問している北側の交差点から国道まで、これを進めていきたいという御返答ですね。それは、県道野間河和線というのは、来年、再来年ぐらいまでかかる、もう少ないよね、正直言って。やっておったところでとめておりますから、もうちょっとですよ。そうすると来年ぐらいには完成するというふうに考えていいんですか。

建設部長（片岡 勝君）

今、野間・河和線につきましては、野間駅から法山寺に向かう区間が未整備となっております。一応買収用地取得区間が法山寺まででき上がっておりますので、それで、今年度の県の報告によりますと、これで3年間、野間駅前、いわゆる野間・河和線が休止されております。そうしたことで、その原因といいますのは埋蔵文化財の調査ということで、教育委員会のほうの調査予算もなかなかつかかなかったということで、そういう理由でとまっておるとのことだったんですけど、今回、今年度、今年度は残り4カ月でございますが、設計の修正設計を着手すると。並びに次年度以降、埋蔵文化財の調査に入って、それから工事着手ということですので、まだ今年度を含めまして3年ないし4年がかかるのかなというふうに野間・河和線については考えております。

13番（磯部輝次君）

話を戻しますが、今の奥田・河和線、つまり私が覚えておるのは、ちょうどあの交差点、あの辺がかなり広い道で整備されていますね。8メートルで歩道もあって、それがずうっと内海までつながっていると。実は、もう既に二十五、六年は僕は未着工になっておると思うんですね、今の問題のところは。それはやっぱりバブルがはじけて予算の財政的な面であるのか、それとも地主さん、地権者のいろいろな問題があって延びておるのか、ちょっとその辺の事情を、わかる範囲内で結構ですが、教えてください。

建設部長（片岡 勝君）

今、磯部議員さんが言われるように、昭和50年の後半から60年にかけて用地のほう、今未整備の区間でござい

ますが、県と町におきまして地主のほうへの説明会もさせていただいた中で、いわゆる奥田北側の交差点から内福寺に向かう部分については整備が終わっておりますが、それから今言われる国道までの間ですけど、いろいろ当時、かなり古い昭和50年の後半から60年ですので、もう二十数年たって30年近い関係でございますが、当時はなかなかいろんな意味で同意が得られなかったという経過もございましてこういった状況になっておるのが現実でございますので、先ほども述べさせていただきましてんですけど、あくまで地元が了解、そういったまとめが必要だと、こんなように考えております。

13番（磯部輝次君）

答弁の中でも、野間・河和線を完了次第こちらのほうを検討していくということで、今後も県に対してぜひ要望を継続しながらお願いしたいという答弁をいただきました。地元の区会も、この問題も25年度の予算要望しております、多分。私たち地元議員もおりますし、地権者の方もよく御存じの人ばかりですから、必要があれば協力いたす所存でございますので、何なりと言ってほしいと思っております。

ちょっと関連して、議長にとめられるかもわかりませんが、一応災害ということで行きますと、3番目でも結構ですが、拡幅に関して、実は皆さん、国道と善法寺さんの辺を空想してもらいますと、つまり、JAのスタンドがございましたね、ちょうど山王川の橋からずうっと来て、今言っておる問題の交差をします。それからもう1つ、こっちのところも、東側ですよ、そこからアパートまでが更地で、この土地を逃がしては、つまり通学路の問題で、ぜひこちら辺を先行投資を努力されるといいなと私は思っておりますが、どちらへ向かって、ここを拡幅していくと将来にはすごくよくなると思うんです。国道もよくなるし、県道もよくなる。そのような考えは考えたことはございませんでしょうか。

建設部長（片岡 勝君）

奥田・河和線の改修・改良整備要望にあわせて、JAさんの今言われますスタンドの跡地、この辺の土地状況、土地利用の関係も県のほうには重々お話しさせていただいた中で、歩道設置ということはお話はさせていただいております。そうした中で、その対側地の部分の話もちょっと、地元の方からですけど、用地協力ができるといようなことも聞いておりますので、その辺をあわせて県のほうには、もちろん主流は奥田・河和線でございますが、そこに沿った用地の対応ということが可能であるということは重々話はしております。

13番（磯部輝次君）

いずれも私は、3点、地元というか、奥田の関係をしました。本当に前向きな答弁もいただきました。確約もしていただきました。本当にありがとうございました。これで私の質問を終わります。

議長（丸田博雅君）

以上をもって、磯部輝次君の質問を終わります。自席に戻ってください。

〔13番 磯部輝次君 降席〕

議長（丸田博雅君）

ここで休憩をいたします。再開は10時半といたします。よろしく願いいたします。

〔午前10時11分 休憩〕

〔午前10時30分 再開〕

議長（丸田博雅君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

4番 千賀荘之助君の質問を許可いたします。千賀荘之助君、質問してください。

〔4番 千賀荘之助君 登席〕

4番（千賀荘之助君）

議長の許可が出ておりますので、通告に基づき質問に入らせていただきます。

今回は、美浜の福祉ということで、福祉ということはとにかく負担がかかります。受益と負担、これは国政レベルの問題ではございますが、地方としてできることの範囲内で結構でございます。それを申し添えた中で的一般質問に入らせていただきます。

1番、美浜町の社会福祉対応について。

日本の歴史上、いまだ経験したことのない高齢者人口の増加、まれに見る少子化等、大きな社会問題となっております。町当局の社会福祉等への対応について、以下6点を問います。

1点、少子化時代、いかに対応策を打ち出すか。

2点、中・高齢者の生きがいとは何かについての対応をどのように考えているか。

3点、生きがいのある老人の学習環境づくりはどのようにしているか。

4点、ノーマライゼーションの実現についての対応はどのような成果になっているか。

5点、いかに近隣社会のコミュニティーを築き上げるか。

6点、みんなで考えなければならない健康老死についてどのように思うか。

町当局の担当者の方をお願いをしておきます。いわゆる一般質問としては非常に今までにない、なじみのない問題提起だと思いますが、担当としてできる範囲の答弁で結構でございます。しっかりとした当局の考えをお伺いします。

では、質問としては以上でございます。よろしく申し上げます。

厚生部長（家田兵蔵君）

それでは、千賀議員の御質問にお答えをさせていただきます。

日本の歴史上、経験のない高齢人口の増加、少子化についてでございます。

この問題につきましては、世界の先進国では皆日本と同じような傾向にございますが、日本が最も高齢化のスピードが速く、世界のどこの国も経験していない状況でございます。千賀議員御指摘のとおり、大きな社会問題になっております。

それでは、美浜町の社会福祉対応についての1点目、少子化時代、いかに対応策を打ち出すかでございますが、平成2年の1.57ショック、いわゆる合計特殊出生率でございますが、1人の女性が一生のうちに出産する子供の数でございます。現状の人口を維持するためには2.1が必要であると言われております。その合計特殊出生率が1.57となり、人口減少ということが現実になってきたわけでございます。それが平成2年のことでございました。

それを契機に、政府は、仕事と子育ての両立支援など、子供を産み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始め、平成6年に今後の子育て支援のための施策の基本的方向、いわゆるエンゼルプランを、平成11年に新エンゼルプラン、重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画を策定し、対応に努めてまいりました。平成15年には、地方公共団体及び企業において、10年間、集中的、計画的な取り組みを促進するため、次世代育成支援対策推進法が制定されました。これを受けまして、美浜町も平成16年度に次世代育成行動計画を策定いたしております。

本年8月10日には、子ども・子育て関連3法が可決成立いたしまして、地域子ども・子育て支援事業として、町が実施すべき事業として、利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診などが掲げられております。これらの中から美浜町がまだ実施できていない事業について、町として必要なか必要でないのか、実現できるのかできないのか、検討

を重ねていかなければならないと思っております。必要なもの、できるものについては早急に進めてまいります。

今年度は、しばらく休止いたしておりました放課後児童クラブを再開いたしました。愛知県の小学校区の88.9%に設置されている現状を考慮いたしますと、再開することは当然であると思っております。再開に当たっては、以前の反省に立って、小学校敷地内での設置、開所時間の延長、土曜日の開所など改善に努めております。そのほか、保育所におきましては自由契約児の保育料の軽減、幼児保育については第3子の無料化、子供医療費についても無料化を行うなど、子育て世代の負担の軽減を図り、子育て支援に努めております。

2点目、中・高齢者の生きがいとは何かについての対応をどのように考えているかについてでございますが、中・高齢者に限らず、人は生きがいをどういうときに感じるかということでございます。ある調査によりますと、趣味やスポーツに熱中、家族との団らん、友人や知人との食事、雑談などに生きがいを感じるという人が最も多いという結果が出ておまして、このことは、孤立せずに友人や家族との良好な関係や親密な交流が生きがいを感じる上でとても重要であることを示していると思えます。

ここで問題となりますのは、高齢者のみの世帯や、ひとり暮らしの高齢者が増加していることでございます。このような高齢者は生活や心身の健康に不安を持つことが多く、要介護状態になるおそれも高くなります。高齢者の生きがいづくりと健康づくり活動は、身近な地域で生き生きと活動しながら暮らし、若い世代とともに地域社会を支え、地域全体を活性化する上でも極めて重要なことでございます。生きがいと健康づくり活動は、高齢者がその意欲と能力に応じて社会とのつながりを持ち続けるための活動として捉え、地域の中にしっかりと定着したとき、地域社会を支える活動として不可欠なものとなってまいります。

美浜町におきましては、高齢者の方々には、文化協会、体育協会、老人クラブなど、さまざまな分野で御活躍をいただいています。また、仕事を持つことも高齢者の生きがいとして非常に大切なものがございますので、シルバー人材センターの活動などをしっかりと応援していく必要があると考えております。

3点目、生きがいのある老人の学習環境づくりはどのようにしているかでございますが、高齢者の生きがい活動について、学習機会や活動機会の充実を望む方も多くなっておりますので、自主的な活動の機会を提供していくことが必要だと考えております。美浜町では、みはま寿大学の活動支援を行っておりますので、詳細については後ほど教育委員会からお答えいたします。

4点目の、ノーマライゼーションの実現についての対応はどのような成果になっているかでございますが、ノーマライゼーションを福祉分野に限定いたしますと、障害者と健常者が分け隔てなく普通に共存できる社会こそがノーマルな状態であるという理念のもと、ノーマルな社会を積極的に創造していこうとする活動や施策、またその推進のための運動ということでございます。バリアフリーやユニバーサルデザインは、ノーマライゼーションの考えを具現化する取り組みの一つでございますが、ここまでやったら実現したという性質のものではございませんので、常に障害者に対して支援できることを意識し続けていくことが大切でございます。以前はバリアフリーに係る費用についてはなかなか理解されませんでした。今では応援していただける方向に変わってまいりました。これは一つの成果だと思っております。

また、障害者基本法に、保育の面では、地方公共団体は障害者である子供が可能な限りその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならないとあります。私どもいたしましては、発達障害支援事業の通所施設について早急に保育所の中に設置したいと考えております。

5点目、いかに近隣社会のコミュニティーを築き上げるかについてでございますが、昭和45年に当時の自治省がコミュニティー（近隣社会）に関する対策要綱という要綱を通知しまして、小学校区を範囲とする地区を指定して、そこに生活関連や文化・教育などの諸施設を整備し、地域的連帯を強化しようとする地域生活環境整備事業

としてコミュニティー施策を進めました。国主導でコミュニティーセンターなどを箱物づくりとして施策化され始めたものでございますが、美浜町におきましては、小学校区より小さい単位の区がございますので、区を単位といったコミュニティーを重視し、今日までコミュニティー施策を進めてまいりました。今後も、高齢者サロン事業、敬老会事業などを初め、多くの事業は区単位で実施していくことになろうかと思っておりますし、区の活動はますます重要になろうかと思っております。また、布土公民館、野間公民館では公民館活動が行われておりますし、炭焼き活動も各区で行われておりますので、それらのさまざまな活動を通じて近隣社会の結びつきが深まっていくと思っております。

6点目、みんなで考えなければならない健康老死についてどう思うかでございますが、「健康老死」という聞きなれない言葉でございますので調べてみましたが、余り文献も出てまいりませんので、その意味を、死の直前まで健康的に活動し、寿命が尽きて亡くなるというように捉えてお答えをさせていただきます。

実現できれば、理想的な生き方でございます。そのような生き方を実現するためにはどうしたらいいのか、なかなか実現することは簡単なことではないように思われます。しかしながら、もし実現できることであれば、そのように努めていくことが自分のためにも社会のためにもとても有益なことでございますし、紹介していただきました「健康老死」という言葉につきましては、そのほかにも意味深い内容を含んでいると思われまので、今後注目していきたいと考えております。以上です。

教育部長（山森 隆君）

それでは、生きがいのある老人の学習環境づくりはどのようにしているかについてお答えさせていただきます。

高齢者がより健康的で心豊かに生きがいのある楽しい生活を送るために、みはま寿大学の活動支援を行っております。寿大学は、自分から進んで参加する活動を目指し、大学運営を役割分担し合い、共同責任で行うものであります。寿大学は平成9年度から始まり、平成14年度から23年度までの10年間の延べ参加学生数は1万8,419人でございます。平成18年度から5回以上の受講者に修了証の交付を始め、延べ授与者は925名となりました。

平成23年度の寿大学は、60歳から90歳くらいまでの申し込みがありまして、東学級199人、西学級146人、野間学級181人が、総合公園体育館、公民館、観光センターなどで「地域の民話」「落語に親しむ」「いつまでも元氣よく暮らすために」など7回の講座を受講しております。受講者の延べ人数は1,352人であり、5回以上出席者151人に修了証を授与しております。平成24年度も5回の講座を終了し、延べ942名が受講され、楽しみながら学んでいただいております。今後も、学級を代表する運営委員の企画を尊重しながら、積極的に支援してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（丸田博雅君）

千賀君、再質問はありますか。

4番（千賀莊之助君）

それぞれの立場で質問の内容をよく把握し、明確な答弁、ありがとうございました。

1点だけ、ちょっと柄にもなく英語を使いまして、これは厚生部長さんに対する再質問でございますが、このノーマライゼーションの英語を日本語に直して対応する場合、どのような見解をお持ちでしょうか、お答えください。

厚生部長（家田兵蔵君）

横文字を日本語で要約ということでございますが、私もなかなかたけておりませんので、先ほどもお答えさせていただいておりますが、福祉分野で申し上げますと、ノーマル、いわゆる普通というようなことで、例えば障害のある方もない方も全て同じという捉え方をするというようなことだと思っておりますので、よろしくお

願います。

4番（千賀荘之助君）

という解釈でございますね。

では、僭越ではございますが、厚生部長さん、私なりに勉強したいいわゆる和訳文書に直しますと、ノーマライゼーションとは、障害者や適応力の乏しい高齢者の生活を、できる限り健常者の生活と同じように営めるようにする、いわば障害者も健常者も、高齢者も若者も、ともに住み、ともに生活できる社会を言うことがあります。これがため、少なくとも平均的な、ここは町ですので、町民と同じ生活を保障し、支持するものでなければならない。これは、障害者、高齢者の人権、価値、その尊厳は健常者と同じであるという考え方によるものである。ノーマライゼーションとは、1950年ごろデンマークで巨大施設に隔離された知恵おくれの子供を地域に帰す親の運動から始まった。現在、北欧やアメリカ、イギリスでは、グループホームで自由な生活をし、精神障害者もそれぞれの地域社会で普通と変わらない生活を送っている。

我が国は、戦後の憲法で平和主義と並んで福祉国家建設を説き、障害者等に支援の手を差し伸べることになった。福祉のまちづくりを目指し、これを基本にする市町村の使命は極めて重要な業務となった。障害者も地域社会で安心して暮らすためには、自立し、他人に迷惑をかけない、頼らない努力をする。働いて対価を手にし、自分が社会に役立っていると、生きる喜びを実感する。しかし、現実には障害者、高齢者らは自分の力だけでは乗り越えられない壁がある。それゆえ、個人の生活環境と密着し、きめ細かな支援の手がなければ自立は容易でない。特に就労の確保と生活支援が不可欠である。障害者にとって大事で期待していることは、就業機会を確保し、労働者となることである。地方団体も民間企業も、障害者も一人前の人間として、人権尊重の立場から社会的協同の責任として解決しなければならない。

障害者雇用促進法は、事業主に一定割合の障害者の雇用を義務づけている。今日では知的障害者も加わり、全従業員の1.8%と定めている。しかし、地域によってその達成率がばらばらであることから、この雇用率の義務を達成しない企業に納付金を課すことになった。従業員300人以上の企業は雇用率達成の不足数1人当たり月額5万円を日本障害者雇用促進協会に支払い、障害者の雇用支援助成金として交付することになったとはありますが、冒頭でのノーマライゼーションとはこういったことを言うに基づいての質問でございました。

そういった中で、よく勉強をなされ、的確な答弁、ありがとうございました。美浜町としては社会福祉に、山下町政、非常に力を入れていただいております。これは障害者の方にとっては非常にありがたいことであると思っております。

以上をもって、私の一般質問を終わらせていただきます。議長、えらい質問で、ありがとうございました。では終わります。

議長（丸田博雅君）

以上をもって、千賀荘之助君の質問を終わります。千賀荘之助君は自席に戻ってください。

〔4番 千賀荘之助君 降席〕

議長（丸田博雅君）

次に、12番 島田昭夫君の質問を許可します。島田昭夫君、質問してください。

〔12番 島田昭夫君 登席〕

12番（島田昭夫君）

議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

私の質問で、平成25年度の予算についてでございますが、まだ予算ができていない段階でこの質問をした理由

でございます。先般、町長より予算編成に当たっての4つの方針を打ち出され、各部署に通達をなされて、ただいま予算編成の真っ最中である、おまえたち議員も十分理解しておけという通達文を我々全員にいただいた。これに対して何らおこたえしないということについては失礼であろうということで、きょうの質問をさせていただくわけでございます。

まず質問に先立ちまして、まだ予算編成等々が具体的になされているわけではないと思いますので、数字とかそういったことのお答えはないということは十分承知いたしております。要はきょうお聞きしたいのは、4つの方針を出されたその趣旨をどのくらい御理解されて実際に予算を編成されておられるのか。そして、でき上がった予算と検証させていただければ、この4つの方針の意味合いがよくわかるであろうということから質問をさせていただきます。

ここに書いている、ちょっと長たらしいですが、読ませていただきます。

(1)通達に、平成23年度の決算状況は大変に厳しいものであったと。町長は、美浜町の現状をどのように把握し、平成25年度の美浜町一般会計を編成されるおつもりなのか。大きくりに一般会計予算総額はどのくらいの規模と考慮されるのか。

2番目、これはちょっと具体的になってきますのでお答えにくい点があるかと思いますが、しかし、非常に重要な部分であろうと。というのは、2番、3番は、このもとに25年度の予算編成というものを各部署がお考えになっておるであろうということも込めまして質問いたしました。

2番、通達の中に、平成24年度の予算要求、現在査定中の第10期実施計画の内容は、事業規模の拡大、新規事業の要望が目立ち、縮小・廃止する事業が極めて少ないと述べておられました。これはどういう意味なのか。

3番目、新たな事業を実施するために、既存の事業を縮小・廃止しなければ財源は捻出できない。これは至極当然のことではありますが、平成25年度の予算にこれをどのように反映させようとしているのか、この背景をもぜひ教えていただきたい。

それから4番目に、通達に4つの基本方針をうたっているが、25年度は何に力を一番入れたいと思っておられるのか。

5番目、4つの基本方針のうち、4つの基本方針というのは4つありまして、教育、地域の活性化というのと、安心・安全まちづくり、それから健康、この4つの基本方針でございます。その中で教育及び地域の活性化の2つを取り上げさせていただきましたのは、後ほどまた再質問等々で質問させていただきます。以上でございます。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

島田昭夫議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成25年度予算編成についての御質問のうち、1点目、4点目及び5点目につきましては私のほうから御答弁させていただきます、その他の御質問につきましては担当部長より答弁をいたしますので、よろしく願いいたします。

1点目の、23年度決算は厳しいと述べられているが、現状をどのように把握して平成25年度一般会計予算を編成するのか。また、予算総額の規模はについてでございますが、平成23年度決算につきましては、既に9月議会におきまして御説明させていただきましたとおり、形式収支におきましては2億7,165万3,000円の黒字になり、繰越財源分を除きました実質収支におきましても2億3,136万3,000円の黒字となりましたが、実質収支は前年度以前からの収支の累積でありますので、その影響を控除した単年度収支及び実質収支に財政調整基金への積み立てなどの実質的な黒字要素を加え、財政調整基金取り崩しなどの赤字要素を差し引いた実質単年度収支について

は、いずれも赤字となっております。平たく言いますと、前年度の繰越金、あるいは基金の取り崩しや起債によりまして収支が保たれているものの、純粋なその年度のみ収入をもって歳出が賄い切れていないというのが本町の状況であると考えております。

今後の財源見込みでございますが、少子・高齢化の進展により、さきの国勢調査でも明らかになったように、本町におきましても人口がこの5年間で約1,000人減少しております。これはすなわち生産人口自体も減少することとなり、これに伴い、均等割も含め町民税の減少は避けることができません。また、経済の低迷によりまして個人所得、法人所得の伸びも鈍化することが予想されております。加えて、固定資産税及び都市計画税につきましても、地価の低下傾向が続き、課税標準額引き下げにより年々減少傾向となっております。地方交付税につきましても、現行制度が維持されるのであれば問題はありませんが、過去においては、小泉政権時代の三位一体改革による見直しのごとく、削減に向けた動きもありましたので先は読めませんが、いずれにしましても、歳入面において大変厳しい財政状況であることは認識しているところであり、限られた財源の中で住民の皆様の御要望におこたえできるよう、精いっぱい頑張っって予算編成に臨んでまいりたいと考えております。

なお、予算規模につきましては、これから編成作業に入るところであり、最終的にどの程度になるかは現時点で申し上げることはできませんが、目標といたしましては70億円を下回る程度と考えております。

4点目の、4つの基本方針のうち、25年度は何に一番力を入れたいと思っているかについてでございますが、予算編成に当たりましては、安心・安全のまちづくりに加え、健康、教育、地域活性化対策を今後の美浜町のまちづくりの柱として位置づけ、その方向に沿った事業の展開を図ってまいりたいと考えております。

5点目の、4つの基本方針のうち、教育、地域の活性化で具体的に何をするつもりかについてでございますが、教育につきましては、学校環境の改善を図るため、今後2年間をかけまして小・中学校のトイレの洋式化を含めた改修に取り組みたいと考えております。また、安全な通学路を確保するため、24年度に続きまして奥田山王川歩道橋の整備を行ってまいります。

地域の活性化につきましては、景気の低迷が続いておりますが、プレミアム商品券発行の継続実施などにより商業活性化事業を推進するとともに、観光におきましても、みはま海遊祭を初めとする各種事業を商工会や観光協会と連携をとりながら一層充実させてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

〔降壇〕

総務部長（森田 篤君）

それでは、2点目及び3点目につきましては関連がございますので、一括して御答弁させていただきます。

実施計画につきましては、新年度のプレ予算という性格もあり、実施計画で認められなければ予算を認めないというルールがございますので、各担当課におきましては、地元区を初め各種団体からの要望にこたえるために、町全体の財源を考えるとなく、担当課において必要と思われる多くの事業を計上してきているのが実情でございます。しかし、財源には限りがありますので、担当部局においては、これまでの事務事業の見直しを行い、廃止できるものについては廃止し、スクラップ・アンド・ビルドで財源を確保した上で、新規事業の予算計上に臨んでいただきたいと考えております。

すなわち、新規事業等により増額となる部分につきましては、決してほかの部局の予算カットで賄うのではなく、所管部局の全体事業費の中での対応をまず考え、事業実施の必要性があり、そのために財源が不足する場合に限って、初めて全体で財源調整を行うという手法をとるべきであろうと考えております。事業の廃止、あるいは事業費圧縮を図ることは非常に難しいことであると考えておりますが、各部局においては、実施時期や費用対

効果も含めて、改めて今行すべき事業は何か、総合的に考えた上で予算編成に臨んでもらいたいとの町長の意思を表明したものでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（丸田博雅君）

島田君、再質問はありますか。

12番（島田昭夫君）

ただいま御答弁をいただきましたが、まず第1点目で、従来、緊縮予算、緊縮予算というようなことを唱えてまいったわけですが、町長もそれで打って出てこられたわけで、財政改革が一つの大きな目標みたいなものとなってしまうおったわけですが、私が1番目で質問いたしましたのは、美浜町の現状をどのように把握しているかというのは、決して緊縮財政を今度もという意味合いで申し上げたつもりはないんです。

と申しますのは、やはり今、日本国全体が沈滞して、いろんな形での景気回復であるとか、あるいはいろんな形での地方自治の活性化であるとか、そういったものに必死になって取り組んでおるわけで、美浜町の予算、1年間を通じて補正も全部毎年組んできて、結局は七十二、三億の総予算になるわけですね。この予算をいかに有効に使うかというようなことでいろんな状況が変わってくるであろうというぐあいに推察したとき、それが私は4つの方針であるだろうと今でも思っております。ですから、決してけちるというんじゃなしに、やはりつぎ込むところにはつぎ込んでいただいて結構かと思うんです。そして、それは最終的に七十二、三億の予算の中で調整しようとするれば削られるところも出てきようかと思うんです。

それで1番目の質問で、要するに何か大きくやろうとする中で、25年度で4つの方針というのが打ち出されたんですが、目玉予算的なものというのは何もありませんかね。町長の構想で結構なんです。こういうことを考えておるとか、そういう何か大きな目玉みたいなものというのはないんですか。これが1つ質問です。

町長（山下治夫君）

目玉ということにつきましては、言葉のとり方はいろいろあると思いますけれども、私どもが今までやってきたことをきちんと継続するものは継続し、地域の活性化、町民の方の御理解をいただきながら物事を進めてまいりたいわけでございます。その中で1つ2つ言わせていきますと、先ほど言いましたように、小・中学校のトイレにつきましては、なかなか手がつけられないものが、今後2年間にわたって教育の関係については力を入れさせていただきたいと思ひますし、また同僚議員の御質問にありましたような通学路の整備につきましても、精いっぱい、皆様方地域がおまとめになられたことを我々も受け、国や県のほうに陳情させていただき、県・国の支援がいただけてできていくわけでございます。やはり我々としましては、地道ではありますけれども、そういったことを行っていくことが目玉の一つではないかなというふうには思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

12番（島田昭夫君）

大分理解はできましたけれども、2番、3番につきまして、総務部長、ちょっと漠とした御答弁でしたので、もう少し伺いさせていただきますが、この中で、現実に第10期実施計画の内容は事業規模の拡大、あるいは新規事業の要望が目立ち、縮小・廃止する事業が極めて少なかったと。当然これはまた25年度に反映されるんでしょうが、24年度における事業規模の拡大、あるいは新規事業の要望というのは具体的に何だったんですか。

総務課長（牧 守君）

島田議員の御質問にお答えいたします。

平成24年度の普通建設事業費、建設、あるいは大きな物品の購入にかかった経費につきましては、当初予算ベースにおきまして7億4,800万ぐらい予算で編成させていただいております。ところが、平成25年度から3カ年

の今回の実施計画におきましては、先ほど町長も触れていただきましたが、税収が間違いなくこれから減っていくと。あるいは地方交付税の見通しも立たないというようなことで、非常に一般財源の確保が難しい状況を迎える中で、ほぼ25年度におきましても24年度と同等の普通建設事業費のほうが各担当課から上がってきていると。このような状況ではやはり一般財源の確保ができないということですので、同額程度の事業費も確保できないだろうと。そういった意味で、非常に厳しい財政状況の中で多くの要望が出てきているという実情がございますので、よろしく御理解のほうをお願いしたいと思います。

12番（島田昭夫君）

お聞きしたのは、事業規模が大きかった、新規事業が大きかった、24年度ね。これは何だったんですかとお聞きした。要は、その反省を踏まえて、反省なのか何か知らんけれども、25年度は税収が少なくなる、歳入が少なくなるから抑えようという、それはわかるんですが、そんな大きな何かがあったんですかね。

総務課長（牧 守君）

議員はそんな大きなとおっしゃられますが、実際に河和中学校の柔剣道場の約2億数千万というものが24年度については一番大きな事業だったと思いますが、この事業が25年度はなくなりますので、その分の財源が当然浮いてくるというふうに考えると、その財源をどこかに回せるんじゃないかというようなことが言えるわけですが、先ほど言ったように全体の一般財源ベースで減ってきているので、丸々25年度にその財源を回すことも難しいのかなというようなことを考えるところでございます。

12番（島田昭夫君）

さすれば、今度はなくなるんだから楽になるんですね。そうでしょう。当然初めからわかっていた予算じゃないんですか、突然出てきた話でも何でもなしに。そして、24年度がこうであったから25年度はどうしますよという形での予算編成がなされるわけでしょう。そうでないとおかしいですね。それをお聞きしたかったんですよ。もちろん河和中学校だけの話なのかどうか、ほかトータルしてわからない部分があるんですけどね。私が聞いたこととちょっと違うんですが、まあいいです。河和中学校が大きかったんだろうと。そのことですよということであれば、それはそれで結構です。

そのほかに、3番目も同じようなことを言っているわけです。先ほど総務部長から、いろんな形で予算編成すると、その部局内で調整し合うと。私はここに問題があるんじゃないかなという気がしてならないんですよ。自分の部署だけで予算を持って、そして何か事業をするときには、その部署の中のこっちをとってきてこっちにひっつけなさいと。よそには渡らないわけですね。そういう方法をとっているんだろうと思うんです。

しかし、これが僕は硬直化している原因じゃないかなと思うんですよ。大きくこっちに持ってきて今度はこの4つの方針に対してぼんといくよというようなことでないと、まさに例年の予算は、自分たちが持っている予算、仮に1,000万なら1,000万の予算を昨年立てますね。そうすると、あの予算書を見ると、いつも何十万かの差だけですわ、ふえたり減ったり。だから、今聞いて初めてわかったんですが、要するに同じ部署の中でやりくりするもんだから結果こうなるんじゃないかと。だから、これは私が間違っているかもしれませんが、本当に大きく、72億なら72億、町財政、あるいは町の政治の中でやっていくに当たっては、やはり全体で金のやりくりをしないと、どんと大きいことはできないんじゃないかなという気がしてならないんですが、そのあたりはどうなんですか。

総務課長（牧 守君）

議員がおっしゃられるとおりの、実際、予算編成は各部局を超えて財源調整をしているというのが実態でございます。ただ、財政当局、私ども総務部長もそうですが、立場としましては、例えばそれぞれの各部におきまし

て大きな事業をやるような場合に、まず考えていただきたいのは、自分たちが持っている事業、今までやってきた事業、そういったものを改めて見直していただいて、少しでも減らせるものは減らしていただいて、新しいものがあるんだったらそれを行うというようなことをやっていただければ結構なのですが、当然議員がおっしゃられるとおりのやり方で、我々は各部局の中でまずやってほしいなという気持ちがあるものですからああいう言い方をさせていただきましたが、現実には町全体で、こちらの財源が出たから、こちらの部局のほうへ予算をつけて新たな事業をやるだとかというやり方はやらせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

12番(島田昭夫君)

それじゃあ、ほかの質問に移ります。

4番目の、通達の4つの基本方針につきまして何に一番力を入れているか、当然の御回答を得ました。安全・安心、それから地域の活性化という項目が上がりました。それにつきまして、ちょっと変えて質問をさせていただきたいと思います。

安全・安心につきましては、いつも町長からもお聞きしておりますので、これは今回は省かせていただきます。それから健康につきましても、ほぼ御回答としては皆さん予測がおつきになるといいますので、これも今回は省かせていただきまして、実は非常に興味を持ちましたのが教育と地域の活性化でございます。これは非常に大事なことであらうと思います。

教育につきまして、先ほど町長からちょっと心外な回答をいただいた。ここで上げている教育というのは、トイレの洋式化であり、通学路の整備であるというのが教育なんでしょうか。その教育の項目って、そういう項目なんですか。もしそういうことであれば、私は環境整備なら環境整備でいいと思うんですが、教育という形で打ち出したら、やはり教育の本質に触れて、それは例を言えば、先ほどからある生涯教育であったりとか、あるいは道徳であったりとか、しつけ教育であったりとか、要するに学童の学力向上であるとか、そういった教育、教育の本質と言えるのかどうかわかりませんが、私はそうとったんですよ。教育という項目を上げられて、非常にいい項目を上げられたなと大変僕はうれしく思っておったんですが、ただトイレの改修がそういう教育問題であるということになってくるとちょっと異議を申し立てたいんですが、このあたりはいかがなんでしょうか。

町長(山下治夫君)

まさしく島田議員が今述べられたことも我々は精いっぱい考えたいと。たまたま先ほどは予算が大きなもので言わせていただきましたけれども、やはり教育に町として力を入れたい。その中にはいろいろあります。生涯学習にも力を入れたい。また、小・中学校の教育にも力を入れたい。じゃあ何ができるかということにつきましては、やはり教育の専門家であります町の教育委員会、校長会等々の御要望の中にもありますように、教育水準を高めるためのスクールアシスタント、またいろんな器具の問題、そういったものにつきましても我々は当然のごとく、これは私が各部署に言っているわけですし、外でも言っているわけですから、職員挙げて教育のほうには予算を回していこう、みんなで美浜町の教育をよくしていこうということを当然考えております。一つ一つを上げていけば切りがありませんけれども、それは小・中学校の教育も含め、学力の向上、体力の向上を努めてまいりたい。

また、生涯教育につきましても、先日、東京のほうから来ていただきました、職員研修会を行わせていただいた中でいろいろ示唆あるお言葉をいただきましたので、今、担当部局のほうには、生涯学習についても今あるものの中からやれるものをもう少し構築して、わかりやすく、町民の方に参加でき、生涯教育として精いっぱい頑張るよというような指示もさせていただきましたので、意味を取り違えて話したことがあったかもしれませんが、思いは教育全般について力を入れていきたいということでございますので、よろしくお願ひしたい

と思います。

12番(島田昭夫君)

ほんと安心いたしました。ぜひぜひ教育、非常に大事な時代になってきておりますので、予算もどんどん投入していただいているんじゃないかというぐあいに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それからもう1つ、大変重要な地域の活性化についてでございます。これは非常に悩み多きことなんですが、再度質問させていただきます。

先ほど、プレミアム商品券の継続、これは非常にありがたいというか、いいことだと。それから海遊祭事業等の観光事業等と。再度、経済環境部長にお聞きますが、この2つだけですか。

経済環境部長(久野元嗣君)

先ほど町長が答弁いたしました、重立ったものを町長が話させていただきました。私のほうからまたちょっと説明だけさせていただきます。

経済環境部といたしましては、地域の活性化対策といたしまして、商工業及び観光が元気になることこそが地域の活性化に寄与していく一番の問題だろうなというふうに思いますし、それが住みよいまちになるし、元気のあるまちになっていくんだというふうに思っておりますので、そこで町長が言われましたようにプレミアム商品券だとか、今、水銀灯のLED化など商業の活性化をさせていただくとともに、観光のほうにつきましては、町長の答弁させていただきました海遊祭、それからマンシングウェアレディース東海クラシック、それから、今、ビーチランドのほうで「ご当地グルメコンテスト」をやっています、たくさんの方に来ていただいております。それから、今、平清盛の関係もございまして、平家と源氏ということでの源頼朝を中心とする歴史の活用をさせていただきました商品開発をさせていただいておるところでございます。それから季節的な問題といたしましては、フグ料理を中心にいたしましたグルメ商品の定着を図って、商店とか商売の活性化を図っていただけたいというふうにしておりまして、各種事業を商工会や観光協会と連携をとりながら、より一層充実させていただくよう努力しておりますので、よろしくお願ひいたします。

町長(山下治夫君)

今、島田議員が経済環境部長ということをお指名されましたので経済環境部のことだけを答えたと思いますけれども、我々は地域全体、例えば、大変失礼な言い方もしれませんが、区の事業、区の行事、そういったものを頑張る。また各種団体、文化協会、それから体育協会、そういったものの支援をさせていただく。また防災訓練等々大きなものをやりながら、みんなで頑張るってこの地域を元気にしていく。そういうようなことも踏まえましているいろいろと取り組んでおります。例えば敬老会事業にいたしましても、今、いろいろと各地区で御理解いただきまして地区で行うようになってまいりました。こういったものも地区の活性化に少しは寄与しているんじゃないかなというふうに感じておりますので、多方面にわたり頑張るってまいりたい。また農業、漁業、そういった方面にも細かなことでございますけれども支援を行って、農業も元気になっていただきたい、漁業の方にも元気になっていただきたい。そういう思いでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

12番(島田昭夫君)

たくさんあるじゃないですか。こんなのを言ってくると、やっぱり町民の方というのは安心するし、ぜひぜひ質問について、何の質問しておるんやというんじゃないしに、こう答えていただいたら、より浸透すると思うんですよ。だから、ぜひぜひお願ひしたいと思います。

その中で、プレミアム商品券のお話が出ましたのでちょっとこれをお聞きたいんですが、プレミアム商品券、大変好評だったんですが、これの増額のお考えはございませんか。

経済環境部長（久野元嗣君）

まだ来年度の予算については、今、財政当局等のほうへもお願いをしておるところでございますが、担当部局といったしましては、大変人気があった商品でございますので、これに力を入れていきたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いたします。

12番（島田昭夫君）

ありがとうございました。後で私の案を申し上げますので、できるかできんか、またお答えいただければ結構かと思うんです。

それと地域活性化の中で、やはり住宅リフォームだとか、同僚議員も質問しておりますけれども、大変財政状況等々を勘案しますといろんな問題を含んでいると思うんですが、私の1つの名案を今から御披露しますので、これについて考えられれば、ひとつ考えていただけたらなというぐあいに思うんでございます。

プレミアム商品券、今、増額をしたいというようなお話もちょっとお聞きしましたのでうれしく思っておりますが、実は、増額をしていただけるという前提のもとでお話ししますと、プレミアム商品券とリフォーム事業を合体させると。そうすることによって、私なりに考えて、やりやすくなるんじゃないかという案なんですよ。

これはちょっと詳しく申し上げますと、前は3,000万円の商品券であったわけですね。今、プレミアム商品券だけの増額ということも非常に大きな効果はあると思うんです。ですから、一つの例をとりますよ。仮に1,000万なら1,000万増額していただいて、純粋プレミアム商品券は4,000万であるよと。そして、そこにもう一つ、1,500万ぐらいまた増額していただいて、要するに3,000万を5,500万に増額しますよと。一つの例ですよ。そうすると2,500万ふえるわけですよ、プレミアム商品券そのものが。それに係る費用というのは、これは大変変な話ですが、前は500万の補助をいただきましたよね、町から。650万なんですよ、5,500万だと。この中身というのは最初にやるときのいろんな手数料等々が削減されるということで、商工会さんなんか聞きますと、650万で5,500万の商品券ができると。そうすると、1,000万は純増でいいです、プレミアム商品券の純増。だから、4,000万の今までのプレミアム、あと1,500万をリフォームに限定して使うと。そしてこの1,500万を、1件当たり上限を幾らにするか、50万にするか30万にするか70万にするか、それはいろいろあると思うんですが、仮に50万なら50万とすると30件に対して対応できる。そして、御本人がもし50万なら50万、自分の家でちょっと改修しようかなという話になってくると、このプレミアム商品券の上限を50万と仮にして、50万をプレミアム商品券で支払いますよと。450万は現金ですよと。そうすると、この方は5万円入るわけですね、プレミアム商品券50万円分の。

もちろん住宅リフォームも町がばーんと打って四、五千万予算をとるならいいですよ。それが一番いいんですけど、そうはやっぱり財政状況が難しいでしょうという状況の中で今この案を提出しているんですが、150万ふえるだけなんです、町としては。そして1,500万なら1,500万充当した住宅に限ったプレミアム商品券が発行できるねということであれば、私はこれは悪くないんじゃないかなという気がしてならないんですわ。

これは商工会さんともいろいろ話をして、いろいろ詰めて、きょうここで御提案させていただいておりますが、それは、1,500万ふえると、さばけるかいなという話があるかと思う。それはいいじゃないですか、さばける、さばけないは。商工会さんが一生懸命になってさばこうとしているのであれば、その努力はやっぱり買ってあげるべきだし、仮にそれが残ったからといって、予算を全額執行できなかったからどうだこうだという問題じゃなしに、残ったら残ったでいいと思う。来年度の反省事項にすればいいし、そういったことも含めて長期的にいろいろ考えていけば、私は非常にこの案はいいんじゃないかなと思うんですが、もちろん当局としてはそう簡単にいくかいというお気持ちがあるかもしれませんが、ちょっと経済環境部長、提案させていただいたんです

が、あなたの御見解でも何でも結構ですが、いかがなものでございましょうか。

経済環境部長（久野元嗣君）

プレミアム商品券の中にリフォームを導入していくのはどうかという中でございますが、まずプレミアム商品券でございますが、プレミアム商品券につきましては今年度の7月1日に販売をさせていただきました。これにつきましては、1日半で3,000万円分の事業に対するものを完売させていただきました、大変人気があるというふうに思っております。

これにつきましては、利用につきましては12月末までということなのですが、実態をちょっと説明させていただきますと、プレミアム商品券の換金状況でございますけれども、11月末で2,661万5,000円の88.7%が今使われております。それがどういう職種の方に使われておるかということでございますが、食品の小売が704万3,000円で26.5%、ガソリンだとかL P的なガスの関係が666万1,000円で25%、飲食の関係が537万9,000円で20%、ほかにもいろいろあるわけでございますが、そういうものが主な大半を占めておるということでございます。そういう実態で、大変利用も多いし、皆さんに喜ばれておると。だから、プレミアム商品券自体も商工会さん及び地域住民の方には必要とされておって、もっと伸ばしていただきたいというふうな要望を聞いておるのが実態でございます。

それからリフォームの関係でございますが、リフォームにつきましては、今、町のほうで商工会さんの中でリフォーム事業として相談事業をやってございます。相談事業の中で毎年約15件前後の相談がありまして、その契約金額が約250万前後に上っておるという利用がリフォームとしてはございます。ですから、リフォームにつきましても大変相談と実績も伸びておるというのが実態でございますので、その同じ人気のあるいいものを合体させるのがいいのか。はたまたそうではなくて、そんだけ人気があるんであれば、個々に一つ一つ重要なものとして単独で育てていくのがいいのか。いろんな方向性があるうかと思えます。

今、そういう貴重な提案をいただきましたので、町といたしましても、リフォーム単独でいくとどういう場合であるのか、それからプレミアム商品券自体を単独でもっと伸ばしたいという発想と、合体させて一つのものとして大きくしていくという提案をいただいた中で、どういう方法が一番利用者のためにいいのか。それから商工会を通じました活性化といたします、商工会事業者としてどちらがいいのか。いろんな方向性がございますので、とにかく大変いい商品でございますので、何らかの形で伸ばしていかないかなというふうに思っておりますので、今御提案をいただきました方法も念頭に入れながら、単独でいくのか、複合的でいくのか、とにかくせつかくいい提案をいただきましたし、大事な商品でございますので、何らかの形でこれは伸びるように一番いい方法を考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

12番（島田昭夫君）

ただいま大変重要な御回答をいただいて本当に感謝しております。負担に思わないでいただいているんですよ。リフォームの話が今こういった形で、もちろん今の段階では部長お一人の見解だと言われるでしょう、突き詰めれば。しかし、それはやはり御担当の方がそういうお考えであるということは、やっぱり前に進めるのかなというぐあいに理解できますし、本当にこれは歓迎すべき、感謝すべき御回答であったと。ありがたいと思っております。ぜひぜひプレミアム商品券の増額も、増額ですよ、継続じゃなしに。ぜひお願いしたいというぐあいに思っています。

全体の質問につきまして、この4つの大方針が25年度予算でいかにあられるか、また予算編成の段階で気づいたことがございましたらお聞きいたします。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（丸田博雅君）

以上をもちまして、島田昭夫君の質問を終わります。

〔12番 島田昭夫君 降席〕

議長（丸田博雅君）

これをもって、本日の日程は終了いたしました。

あす12月6日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでございました。

〔午前11時42分 散会〕

平成24年12月6日（木曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第3号）

平成24年12月6日(木曜日) 午前9時00分 開議

議事日程(第3号)

日程第1 町政に対する一般質問

本日の会議に付した事件

(議事日程と同じにつき省略)

本日の出席議員(14名)

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 大崎卓夫君 | 2番 | 中川博夫君 |
| 3番 | 石田秀夫君 | 4番 | 千賀莊之助君 |
| 5番 | 山本辰見君 | 6番 | 鈴木美代子君 |
| 7番 | 野田増男君 | 8番 | 森川元晴君 |
| 9番 | 杉浦剛君 | 10番 | 山本和久君 |
| 11番 | 丸田博雅君 | 12番 | 島田昭夫君 |
| 13番 | 磯部輝次君 | 14番 | 家田昇君 |

説明のため出席した者の職、氏名(26名)

| | | | |
|--------|-------|------------|-------|
| 町長 | 山下治夫君 | 副町長 | 石川達男君 |
| 教育長 | 山田道夫君 | 会計管理者 | 神谷信行君 |
| 総務部長 | 森田篤君 | 企画部長 | 初山博資君 |
| 厚生部長 | 家田兵蔵君 | 経済環境部長 | 久野元嗣君 |
| 建設部長 | 片岡勝君 | 教育部長 | 山森隆君 |
| 総務課長 | 牧守君 | 防災安全課長 | 本多孝行君 |
| 税務課長 | 大岩哲治君 | 企画政策課長 | 大井徳男君 |
| 秘書広報課長 | 谷川徳寿君 | 住民福祉課長 | 岩瀬知平君 |
| 保険課長 | 山下幸子君 | 健康推進課長 | 飯味拓次君 |
| 農業水産課長 | 永田哲弥君 | 商工観光課長 | 竹内康雄君 |
| 環境保全課長 | 齋藤博君 | 土木課長 | 廣澤辰雄君 |
| 都市計画課長 | 斎藤功君 | 水道課長 | 伊藤昭一君 |
| 生涯学習課長 | 坂本順一君 | 学校給食センター所長 | 森川幸二君 |

職務のため出席した者の職、氏名(2名)

| | | | |
|--------|-------|---------------|-------|
| 議会事務局長 | 岩本修自君 | 局長補佐兼 議会係長 | 日比郁夫君 |
|--------|-------|---------------|-------|

[午前9時00分 開議]

議長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。

傍聴席の方、本当に御苦労さまでございます。

本日は、4名の議員の町政に対しての一般質問がございます。よろしく願いをいたします。

皆さんも既に御存じのように、きのう歌舞伎の中村勘三郎さんが亡くなりました。日本伝統芸能の牽引者でもあります中村さん、余りにも早い57歳の逝去でありました。私ごとですが、私も、歌舞伎とはちょっと違いますが、この地方に約七、八十年前から伝わっております獅子舞歌舞伎というのがございます。青年団の崩壊とともに、各地方で行われていたこういった民俗芸能がなくなっております。私どもの地域では何とか守りたいという思いで、毎年、部落の祭礼には五穀豊穡、家内安全を祈願して「歌舞伎獅子」を奉納上演しております。何とかこういったよき古き伝統は我々の手でぜひ残したいものだというふうに思っております。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持ち込みを、昨日と同様、許可をいたしました。

なお、お手持ちの携帯電話は、電源を切るかマナーモードにてお願いをいたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第1 町政に対する一般質問

議長（丸田博雅君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

昨日に引き続き、4名の諸君の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないことといたします。

なお、昨日も申し上げましたように、品位ある態度で臨んでください。

最初に、5番 山本辰見君の質問を許可します。山本辰見君、質問してください。

〔5番 山本辰見君 登席〕

5番（山本辰見君）

おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、あらかじめ提出してあります一般質問通告書に基づき順次質問させていただきます。町長を初め当局の皆さんには、明快なる答弁を求めるものであります。

まず1点目は、住民の皆さんが大変心配してみえる南海トラフ巨大地震を想定した被害予想浸水域などについて、美浜町の防災計画の見直しの見通しと、自主防災会の防災計画策定に町行政として責任を持って対応すべき課題についてであります。

具体的に質問します。

1点目、南海トラフの巨大地震による想定被害や浸水域が示されましたが、町としてはこれをどのように評価しているのでしょうか。また、浸水の問題では津波対策ももちろんですが、震度が今度は最大が7と美浜町のほと

んどのところが想定されました。防災計画の見直しについての観点はどのようなものでしょうか。

2点目、県の防災計画の見直し、後に町になると聞いておりますけど、見直しの県の計画、町の見直し計画の日程的な見直しはどのようになっていますでしょうか。また、町の計画が出るまでの間、町民に手を差し伸べる安心・安全面での対応策をどう考えているのか、お尋ねします。

3点目は、18あるとされている各自主防災会でのいわゆる地図上に一時避難場所、避難ルート等を決めてあるところは、きょう時点で結構ですけれども、自主防災組織は幾つの数になるのか。また、残っているところがあるとすれば、町行政としてはいつまでに確立を指導していく方向ですか。

4点目、各自主防災会の避難場所、あるいは避難ルートをいろいろ訓練等を通じて確定するに当たって、中には手すりが欲しいとか、階段の整備が要るだとか、道路の整備が必要だとか、いろいろあるかと思いますが、どこまで行政として突っ込んで相談をされているのか、お尋ねします。

2点目の大きな課題ですけれども、都市計画事業のあり方についてであります。

都市計画法では、市街化区域において、住民の方々が実際に住んでみえるところの住生活の環境改善に資する事業ということで、都市計画税を課することができることとされておりますけれども、近年、市街化区域に住んでいる方々からすると、総合公園などの整備が突出しているように思われて、皆さんの気持ちから相当かけ離れているのではないかと私も言われております。

昨年度策定されました美浜町住生活基本計画の中においても、住まい・まちづくりの目標の1番目として、安心して住み続けられる住まい・まちづくりとなっております。今の総合公園周辺だけに目を向けられていることをどう認識しているのか、お尋ねします。

2点目は、現時点で、来年度から29年度まで、今年度は今実行中でありましてけれども、都市計画税で充当される事業名と、年度ごとに、大まかな金額で結構でございます、事業費の合計。この中には公園債の償還分も含まれていると思います。どのようになっているか、お尋ねします。

3点目、都市計画法の中で計画できる事業のうち、今後これから美浜町にどうしても緊急を要してこの事業はやらなければならない、こういうのはどういうのがあるのか、教えていただきたいと思っております。

4点目は、今一部で検討されております都市公共下水の事業、あるいは交流拠点構想というのは、町民のほうから見れば、都市計画税を投入してぜひ進めてほしいというふうには受け取られておりません。町長がいつも言われるように、財政面から美浜町の身の丈に合った事業をやらなければならない、そういう面では、私どもから、あるいは町民から見ると、身の丈にそぐわない事業ではないかと町民も私どもも考えています。どのように位置づけられているのか、お尋ねします。

大きい3点目でございます。知多南部広域環境組合ごみ処理広域化の課題についてであります。

1点目は、この広域処理の方向は出ておりますけれども、ごみ処理の基本3R、いわゆる、きのうも英語の話が出ましたけれども、1つ目がリデュースということで、ごみをもとから出さない。それからリユースとして、再利用しよう。それからリサイクル、いわゆる再資源化。この3つが基本で、減らして極力燃やさないということが大きな流れだと思います。その基本のところに戻って、国の基準も、以前は大きい焼却場が必要だと言いましたけれども、基準も見直されました。この際、この広域化を見直すときが来ているのではないかと思います。副管理者としてどういう見解を持っているのか、お尋ねします。

先日議会のほうにも説明がありました、建設候補予定地の半田市クリーンセンター敷地内において環境影響評価の調査をした結果、周辺の乙川水路において環境基準の3.1倍というダイオキシン類が検出されました。もちろんここは、もともと埋め立てたそのものが当時の基準ではダイオキシンだとかほかの重金属が含まれていても

よかったところのようです。そういうことですが、候補地選定の当初のころから私の同僚の半田の市議員なんかいろいろ指摘しておりました、こういうところでのいいのかと。このことが実際に現実問題となったと思っております。

これに関して、副管理者として参加している山下町長の、半田市としてどういう責任をとってくれるのか、あるいは半田市以外の1市3町の費用負担が発生するわけですが、このことをどう受けとめているのか。工事がもしやられればということですが、そのことをお尋ねします。

3点目として、建設予定地の埋設廃棄物対策工事に周辺を封印するだけで新たに30億円発生するとなっております。この費用負担と、当初のスケジュールよりざっとで5年以上先延ばしになるということですから、その間、例えばこちらでいくと知多南部衛生組合の焼却場の経費負担がふえることになろうと思っておりますけれども、その辺の見通しはいかがでしょうか。

4点目、仮に広域化が残るとした場合において、美浜町として、今相談を受けている、新しい候補地として提案できるのはどのようなところが考えられるのか、お尋ねします。

以上で最初の質問を終わります。

総務部長（森田 篤君）

山本議員の御質問にお答えいたします。

南海トラフ巨大地震を想定した防災計画の見直しについての御質問の1点目のうち、まず、想定被害や浸水域が示されたが、どのような評価をしているかについてでございますが、議員の皆様、あるいは町民の皆様方の中には、東日本大震災において南三陸町を津波がのみ込む映像や、名取川河口付近を建物が燃えながら流される様子を報じる映像などを頭に思い浮かべ、美浜町においても同じような津波浸水被害が発生するのではないかと恐怖心を抱いた方は多いと思っております。もし本町をそのような巨大津波が襲ったとしたら、どれほどの浸水被害が起きるかという皆様方の不安については容易に推察できるものであり、私も一住民として同じように大きな不安感を抱いております。

ところで、8月29日の内閣府による南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定についての発表によりますと、倒壊家屋数や死亡者数に係る市町村別の数値こそ発表されていませんが、本町に関しても津波浸水域が図示され、視覚的に浸水被害の範囲が確認できるようになったことは、資料を議員の皆さんに配付させていただいておりますので御承知のことと思っております。

この浸水域に関する評価につきましては、先ほど触れた東日本大震災における映像から想像していたような被害が、本町において起こる可能性が低くなったと解釈しております。またその意味では、これまで想像していた浸水被害よりも、比較の問題ではありますが、多少なりとも安堵できるのではないかと考えておりますし、そのような意見も多く耳にしております。もちろん浸水被害が発生する可能性が消えたわけではなく、津波による被害が起こり得るという想定に変わりはありません。とうとい人命や財産に大きな被害を及ぼすことが予想される以上、被害の発生を想定した従来の対策を継続していく必要があるものと認識しております。

続いて、防災計画の見直しについて、どのような観点で対応を準備しているか及び2点目の県の防災計画の見直しと町の見直しの日程的な見直しはどうか、またその間の町民に対する対応策はどう考えているかにつきましては、関連がございますので、あわせてお答えいたします。

従来からお答えいたしておりますように、甚大な被害が発生した東日本大震災を受け、現在、国の中央防災会議において防災計画に関する事項の見直しを実施しているところでございますし、内閣府からは中間報告という形で被害想定等が公表されております。これらを受け、愛知県も防災計画を見直す必要があり、あわせて市町村

に対して通知及び情報の提供等を行うこととなっておりますので、それらに従い、適切に見直しを行いたいと考えております。

なお、国からの南海トラフ巨大地震対策についてに関する最終報告は平成25年6月に公表される予定であります。既に公表された被害想定推計結果も当初より2カ月ほどおけておりますので、最終報告につきましても遅くなる可能性がございます。この場合には、愛知県における最終的な被害予測結果の公表や対策の取りまとめの公表等もおけることになるお聞きをしております。そのため、町の防災計画の見直しに着手することができる時期も必然的におけてまいります。これは、市町村の防災計画は基本的に愛知県の防災計画に沿った形で策定する必要があるからでございます。

町民の皆様方の安心・安全を図るための対策は、従来から実施してまいってきたものと考えておりますし、また東日本大震災の発生を受けてからも、対策は可能な限り実施してまいりました。これは、この先、防災計画が見直しされるまでにおいても同様であり、将来的にも必要に応じて対策を講じていきたいと考えております。特に今後は防災計画の見直しと並行して、住民各位が自分の身を守り、家族を守り、地域を守る意識の高揚を図ることのできる施策についても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、3点目と4点目につきましては関連がございますので、あわせてお答えをいたします。

災害用の地図を区や自主防災会で独自に作成しているのは、平成23年の秋に日本福祉大学、愛知県及び地元家主組合の方々に御協力をいただき、地区内において老朽家屋の崩壊、あるいは崖崩れにより避難経路が遮断される可能性がある場所などの調査を行った奥田学区の3区と、従来から利用されてきた年末年始の祭礼行事用の地図に避難場所と標高を記載したものを作成している上野間区の計2地区4区であり、そのほかの区においては独自の地図は作成していないとのことでございます。

奥田、上野間地区の地図においては、避難場所となり得る場所と地震発生時に避難ルートとして危険があると推定される場所は示してありますが、避難ルートについては図示してございません。また、独自の地図は作成していない区においても、避難ルートは決めていない区がほとんどでございます。それは、一時避難場所として指定される場所は地元の公共施設等であり、住民の方にとっては昔から熟知している場所がほとんどであるため、その所在場所や避難ルートをあえて地図に示す必要がないという旨のお話を多くの区長の皆様からお聞きしております。特に避難ルートにつきましては、区長の皆様にお聞きした結果では、事前に決めてしまうことには弊害が多いのではないかとこの声も多くお聞きしております。これは、昨年の東日本大震災で、避難路として表示された経路に車が集中し、渋滞の中で津波に巻き込まれたという報道がなされたこと等も踏まえた結果ではないかと推測いたしております。

これらの点からも、避難には、地元の地形、町並みを熟知されている方々が、あそこは通れなくなるかもしれないという危険な場所を避け、臨機応変に、より現実的に即して避難することが重要と考えており、事前に避難ルートを町行政として決定することは考えておりませんので、よろしくお願いをいたします。

なお、その場合においても、災害発生時に危険が発生する可能性がある場所を第三者の目で確認することは重要なことだと考えており、現在実施中の減災カレッジのカリキュラムの中へ来年度以降取り込み、日本福祉大学の学生の力をおかりして実施するなど、地域住民主体での取り組みを積極的に支援してまいりたいと考えております。

以前にも御答弁いたしました。各区内で話し合い、個人としてできること、区・自主防災会としてできることを確認し、町でなければできないこと等を御相談いただければと考えております。もちろん各区や各自主防災会に全て丸投げをするという趣旨ではございません。自助・共助こそが災害発生時に最も重要であることを

踏まえ、地域の特性に合った防災活動ができるような体制が確立されることを期待し、町としてできることを積極的に支援してまいりますので、よろしくお願いをします。

建設部長（片岡 勝君）

次に、都市計画事業のあり方についての御質問でございますが、この質問は以前より何度も定例会にて御答弁させていただいたとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

それでは1点目の、都市計画法では、市街化区域において住生活の環境改善に資する事業を行うために都市計画税を課すとされているが……。

〔「時間がないので、私の読み上げたところはカットしてください。1番とかなんかでわかりますから、お願いします」と5番議員の声あり〕

建設部長（片岡 勝君）

途中になりましたので続けますけど、今の総合公園周辺だけに目を向けられていることをどのように認識しているかについてでございますが、現在、市街化区域内事業といたしまして土地区画整理事業補助金、下水道事業調査検討業務、公園施設長寿命化計画策定業務、都市計画基礎調査業務などを実施させていただいております。今後も町全体を見ながら、現在策定中の第5次美浜町総合計画、平成21年度に策定させていただきました美浜町都市計画マスタープランに基づきましてまちづくりを推進していきたいと考えておりますので、御理解願いたいと存じます。

2点目の、25年度から29年度までの都市計画税充当事業名と年度ごとの事業費の合計と、また公園債はどうなっているかについてでございます。第4次美浜町総合計画、第10期実施計画・事業計画に沿って答弁させていただきますので、お願いをいたします。

平成25年度は、総合公園遊歩道整備工事、土地区画整理事業補助金、奥田・野間地区事業化検討調査業務、公園債償還金、都市計画基礎調査業務、都市計画支援システム保守業務で9,380万円を予定させていただいております。続きまして平成26年度は、総合公園遊歩道整備工事、土地区画整理事業補助金、奥田・野間地区事業基本構想業務、総合公園拡張整備事業、公共下水道基本構想策定業務、公園債償還金、都市下水道事業、都市計画基礎調査業務、都市計画支援システム保守業務で8,381万円。平成27年度は、土地区画整理事業補助金、奥田・野間地区事業基本構想業務、公共下水道基本計画策定業務、総合公園拡張整備事業、公園債償還金、都市計画基礎調査業務、都市計画支援システム保守業務で5,550万円の支出を予定しております。

なお、平成28年度、平成29年度につきましては、新たに策定されます第5次美浜町総合計画の実施計画に基づいて決定いたしますので、現段階では未確定とさせていただいております。また、公園債の償還金は平成28年度71万5,000円で終了となります。

続きまして3点目の、都市計画法で計画できる事業のうち、どうしても緊急を要する事業をどのように考えているかでございますが、都市計画事業については国・県・町がそれぞれ事業主体となるケースがございます。

まず町事業といたしましては、事業実施中の総合公園遊歩道整備事業、さらに、現在、第2町民グラウンドの活用方法が検討されている中、代替施設としての総合公園拡張整備事業がございます。

国・県の事業といたしましては、以前より早期整備促進を強く要望しております知多東部線、知多西部線などの都市計画道路事業の整備が緊急を要する事業と考えております。このような主要幹線道路につきましては、広域的な交通を効率的かつ効果的に処理し、本町の生活・交流の骨格としての役割を担う社会基盤であることから、早期整備を要望し、緊急事業として上げさせていただいております。

4点目の、都市公共下水道の事業、交流拠点構想は、財政面から町の身の丈にそぐわないと町民は考えている

が、どういう位置づけでいるかについてでございますが、この事業につきましては美浜町都市計画マスタープランに位置づけられている事業でございます。今後の美浜町の都市計画に関する土地利用、施設整備等の方針に沿って行っている事業でございますので、どうかよろしくお願いいたします。

そういう観点から、インフラ整備につきましては行政でしかできないことでありますので、町といたしましても立ちどまることなく、まちづくりを積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。また、事業実施に際しましては、当然ではございますが、財政等を鑑み、慎重に判断していく所存でございますので、どうかよろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

経済環境部長（久野元嗣君）

次に、知多南部広域環境組合ごみ処理広域化の課題についての御質問の1点目、ごみ処理の広域化計画に関し副管理者としての見解はどうかについてでございますが、初めに、広域の枠組みの経過について説明させていただきます。

平成9年5月に厚生省環境整備課長より都道府県に対し、新たに建設されるごみ焼却施設は、原則としてダイオキシン類の排出の少ない全連動式ごみ焼却施設とされ、安定的な燃焼状態のもとに焼却を行うため、焼却能力が最低でも1日100トン以上、余熱利用の推進等から将来的には1日300トン以上の規模の焼却施設を確保することができるよう通知がありました。これを受け、県では平成10年10月に、県内を13ブロックに区割りを行い、市町村はブロックごとに広域化ブロック会議を設置し、ブロック内におけるごみ処理の広域化を具体的に推進するための広域化実施計画を策定し、焼却炉の集約化を目指すこととしました。その区割りの一つが知多南部地域で、構成市町は御存じのとおり半田市、常滑市、武豊町、南知多町、美浜町の2市3町となります。

こうした経過を経て、平成22年4月に知多南部広域環境組合が発足され、建設に向けてさまざまな課題を協議しながら現在に至っております。当組合の知多南部広域循環型社会形成推進地域計画は、焼却施設の老朽化に対応するための新しいごみ処理施設の建設と、ごみの減量、再資源化を並行して進める計画を平成18年に策定しており、2市3町が共同してごみ処理をすることにより、スケールメリットを生かし、施設の建設及び管理運営費などの公共事業のコスト縮減を図り、また広域的に廃棄物を処理していくために、今後の2市3町における一般廃棄物処理のあり方について検討を進め、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進し、環境負荷の少ない循環型社会に構築を目指しています。

ごみ処理は住民生活に密着しており、生活に支障を来さないよう、安全な時期までに施設の更新計画を立てることは行政の重大な責務と考えています。今回、計画地からダイオキシン類などが検出されたことに対する対策工事や、他の候補地と比較検討することは大きな課題ではありますが、現時点ではこの2市3町の枠組みの変更は考えておりません。

2点目の、建設候補地の環境影響評価の調査結果でダイオキシン類が検出された、副管理者として半田市の責任、半田市以外の費用負担発生などをどのように受けとめているかについてでございますが、平成23年1月18日の合意事項では、工事により発生する廃棄物処理について、ボーリング調査の結果、鉛が検出され、この時点で費用負担や処理方法が検討され、鉛のキレート処理、いわゆる薬で鉛を固定化する費用は広域で負担し、その処分費は半田市の一般廃棄物最終処分場へ搬入する事業により半田市が負担することとなりました。このとき、今後さらにこうした問題が発生するのかわは不確定な部分が大いいため、必要に応じて組合で協議することとなっております。この内容につきましては、平成23年3月17日開催の議員懇談会で資料を配付させていただきました。

今まさに、その問題が発生して広域環境組合で協議され、組合議員さんを経由して、各市町一般議員の皆様にも連絡をさせていただいたところです。したがって、費用負担は今後協議されることとなります。本町とい

たしましては、町にとって広域によるスケールメリットを常に念頭に置いて、広域の一員として参加しておりますので、よろしくお願いたします。

3点目の、建設候補地の埋設廃棄物対策工事に新たに30億円が発生するが、美浜町としての経費負担はどのくらいと見通しているかについてでございますが、知多南部衛生組合の焼却場は平成10年3月に完成し、15年目を迎えております。施設の稼働後10年を過ぎますと、設備の修繕や部品の取りかえなど維持修繕費がかさんできております。

これまでは平成19年の稼働を見据えて、我慢できるものは我慢して、必要最小限の施設整備計画を立てておりましたが、広域の稼働が平成34年4月となり、今この時期から数えますと10年後の稼働を目指すこととなります。このことは、本年8月末の時点で5年ほどおくれることが正式に広域の組合から発表があり、知多南部衛生組合といたしましては施設の整備計画の変更作業を行いました。その結果、組合の予算ベースで通常の運営・管理費に比べて約2億円の増が見込まれます。これを組合規約の分担率で美浜町は負担することとなり、分担率を半分としますと5年で約1億円を負担することとなります。このことは、前回、11月15日開催の全員協議会の質問の中でお答えさせていただいております。

4点目の、仮に広域化が残るとした場合、美浜町で提案できる候補地はどのようなところが考えられるかについてでございますが、候補地の条件といたしましては広域事務局より5項目について示されました。

1項目めはスケジュールの条件といたしまして、平成25年度中に地権者、地元合意を得ることが明らかに困難な土地は除くとされています。2項目めは、敷地面積は2.5ヘクタール以上で短辺が100メートル以上の平地を確保できる土地であること。建てかえ用地を含む場合は3.5ヘクタール必要となっております。3項目めは土地履歴のことで、旧最終処分場や工場などにより土地の汚染リスクを持たない土地であること。4項目めはアクセス道路の件で、2車線で道路の幅員が9メートル以上のアクセス道路が確保できる土地であること。5項目めは法的条件として、生産緑地法、森林法、文化財保護法など、障害となる関係法令の規制を受けない土地。

以上5つの項目を満たす土地を候補地として選定することが示され、各市町から提出された土地を早急に比較検討することとなっております。

なお、前回の全員協議会で御報告させていただきましたように、各市町は適当な候補地があれば11月中旬に提出することになっており、本町の候補地につきましては、先ほどの5項目を全て満たしているわけではございませんが、11月28日に広域環境組合の事務局に提出してきましたので、よろしくお願いたします。以上です。

議長（丸田博雅君）

山本辰見君、再質問はありますか。

5番（山本辰見君）

私の質問項目も多いわけですが、当局のほうの都合をたくさん説明されるものですから、率直に質問に端的に答えていただきたいと思います。

1点目の避難ルートの地図の問題ですが、議長の許可をいただきまして、隣の南知多町で発行している防災マップの地図を職員の方に、また議員の皆さんにもお届けしました。私は何回も話をしていますが、避難場所のルート、この線、この線ということではなくて、これはたまたま片名地区で、多分現地のほうにはもう少し大きいので各家庭に届けていると思いますけれども、ここの場所は高台だということをしっかりとうちに張ってあって、例えば自宅にいるときはここだ、学校に行っているときはここだというのがよくわかる。これは各地区それぞれの部落ごとというか、区ごとにあります。こういったのをつくったらどうだと。

それで、先ほど奥田と上野間だけあると言ったんですけども、ほかのところも町がしっかりとかわって、

職員がかかわって、町の仕事としてこういうをつくるべきだと思いますが、その全域の分をつくる考えはありませんか。端的に教えてください。

防災安全課長（本多孝行君）

まず、前に全戸配布してあります現在のハザードマップにおきましては標高10メートル以上の線がしてございますので、そういった意味では、高台というのがわかるものは一応お配りしております。

今議員がおっしゃったようなことにつきましては、実は昨年、震災が起きてから検討しておりましたが、やはり浸水、あるいは津波高のデータの正確なものがない以上はまだできなかったんですけれども、来年度のまだ予算計上の段階ですので、また議会のほうからも御承認いただかなければなりませんので、あくまでも担当の話としてさせていただきます。

現在、町全体のハザードマップはつくる予定で計上しておりますし、各小学校区単位において津波の浸水域等を入れたもの、逆に言いますと、今だとちょっと小さくてわからないものを、小学校単位でもっと大きくわかりやすいものをつくる計画で進めさせていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。

5番（山本辰見君）

浸水域は当然地図であらわさないかんですけれども、先ほどの南知多の例、これはたまたま緑とクリーム色で分かれています。これは3月の時点で、先ほどの8月のデータがない段階でもこういうのができています。当然、7メートルから10メートルぐらいに高さが上がった見直しもされるでしょうけれども、全体のことはもちろん南知多にも当然あるでしょう。それぞれの地域ごとに、いわゆるただ単に10メートルで色分けするだけじゃなくて、この辺がいい広場があるというようなことの具体的なことが必要だと思います。

実は私、先ほど時間がないのではしょってしゃべっておりますけれども、前回の質問のとき、地元で頑張ってもらいたい。地元がよく知っているんだと。その言葉の裏づけで、町は出しゃばらない形でというのを部長も課長も2回くどく言いました。出しゃばらないということ、それを聞いた傍聴者の方、あるいはテレビを見た方は、町は町民の安全をどう考えているんだと。地元がやれば良いと言うけど、自助・共助、その後に公助というのがあるはずなんですね。町は町民を守るのが、公助の立場でこういったのをつくるのが仕事として本当にやってほしいと思います。先ほどつくると言いましたからそれを進めて、小学校単位でもいいかと思いますが、各家庭にこういうふうな地域別のことがわかるようにしてほしいと思います。今の答弁は結構です。

2点目の、総合公園のところにも触れさせてもらいます。

総合公園事業、先ほど部長の説明の中で、例えば公園債の償還金の残りが5,000万、2,500万、1,000万ということで一気に下がっていきます。公共下水とか、町のほうもいろいろ考えていくんだということですが、遊歩道の整備のときにも、遊歩道の整備が今進んでいるわけですけど、仮に整備されたとしても7,600万ぐらい、2回、2年ぐらいでめどがつくと。それに対して都市計画税が2億円ずつ集めています。それに対して先ほどの説明で25年度では9,400万、26年度は8,000万、その次は5,500万という形で、集めている都市計画税から見たら1.5倍近く貯金としてきちんとためている。

そういうことで、町長に再度求めますけれども、都市計画税を基金にため込むのではなくて、町民の苦しい経済状況をぜひ酌み取っていただき、その分、税率の見直しをしていただきたい。全部やめると言ってません。全国の多くの自治体が3%ではなくて2.5とか2.0とか、例えば、都会ですけど、東京都の周辺なんかでは3でないところがうんと多いです。そういうようなことを思います。

それからもう1点、最後のところでぜひ町長に答弁いただきたいと思いますが、先ほどの焼却場のこととして、半田市のこれまでの候補地、クリーンセンターは私はふさわしくないと思うんですけど、そのことに対

して、先ほど私は答弁を聞き漏らしました。美浜町で11月28日に返事したのが、どこだということが確定しなかったんでもう一回確認と、半田はいかんという立場に立っているのかどうかだけお願いしたいと思います。

経済環境部長（久野元嗣君）

まず候補地の関係でございます。先ほど答弁の中で言わせていただきましたが、11月28日付で広域のほうに、各市町で、ああいうダイオキシンの関係が出ましたので、それ以外の土地でも町としてほかに候補地があるようであれば出していただきたいということがございましたので、美浜町としても、半田市の今のダイオキシンのところがそのままいいかどうかという問題点も含んでおりますので、そういうことも加味しながら候補地として1カ所出させていただきます。

この場所はどこだという御質問かと思いますが、そこにつきましては、今、候補地となり得る現況を出しましたので、ここにつきましては、町がダイオキシン対策で30億円の支出が必要となる半田市でいいのかということ考えたときに、美浜町ももう少し別のところも候補地として出すべきではないかというふうで町で考えましたので、そのところを候補地として出させていただきますが、知多広域の環境組合のほうに候補地となり得るかの現地確認を行います。現地確認を行った上でそれが選定されるかどうかということになってまいりますので、今そのことに対して、先ほど選定に対して5項目の問題点がある、地元の同意だとかいろんな問題もあります。そういうことで、微妙な対応になっておりますので、そのことについての発表ができるのは、2月21日以降に組合議会がございますので、それ以降の段階になるかというふうに思っておりますので、よろしく願います。

5番（山本辰見君）

今のところは当然わかります。12月ぐらいまでに、南知多町はどうしたいんだと、美浜はどうしたいんだと。例えばの話、今の焼却場のところの横がどうだとか、例えばの話、美浜町で野間のここがとか、具体的にいろんな候補地が出て、それをずうっと当たって最後に絞られるのはあれだと思いますけど、今、名前も出さないで、美浜のどこか違うところを探してほしいと思っているという言い方だけだもんだから、どこなんですかと聞いたんです。そのことが全然言われないもんだから、美浜としてはここ、例えば常滑のほうは武豊町のここがとか、常滑市のここがとかいうことで提案されるかもしれない。ないかもしれませんが、そういうところで、美浜町としては考えていないんですかと。先ほどの答弁では半田じゃないほうがいいなというようなことがちらっと聞こえたんですけど、そうだったら、美浜の場合はこういうところが今検討としてあるというようなことが、先ほどの条件の中に地主の了解が得られないからというのがあれば、だから名前が出せないんだったら、それはそれで答弁してください。

経済環境部長（久野元嗣君）

先ほどの5項目の中に、地域だとか地元の同意が得られることも書いてございます。いろんな諸問題がございますので、そういうことを踏まえた中で、各市町が出されたものを広域組合のほうで候補地としてあり得るかどうかのまず協議をして、車の問題、他法令の問題、いろいろ調査した段階で、候補地となった段階では発表できるかと思いますが、まだ今の段階で、それが正式な候補地として受け入れられるかどうかということでございますので、場所については出したということは御報告させていただきますが、場所がどこになるということは今の段階では差し控えさせていただければと思っておりますので、よろしく願います。

5番（山本辰見君）

先ほど都市計画税のところ、都市計画税を見直してほしいということの質問をしました。その答弁がなかったんで、最後になるかと思えますけれども、考え方を述べてください。

建設部長（片岡 勝君）

都市計画税の軽減、あるいは見直しということで、以前も山本議員のほうからそういった問いがございました。そのときにもお答えさせていただいておりますが、今現在の段階では都市計画税の税率を下げる云々ということは、今までずっとお話しさせてもらいました事業が軒並みにございます、都市計画事業といたしまして。そういったことに基金のほうも当然積み立てていかないかん。こういった状況でございますので、今現在のところ、都市計画税の軽減云々ということは以前も申し上げたとおり考えておりませんので、御理解願いたいと思います。

5番（山本辰見君）

最後、答弁は結構ですから、いっぱいまでお願いします。

私は、総合公園のほうに事業が集中していないかと、そのことを指摘しましたがけれども、実は町がつくった住生活基本計画、2011年につくっていますから本当に最近の計画です。いっぱいもちろん課題はあります。公園をどうするかとありますけど、その中のいわゆるまちづくりの目標の第1のところ、住まい・まちづくり、安心して住み続けられるまちが欲しいと。具体的に重点プロジェクトと1番に上げてあるのが、市街地の整備を考える。モデル地区を決めて防災道路、いわゆる新しく道路を1本つくろうじゃないかというようなことを、具体的には茨城県の神栖市の写真も添えて、古い道を真っすぐにしていくことが防災の事業とも関連してくるものですから、都市計画の計画にのっているこの事業をプロジェクトとしてぜひ準備していただきたい。これは都市計画だけじゃなくて巨大地震の防災対策の事業にも関係してきますので、これをぜひ準備していただきたいと思います。時間がないので答弁は結構ですけれども、よろしく願いいたします。

議長（丸田博雅君）

時間が参りましたので、以上をもって山本辰見君の質問を終わります。山本辰見君、自席へ戻ってください。

〔5番 山本辰見君 降席〕

議長（丸田博雅君）

次に、6番 鈴木美代子君の質問を許可します。鈴木美代子君、質問してください。

〔6番 鈴木美代子君 登席〕

6番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長宛てに提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問し、当局の明快なる答弁を求めるものであります。

第1点目は、精神障害者が安心して暮らしていけるようにをテーマに、町の見解を伺います。

まず、精神障害者が美浜町内に何人ぐらいいるのが、お尋ねします。

また2番に、親も本人も高齢化して、家族は将来をととても心配している。また、病院を退院しても帰るところがない障害者が今ふえています。長年、精神障害者は世間体を気にしながら社会の片隅でひっそりと暮らしてきました。偏見と闘ってきました。障害者福祉の中で精神障害者福祉は、身体よりも知的よりも、一番おくれた分野だと考えています。

障害者と健常者が協力し、支え合いながら生きていくというのが、ノーマライゼーションの原点だと考えます。障害者は、周りを気にせず、安心して暮らしていけることを求めています。グループホームもその一つだと思いますが、町内に幾つあるんでしょうか。

3. グループホームを建設するには周辺住民の理解が不可欠であります。家族会とともに町もかかわって協力して建築できないでしょうか。

第2点目は、防災対策であります。

1. 東日本大震災が発生して以来、町内でも各自主防災会を中心に防災訓練が盛んに行われています。今、巨大地震が起きたとき、美浜町ではひとり暮らしのお年寄りが町内に380名ほどいるそうですが、また高齢の老夫婦、寝たきりのお年寄りなどの災害弱者や乳幼児を抱えた母親などをどこまで救済できるでしょうか。もちろん自分で自分の命を守るということとはよくわかりますが、町として、いざというときに何ができるのか。町の全面的支援が必要なときもあります。

2. 美浜町は東西を海に囲まれていて、近くに高台などの逃げ場がなかったり、そこまで行くのに距離があり遠過ぎます。特に平地が広がっているところなど避難ビルや避難タワーを要望する声がありますが、避難計画はあるのでしょうか。

3. 財源がない、財源がないと言いながら、万葉の森からの遊歩道設置事業や交流拠点事業など、町は新しい事業を始めようとしています。町民はそれよりも、命を守る防災対策、避難ビルやタワーの建設を願っています。担当職員との話の中で最悪の条件でも美浜は大丈夫だというような話がありましたが、東日本大震災でもほとんど想定外の被害が続出ではなかったのでしょうか。町としてやれるだけの防災対策に力を注ぐべきであります。町民の声にこたえませんか。

4. 巨大地震など地震や津波が発生したとき、高台や避難場所へ案内する標識やシールなどを実施しているまちがあります。美浜町でも実施しないか。

3点目は、通学路の安全点検であります。

危険な場所、危険な道路を通学路として指定しているところはありませんか。私は布土の住人から、こんな道が通学路になっている、孫が落ちたという訴えを聞きました。現場に行ってきました。大変危険なところが多く、とても驚きました。また、河和南部小学校が一番危険だとして心配しているところに行くと車の様子を見てきました。大変危険で、私のほうが震えてしまいました。こんなところを子供たちが通るといことが本当に心配です。

この際、町内全域の通学路を総点検すべきであります。地震や事故に対応できる道路を通学路とすべきだと考えますが、町の見解をお伺いいたします。

厚生部長（家田兵蔵君）

鈴木議員の御質問にお答えいたします。

初めに、精神障害者が安心して暮らしていけるようにの御質問の1点目、精神障害者は町内に何人ぐらいいるのかについてでございますが、精神障害者保健福祉手帳を所持しておられる方は11月現在で138人お見えになります。

2点目、グループホームは町内に幾つあるかについてでございますが、精神障害者を対象としたグループホームは奥田地区に1カ所ございます。

3点目、グループホームを建設するには周辺住民の理解が不可欠だが、家族会とともに町もかかわって協力して建設できないかについてでございますが、現在のところ家族会からはそのような相談は受けておりませんが、もしそのような相談があれば、町といたしましてもできる限りの協力をさせていただくことは当然のことと考えております。よろしく願います。

総務部長（森田 篤君）

次に、防災対策についての御質問の1点目でございますが、さきの東日本大震災の例を見ましても、巨大地震が発生したときには地方自治体の機能全体が一時的に麻痺するという事態が想定でき、その際には、被災された方々に対しまして町等の行政が救助や援助を実施するまでには相当の時間がかかるものと考えられます。

そのような場合に、いち早く災害弱者の方々の力になることができるのは、地域の力であると考えております。そういう意味からも、いわゆる御近所づき合い等、ふだんから地域内で交流を深め、ごく自然に存在感を得られるようになることが、災害発生時における共助のきっかけになるのではないかと考えております。ふだんから交流があれば、災害発生時に限らず、平常時の生活においても災害弱者と言われる方々の力になるものと考えております。

なお、この点につきましては、御近所づき合いができている場合には、その地域の防災力が高くなることがデータ上も明らかである旨のお話を日本福祉大学の先生からお聞きしたことがございます。

また、議員も触れられましたように、自分で自分の命を守ることが大事であることは皆様方同じ考えだと思います。先ほどの共助はもちろん必要でありますし、災害弱者に限らず、巨大地震が発生したときに倒れた家具や建物の下敷きにならないような対策を施しておくことが、自助につながるものと考えております。

その意味からも、美浜町は、家屋の耐震性の調査や耐震工事への補助といった施策、また高齢者のみの世帯等に対する家具の転倒防止金具設置事業等により、万一の災害発生時に備えた諸施策を進めておりますし、今後も必要な対策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目と3点目につきましては関連がございますので、あわせてお答えいたします。

以前の一般質問においてもお答えしておりますが、避難タワーの建設には、例えば鉄骨構造の上部に避難者用のステージがある形で、一般的に津波避難タワーと言われるもので100人から150人を収容できるものと1基約3,000万円から5,000万円の費用がかかり、歩道橋のように道路をまたぎ、上部に500人から1,000人を収容できる広場を設けるものと1基約1億5,000万円必要だとのことでありますが、いずれにしましても高額な費用が必要でございます。

ところで、美浜町の地勢を考えますと、町内で住宅が多く所在する平地の背後には、津波の襲来から命を守ることが可能だと思われる標高の丘陵地がございます。背後地である丘陵地は、ふだんの生活にも密着した存在でありますし、地震発生後想定される津波到達までの時間的猶予内に安全な避難行動ができる場所と考えられますので、平常時から避難経路について確認する等、避難を見据えた行動がとれるように地元行政区等との連絡を図ることが重要であると考えております。

また、議員にもお配りしましたように、さきに内閣府から公表されました津波浸水域データによれば、あくまでも比較の問題ではありますが、津波浸水域に含まれない平地も多く見受けられます。もちろん今後、国の検討によりまして浸水の想定域が変動する可能性がございますが、従来からの津波浸水域のイメージに比べて、津波被害から逃げられる平地も明確になるものと推測されます。

以上のように、避難場所としての有効性が認められる場所があるため、多額な費用を要する避難タワーの建設は現在のところ考えておりませんので、よろしく願いいたします。

4点目の、高台や避難場所へ案内する標識、シールなどを実施しないかについてでございますが、町がそれらの整備を直接実施することは現在のところ予定しておりませんが、今年度において、美浜町自主防災会防災対策事業補助金制度を利用して、野間学区の自主防災会による避難通路表示板の設置工事が実施されております。これは地域の自主防災会であるからこそ熟知している地形を念頭に、避難場所、避難に適する経路等の諸事情を勘案し、看板の設置場所を決定したものと聞いておりますが、このように自主防災組織等、地域の方々が何が今必要かを自分たちで考え、自分たちで整備することにより、地域住民の防災意識の向上も図られるものと考えております。

なお、補助制度の利用により設置に係る事業費のほぼ2分の1を賄うことができ、感謝の言葉を頂戴し

ています。これら自主防災活動による標識の整備など、地域が求めている対策等に対しては今後も補助制度の利用を推進してまいりたいと考えておりますし、活動内容については町もともに考え、場合によっては職員も一緒に汗を流し、今後も支援を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

教育部長（山森 隆君）

通学路の安全点検をとの御質問でございますが、各学校におきましては、従前より通学路の点検等は常に行っており、危険箇所の状況把握に努めております。特に、ことし4月に登校中の児童の列に車が突っ込み死傷者が出る痛ましい事故が発生後、愛知県から通学路における交通安全の確保の徹底に取り組む方針が出され、美浜町教育委員会におきましても、道路管理者、警察と連携し、7月から8月にかけて通学路の緊急合同点検を実施しております。

その結果を踏まえて、10月30日に半田警察署、知多建設事務所、町土木課、防災安全課及び学校関係者の出席のもと対策案の検討会を開催いたし、町内34カ所の危険・要注意箇所を洗い出し、通学路の状況や注意箇所の内容及びその対策案等を11月中旬に県へ報告いたしました。

また、美浜町としまして、通学路の安全確保に関する整備要望について、町長が関係職員とともに国土交通省、地元選出国會議員、県會議員、愛知県本庁、知多建設事務所などへ直接要望書を持参し、安全対策整備の実施を着実に進められるよう要望いたしております。今後におきましても、児童・生徒の安全確保のため、通学路の整備について粘り強く要望し、関係機関との連携を密にしていく所存でございますので、よろしく願いいたします。

議長（丸田博雅君）

鈴木君、再質問はありますか。

6番（鈴木美代子君）

美浜町の障害者計画を私も見まして、その中で精神障害者の数が、もっとふえているかもしれませんが、私が持っているのは平成21年のもので、また後からできているかもしれませんが、その時点で319人の精神障害者がいるということですが、精神障害者の現在の実態はわかりますか。入院している人、自宅におる人、施設に入っている人もあるかもしれませんが、この数が出ている以上は、大体つかんでいるんじゃないんですか。

厚生部長（家田兵蔵君）

先ほど数字を報告して、その内訳ですね、入院、自宅、通院、その数字をつかんでおるんじゃないかという今御質問をいただきましたけれども、私が今手元に持っている資料の中にはそういった数字は持ち合わせておりませんので、済みませんが、よろしく願いします。

6番（鈴木美代子君）

この障害者計画は、私が持っているのは21年3月で、もっと新しいのがあるんですか。

厚生部長（家田兵蔵君）

今私の手元でございますのは、24年、ことしの3月に作成いたしました美浜町第3期障害者福祉計画でございます。議員さんにはお配りしたつもりでございましたけれども、もしなければまた、よろしく願いいたします。

6番（鈴木美代子君）

精神障害者は、かつては、私が議員になった二、三十年前は本当に大変だなと思う、周りがまだ偏見があって、なかなかそういう中で障害者が安心して町内で暮らしていけるという状況じゃなかったかなと思うんですけれども、今は随分変わってきたかもしれませんが、でも、障害者に対する理解というのはまだまだですよ。

実は南知多町の話ですけれども、南知多町で精神障害者のグループホームが立ち上がったんですけれども、そ

れについて周りの住民から反対だという声が随分あって宙に浮いている形になっているんですけど、やはり障害者のことを思うと、そういうグループホームなんかは本当にこれから必要になってくると思うんですけども、町立の町として建てるという考えは全くないですか。

厚生部長（家田兵蔵君）

今、南知多の例を出されまして、美浜町においては町でグループホームを建設する考えはないかということでございますが、御承知のように、今、こういった施設につきましては、法人格を有する法人につきましては県の承認を得て建設ができます。また、県の補助も受けられるというシステムになっております。

それで、仮に行政がこういったものをつくろうとすると補助は出ません。そういった関係で、私ども、先ほども答弁させていただきましたが、御質問にありますように、かもめ福祉会さんのほうがこういった計画を立てられまして町のほうに御相談があれば、当然町のほうもしかるべく御相談に十分対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。町独自の考えは今のところ持っておりませんので、よろしくお願ひいたします。

6番（鈴木美代子君）

町立というのは難しいという話でしたけれども、グループホームをつくる日程的なあれは、要するに家族会から要望があってという、その辺は御存じですよ。私は知らないもんですから、要望が必要だということですか。

厚生部長（家田兵蔵君）

議員が言われるとおりだと思います。当然、かもめ会さんのお考えを上げていただいた中で、私どもはそれを熟慮した中で県のほうへつないでいくという形になるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

6番（鈴木美代子君）

今、奥田のグループホームは何人ほどいるのでしょうか。

厚生部長（家田兵蔵君）

奥田の施設でございますが、直接町のほうが中に入っているわけではございませんけれども、私どもが今つかんでおりますのは、定員5名に対しまして5名通ってみえるというふうにお聞きをしております。美浜町が3名、南知多町が2名という内訳になっているというふうにお聞きしております。

6番（鈴木美代子君）

これから精神障害者、現実に今も精神障害者の中でも統合失調症がいろんなところでふえていますね。教職員の中にも、そういう統合失調症や鬱病なんかは全国的にはふえているという話です。それで、こういう行政の職員の中にもふえているという話を聞いていますが、やっぱりこれからは、こういう施設をつくっていくのに、南知多のああいった、今はまだちょっともめているみたいですけど、そういうのを教訓に、町が間に入って、必ず町がかかわって、ぜひ建築をしていってほしいと思います。

2点目です。防災対策であります。

今部長さんからも答弁をいただきましたけれども、確かにそのとおりだと思います。ひとり暮らしのお年寄りや寝たきりのお年寄り、高齢の年寄り夫婦だとか、本当にみんなの支えがなければ助けていくことはできないかもしれませんが、今の世の中、近所づき合いというのが薄くなってきて、なかなか、今部長さんは御近所づき合いをと言われましたけれども、できない状況があります。

具体的に言うと、例えばベッドでずうっと寝たきりでうちで介護をしているお年寄りだとか、それから旦那さんが、あるいは奥さんが高齢者の方を介護している御夫婦の状態もありますし、それから子供たち、小さい子を連れてどうやって逃げるんだらうというところもあるんですけども、その人たちを助けるには具体的にはどう

なるのでしょうか。いざというときに自主防災会が一人ずつみんな助けられる状況にはないと思うんですけども、どうですか。

防災安全課長（本多孝行君）

議員が今おっしゃった、寝たきりの方だとか老老介護の方をどうするんだという具体的になってまいりますと、正直、なかなか難しいというのは議員も御理解してみえると思います。役場の職員、保育士、調理員等も含めて220から230、消防署の職員はたしか72か73だったと思います。それだけの数で町全域をやるというのは、残念ながら無理、難しいというよりも無理な部分があります。そういった意味で、先ほど部長が答弁いたしましたように、まず自分がけがをしない、生き残る工夫をしていただくというのがまず大事、自助になりますが。

それから、なかなか今は近所づき合いがなくなったから難しいとおっしゃいましたけれども、共助にすぎない部分は正直言ってあるかと思えます。すぎると言うと言語弊があるかもしれませんが、現実には命を助けるために何が必要かということになると、御近所の方の力というのは間違いないことだと思います。阪神・淡路大震災で、淡路島のまちな名前を忘れましたが、倒壊した家で亡くなったという方が極めて少なかったのは、いい悪いは別として、あそこの中にはお年寄りがおって、どこの部屋で寝ておるとのことまでわかる。それもプライバシーの点からすると若干問題はありますが、それぐらいふだんからお話してみえる。御近所づき合いというのは改まったことをするわけではなく、ふだんから挨拶をする、それだけでも御近所づき合いになるかと思えますけれども、そういったことができているところについては、先ほどの答弁にもありましたように、地域の防災力が高いということは明らかだと思われまます。

そういった意味で、具体的にといいますと、やはりふだんから、古きよき日本じゃないですけども、あそこにはどんな人がおるといことがわかり合っていること、それがまず大事であることは間違いないというふうに考えております。

6番（鈴木美代子君）

ちなみに、淡路島北淡町です。行きました、私も。

今答弁いただきましたけれども、私は、地震だと津波の被害を見守る見守り隊というのか、救助隊というのか、そういうのが行政と自主防災会のメンバーと混在しておいていいと思うんですけど、そういう組織をつくったらと思うんですけども、要するに、まだ東日本大震災で死者・行方不明の方が1万8,800人、1年半以上避難している方がたくさんいると。私の調べでは34万人の方がまだそういう緊急の家に住んで、家へ帰れるのを待っているという話なんですけれども、本当に南海トラフ巨大地震は、部長さんが言われたようなじゃなくて、想定外のこういう地震が起きる可能性がいっぱいなんですよね。東日本大震災でも想定外の災害だったから、あれだけの被害が出たと思うんですよね。

それで、南海トラフ巨大地震、マグニチュード9.0、地震の一般的なエネルギーの3倍の大きさになるということなんですよね。想定外を想定しなくてはならないというのが各行政の方の一致した考えではないんでしょうか。だから私は、ここに上げましたように、避難ビルでも避難タワーでも、想定外の災害に備えてきちんとやっていくべきではないかなと提案したんですが、それと先ほど言いました見守り隊、各区にそういう、お年寄りがどこにいる、北淡町みたいに、どこで寝ている、どこに御夫婦がおるといことをあらかじめつかんでおって、そういう人たちを助ける組織が必要かなと思うんですけど、子供を大勢連れてなかなか逃げられない、そういう方たちを助ける。どうでしょうか。

防災安全課長（本多孝行君）

今議員がおっしゃった想定外ということなんですけれども、東日本大震災におきましてはまさしく想定外でし

たというお話があったと思うんですけども、今、その想定外がやはり許されない部分があります。そういった意味では、先ほどの答弁でちょっと出ましたけれども、8月末に出ました南海トラフの大地震に関する内閣府の発表というのは、想定外の逆の考え方ですね、想定できるものの最大のものを全て盛り込んでいるという部分がございます。最悪の場合にもう一回最悪が来て、その最悪の中でまた最悪の中という形になっております。そういった意味で、想定外があり得ない、想定外が考えられないことを想定したために甚大な被害がまた数字として出てきてしまって、これもいかがなものかという部分が出てきてはおりますけれども、おっしゃったように、想定外というものでなくて、最悪のことを考えるのが行政の仕事だというふうに考えております。そのためには、町単独で想定することは現実に不可能ですので、やはり国が最悪のものを考えたものを、県がまた判定をいたします。それを使ってやるという形になっておりますので、現時点では町としては、国・県の判断といたしますが、計画のほうを待っておる状態です。

見守り隊につきましては、その名称のいかんを問わず、やはり今おっしゃったように、地元のふだんのおつき合い、先ほどの答弁に戻ってしまいますけれども、ふだんのおつき合いから自然に発生してくるものと今の時点では期待をいたしております。

6番（鈴木美代子君）

地震の発生は抑えられないけれども、震災被害は最小限に抑えるというのが我々の立場ではないかなと思うんですよね。それで、行政として最大限の努力をする中で、避難タワーだとか避難ビルが必要になるんじゃないかなと思うんです。確かに3,000万とか5,000万のお金が要するという、お金がないときに要するのは大変だけれども、町民の命を守るためには、そういったお金を出すのもやぶさかではないと私は考えます。

それで、例えば美浜町の東海岸、周りに高台がなくて平地が多いところがあると思うんですけども、そういうところは、私は想定外も心配して、避難ビルだとか避難タワーだとか、あるいは高い建物をいざというときには貸してくれと、避難するときに。そういうことも考えて私はやるべきではないかなと思うんですけども、いかがですか。

防災安全課長（本多孝行君）

まず想定外をどこまで考えるかという問題が出てくるかと思います。先ほど申し上げました内閣府の調査というのは、その想定外ではない部分、逆に言うと、最悪の最悪の最悪ということで、理論的には発生し得るものではあるけれども極めて発生の確率が低い、かといってゼロではない、ゼロではないもののうちの最大、これ以上はあり得ないというものです。そういったものをやっております。それ以上の想定をどこまでするかということになりますと、言い方が不謹慎かもしれませんが、切りがないと思います。そうしたときに行政としては何を信じるか。国が全て盛り込んだもの、これ以上はあり得ないというものを、立場上やはり信じて進めていくべきかというふうにも考えられるのではないかと考えております。

また、避難ビル、避難タワーにつきましては、議員にもお配りいたしました浸水域の想定、まだあれは完全なものではありませんので変動する可能性がありますけれども、それが出た段階で、津波が最悪の場合でもここまでは来ないという平地があるのであれば、そこまで例えば5キロも6キロもあればまた話は別にはなるんですけども、それが背後地の丘陵と同様に近場にあつて、津波の襲来予想時間は55分と言われておりますけれども、その範囲内で行けるのであれば、そこへ逃げるのが、費用対効果と言うとまたお叱りを受けるかもしれませんが、あえて避難ビルをつくらなくても安心・安全に避難できる場所がそこにあるのであれば、それを使っていきたいというふうに考えております。

6番（鈴木美代子君）

2番の4ですけれども、高台や避難場所へ案内する標識だとかシールを用意したらどうかという質問をしました。それで、やっている区があるという、野間ですか、区があるということですが、それが全地区で、全小学校区でやられなければ私はおかしいと思うし、その区だけでできなければ、行政、町のほうから、ぜひそういう避難経路というのをつくったらどうかという話を持ちかけてきちんとやるべきではないかなと思うんですが、いかがですか。

防災安全課長（本多孝行君）

具体的に申し上げますと、野間学区細目区が自主防災会で看板をつけております。ほかの区にいろいろお尋ねをいたしましたけれども、先ほどの答弁でもちょっと触れさせていただいておりますが、どこが高いということとはみんなわかっておると。これは私どもがつくった言葉ではなくて、やはり区長さんとお話をしたときに、場所はちゃんとわかっているから、そこはあえて避難経路を表示する予定はないよという旨のことをおっしゃる区長さんも決して1名、2名ではなくておいでになったという事実もございます。

今議員がおっしゃったように、避難経路ということは、これも答弁で触れさせていただいておりますけれども、全く不要と言っているという意味ではございません。昨年度、奥田学区で、県とか大学の協力をいただいて、ここの部分が例えばブロック塀が壊れる可能性がある、ここの部分が崖が崩れる可能性があるといった危険なところ、逆に言うと、地震が起きたときにそこは避難路として使えなくなるところを皆さん知っておってください、いざとなったらそこを避けて、自分が安全だとそのときに判断できるところへ行ってくださいということが一番必要じゃないかというふうに考えております。

そういった意味で、今、当初は防災リーダー養成講座と言っておりましたが、今は減災カレッジというふうで第3回目をやらせていただいております。今年度はカリキュラムが決まっておりますけれども、来年度については、もちろん予算が認められた段階の話なんですけれども、大学のほうと実は事前にお話がありまして、そのカリキュラムの中で、各地区でここが危険だということ、危険なところの確認をして、そこは避けて避難するようにといったものがマップに反映できるのがいいんじゃないかと。そんなふうに考えてありまして、まだ担当レベルの考えでありますけれども、そういうふうに進めていきたいと思っております。以上です。

6番（鈴木美代子君）

先ほど言いましたように、地震の発生は抑えられないけれども、震災の被害は最小限に抑えることができる、これが私たちの立場です。だから、ぜひ行政としても最大限の努力をして、これは自主防災会に任せるとかじゃなくて、もちろん自主防災会とともに一緒に苦労してほしいと、あえてもう一度求めておきます。

最後に、通学路の安全点検です。

私は、特に私が歩いていった布土の地区と、河南小学校の通学路についてお尋ねしたいと思います。布土の平井という地区は、私は詳しくないからわかりませんが、元の織布屋さん、火事で焼けた織布屋さんの近辺の通学路を歩いたことがありますか、教育関係の方。

教育部長（山森 隆君）

私は布土が地元ですので、あの辺はしょっちゅう歩いております。

6番（鈴木美代子君）

あそこは大変ひどいと思いました。元の役場の職員の近くに田んぼがあって、田んぼは稲も何もつくっていませんでそのままになっていますよね。それで、こういうコンクリートが、通学路になっているんだけど、1メートル弱ぐらいの細い。あそこが斜めになっていますよね。あそこで落ちたそうです、小さい子が。1年生だったかな、2年生だったかな。大したけがじゃなかったんですけど、あそこは危ない。それで、ずうっと最初、そこ

も通って、織布屋さんのそばの道もガタピシャガタピシャといろいろ、舗装はしてあるけれども、なかなかこれが通学道路と言えない道路です。地元だから知ってみえると思うんだけど、歩いたことがありますよね。

それで、あそこはいろんな要素があるんです。例えば地震になったときに、あそこは大変な状況になりますよ、あのままでは。と思います。ブロック塀とブロック塀の間が通学道路になっているところもあるんですね。だから、もちろんブロック塀ががしゃんといく、鉄筋も入っているかもしれないけれども、がしゃんといく可能性は十分あると思うんですよね、子供たちが帰るときに。だから、ぜひ現地を見ていただきたいと思うんですけれども、例えば元織布屋さんのところは、ちょっとした斜面にうちが建っていて、そのうちを支える下にコンクリートのくいはずうっと立っているじゃないですか。あそこも通学道路ですよ。知ってみえますか、そこ。

教育部長（山森 隆君）

議員がおっしゃられている場所は十分わかっております。そこが当然子供たちが通う通学路にはなっておりますが、今回の緊急合同点検の中にはちょっとそこは入っておりませんが、そういった面で情報を寄せていただければ、すぐにでも対応してまた要望のほうを出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

6番（鈴木美代子君）

ぜひ皆さんが歩いてみてください。

河南小学校の一番先生たちが苦しめて苦しめて危険だと思って心配しているのは、やはりあそこのローソンの横の交差点です。手押し信号という要望がありましたけれども、手押し信号は待避所がなくてだめだということで警察に一蹴されたという話を聞きましたが、私はあそこでずうっとしばらく様子を見たわけですが、先生たちも一番薄暗くなってきたころが心配だと言うものですから、あそこをずうっと見ていました。それが、車がどんどん入ってくるんですね。コンビニの土地も通ってあの道へ入ってくるんですよ。本当に危ない。何台でも通るんです、車が。フィールへ行く車がいっぱいです。

それで、警察にだめだと言われたということですが、違う手を考えてほしい。例えばあそこに本信号をつけるとかね。本信号をつけると、あそこがカーブだから問題だと聞いています。でも、その前に信号があるよという標識を、例えば今ありますよね、地面に色を塗る。カラー塗りするとかすれば、あそこに本信号のほうは、手押しじゃなくて、本当の信号のほうは私は子供たちの命を守りたいと思います。子供たちの命を守るために、本当に警察にきっちりと言ってほしいんです。先生たちもこのままでは納得できないし、犠牲者が出てから本気になるのかと言う人もいました、住民の中には。保護者もとても心配しています。私も震っちゃいました、あそこで、本当に。何とかぜひしてやってほしい。あれは古布の信号から何メートルぐらいありますか、あそこは、300メートルぐらいないとだめだということも聞いていましたけど、どうですかね。

教育部長（山森 隆君）

議員の御指摘の場所、これは河和南部小学校で今回の緊急点検でまず第1番目に危険であるというふうに上げられた場所でございます。道路管理者のほうも大変苦慮しておりまして、具体的な対策はまだちょっと考えられておりませんが、当然教育委員会としては、あの道路に信号をつくれとか、そういった面ではちょっと権限がございませんので、粘り強く要望していくというふうにしかなお答えできませんが、よろしく願いいたします。

6番（鈴木美代子君）

教育委員会も黙って見守っているだけじゃだめだと思うんですよね。あそこは本当に、そのうち犠牲者が出ますよ。本当に危ないところなんです。コンビニにもばんばん車が入ってきて、コンビニからひゅんと横切ってくるんですね。私は、子供の命を守るためにも、子供だけじゃない、住民の命を守るためにも、あそこに信号をぜひつくってほしい。ローソン側に待避所をつくったりして、大がかりな工事になるかもしれないけれども、あ

そこに信号をつくるべきだと思います。一度本当に皆さん行ってください。薄暗くなったときが一番危ないと思います、あそこは。本当に子供の命を守るためにも、多少それはお金はかかりますけれども、工事費が大変かもしれないけれども、ぜひあそこには信号をつけていただくよう県にも警察にもしっかりと物を言っていたきたいと、私は最後に強くお願いして、終わります。

議長（丸田博雅君）

時間が参りました。以上をもって、鈴木美代子君の質問を終わります。鈴木君は自席に戻ってください。

〔 6 番 鈴木美代子君 降席 〕

議長（丸田博雅君）

ここで休憩にしたいと思います。11時5分より再開をいたします。よろしく願いいたします。

〔 午前10時48分 休憩 〕

〔 午前11時05分 再開 〕

議長（丸田博雅君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番 杉浦剛君の質問を許可します。杉浦剛君、質問してください。

〔 9 番 杉浦剛君 登席 〕

9 番（杉浦 剛君）

それでは、議長の許可がありましたので、あらかじめ議長に提出しました通告書に基づきまして一般質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず1番目に、空き家対策についてというテーマで質問させていただきます。

美浜町は、平成17年をピークに人口が少しずつ減ってきていることは皆様も御存じかと思えます。これからますます少子・高齢化の時代を迎える美浜町でございますが、2020年までの美浜町の住生活基本計画では、これからのまちづくりの方針として、1．安心して住み続けられるまちづくり、2番、地域資源を生かした魅力あるまちづくり、3番、多様な主体との連携・協働によるまちづくりとの目標を掲げております。

その中におきまして、美浜町の全世帯数約1万戸あるそうですけれども、平成20年には879戸の空き家があるとの報告があります。それからもう三、四年たっておりますので、現在では1,000戸に迫る勢いで空き家があるかと推定され、実感としても方々に空き家があり、ひとり暮らしの御老人が住んでおり、皆さん日ごろ実感してみえると思えます。

その中で、いろんな重点プロジェクトが書いてありましたけれども、空き家の有効活用として、日本福祉大の方との連携により、その一つである空き家プロジェクトが展開され、活用実験の中より、本年12月から空き家バンクというものを始めていくということをお聞きしております。これは町内の空き家の有効利用及び定住の促進を図り、町の活性化を目指す取り組みであるとお聞きしておりますので、まずこの経過をお聞きしたいと思います。

そして、多くの空き家は風通しも悪く、時間の経過とともに人が住んでいるときよりも崩壊へと速く進んでまいります。実際に崩れかかっている家を各地で見、そして住民からもいろんな声を聞いております。先ほど同僚議員の質問でありましたように、通学路上、または防災上等からも対策が急務であります。

私は、いろんなことを調べていく中で、こういった空き家を生かした魅力あるまちづくりということの条例を各地の自治体が率先して制定され、生かしておる例を参考に、美浜町としても、でき得れば代執行を備えた強力な条例の中でこういった空き家の撤去を考えていくべき時期にあるのではなからうかと、そのように感じて今回

1 番目の質問をさせていただきました。

そして 2 番目ですが、竹林整備についてであります。

第 5 次美浜町総合計画の案がこの12月に配付されました。これは、昨年より各地区ごとにワークショップを通して住民の意見を吸い上げ、総合的にまとめ上げたものとして、26年度より37年度の目標年次、今後12年間の計画となるものであります。さきにも述べましたように、少子・超高齢化社会の到来を告げており、そのような時代背景の中、本町の特色である豊かな自然環境、特に海岸やら里山ですけれども、そして人情味あふれる住民の中のきずななどを魅力的な資源として捉え、町長が日ごろ言っておりますように、住んでよかったと実感できるまちづくりの推進を願い書かれております。

私は、今まで放置竹林の問題は何回も取り上げてまいりました。里地・里山の保全ということで質問させていただきましたけれども、手入れされず放置された、人間で言いますと、がん細胞のごとくふえ続ける竹林、この問題をどうしたものかということで今回も質問させてもらっております。

かつて、まきや炭材、または農業肥料の供給の場として維持管理されてきた里山林は、近年、正確に言いますと昭和30年代からですが、生活環境や生活様式の変化に伴い、利用されず、おのずと手入れされずに放置されるようになりました。その結果は、今回参考の図面として出させていただきました図がありますが、これは平成23年3月、美浜町緑の基本計画として建設部都市計画課が発行されたものの中に入っております資料です。私もこの資料作成にいろんな形でかわらせていただきまして、そのときに提案した、当時、衛星写真を使って拡大する美浜町の竹林の実態を調べていただけませんかというような提案の中から出てきたものです。

この写真を見ていただきまして、緑色のところが平成7年の竹林の分布図です。そしてピンク色の囲ってあるところが、今回、平成22年の航空写真から導き出されてきた竹林の分布図であります。約305ヘクタールに広がっておりますので、およそ15年間で262ヘクタールふえたという勘定になりますでしょうか。こういった、それぞれの地区におきまして竹林がどのように広がっているかということを身近に感じておられると思います。

その対策を講じるということは本当に必要であると思っておりますけれども、整備・活用における経済効果が明確でないとか、この図面を見てもわかるとおり非常に広範囲に拡大しており、実際の作業は重労働できついものですから、どのように管理していくかということが、なかなか道筋がつかないのが現状であります。しかし、里山林の再生の整備と活用の手法を何とか確立しまして、新たな利用価値を見出して、広く町民または町外から来られる観光客にも美浜町の持つ里地・里山の価値を再評価していただきまして、前にも増して観光の発展につながることを願いまして、1番、地域と行政の協働のあり方はどのようにしているのかということをお聞きさせていただきます。

そして 2 番目に、この問題は美浜町だけにとどまらず、他の市町村との連携が必要であります。美浜町だけではありません。愛知県の資料によりますと、県全体の5倍の密度で知多半島全体に竹林が広がっているということです。知多半島全自治体による「放置竹林を活かす地域戦略会議」という、大層な名前をちょっとつけましたけれども、こんな設置を通してこれから横の連携も図っていったらということで 2 番目に書かせていただきました。

それでは 3 番目の質問にまいります。国道247号線の渋滞解消に向けてであります。

布土信号を中心に、朝夕の大渋滞がひどくなってきております。学童の歩道設置というものがなされまして、そして東西の信号が多少長くなったということが、特に朝夕、敏感に反映された結果ではなかるうかと思っておりますし、それから右折の車線がないために、1台そこでストップすると後がみんなとまってしまうということですね。きょうも朝7時ごろその信号に行ってもいりませんでしたけれども、河和口の駅まで大渋滞でありました。当然、布土

区からもこのような要望が届いておるとお思いますので、防災課のほうとしては県警に要望されているとお思いますので、その要望をお聞きしたいとお思います。

4番目です。旧布土小学校跡地利用についてであります。

旧布土小学校跡地は、国道のすぐそばですし、駅にも近く、まとまった町有地として本当に一等地であります、布土の中では。今後どのようにしていくお考えなのか、そのようなことをお聞きしたいとお思います。以上です。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

杉浦剛議員の御質問にお答えをいたします。

4問目につきましては私のほうから御答弁をさせていただき、その他の御質問につきましては担当部長より御答弁いたしますので、よろしくお願ひいたします。

旧布土小学校跡地の有効利用についての御質問でございますが、現在、関係部課長で組織しております町有地の有効利用を検討する町有地土地利用検討委員会におきまして、旧布土小学校跡地を含めた土地利用の検討を行っております。そうした中で、御質問の土地は、御承知のようにグラウンドとしての使用が見受けられますが、町としての財産の位置づけは行政目的のない普通財産となっております。現状と課題を洗い出した中で、周辺が良好な住宅地域になっている点、駅に近い点などを考慮して、少子化減少や人口増につながり、布土地区の活性化に寄与すると考え、この土地を宅地利用としての検討を行っております。まだ結論には至っておりませんが、今後は、地元の意見を十分に参考にしながら、最も有効な土地利用を考えてまいりたいとお思いますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

〔降壇〕

建設部長（片岡 勝君）

次に、空き家対策についての御質問でございますが、平成22年度に策定させていただきました美浜町住生活基本計画に基づきまして、重点プロジェクトとして平成23年度より空き家活用プロジェクトを立ち上げ、日本福祉大学との協働のもと、本年12月1日付にて美浜町空き家情報制度実施要綱を策定させていただきました。この制度の目的は、少子・高齢化が進み、若者の町外転出傾向が見られる中、本町のような田舎の古民家に暮らしたいというニーズも生まれてきております。空き家バンクは、空き家の持ち主と移住希望者をつなぐ橋渡しの役割を担うものと考えております。現在、空き家を地域住民の交流の場などとして使用することの可能性について検討を進めており、今後、空き家を活用した施策展開として、町民団体や大学・学生と連携し、交流の場づくりや体験居住づくりなどの推進を図っていききたいと考えております。

また、老朽化した空き家の対策につきましては、現在危険のある家屋については、住民の方々からの通報を受けて現地を確認し、不在地主の方に通知をし、現状を知っていただき、除去等の依頼を行っております。議員御指摘の強制力を持った条例を制定している自治体もございますが、個人の資産にかかわることでもありますので、慎重に対応しなければならないと考えており、現在のところ条例の制定までは考えておりません。また、建築基準法の規定により代執行は県の業務でございますが、耐震改修促進事業の中で取り壊し費用の補助を実施している自治体もあり、今後も県並びに近隣市町と協議しながら危険家屋の対応を検討していききたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

経済環境部長（久野元嗣君）

次に、竹林整備についての御質問の1点目、具体的にどのように管理していくことが里山保全になるか、地域

と行政の協働はどのように考えているかについてでございますが、本町の森林状況につきましては、愛知県農林水産事務所の平成22年度緊急雇用創出事業、里山における竹やぶ現況調査報告で知多管内の竹林の状況についての現況調査によりますと、町全体面積の約25%に当たる1,100ヘクタール強の森林面積を有しております。本来の竹林は少なく、ほとんどの森林は木と竹が混合した混合林となっております。

竹林につきましては、統計上35ヘクタールであり、年々増加し、里山の竹林化が進んでいる現状で、大半が民有林となっております。竹林の維持管理につきましては、基本的に所有者が健全な管理をするものであり、現在の状況から見ますと、管理が行き届かない竹林となっているのが現状でございます。本町といたしましては、このような状況下の中で、よりよい管理の方法、対策に苦慮しているところでございます。

本町の取り組みといたしましては、議員も御承知のとおり、炭焼き研究会などによる竹炭づくりを初め、加工品の販売、体験活動、イベントの開催など里山林の整備につながる事業を展開し、努力をいたしている最中でございます。また、JAあいち知多におきましては、加工原料向けタケノコの集荷を推進し、生産者説明会の開催や出荷に向けてのPRを実施し、本年、8,013キログラム、出荷件数11件の受け入れをいたしており、今後もさらなる拡大に力を注いでいくとお聞きしております。また、第1次産業である農業への竹材の利用を推進し、循環型社会の構築などを目指しています美浜町竹林整備事業化協議会が平成22年2月に設立され、竹林の整備、竹材の農業への利用などを研究・実践していただいております、幅広い有識者の助言のもとに御尽力をいただいております。また最近では、竹材を利用して竹箸の製造を計画されている方もお見えとお聞きいたしております。さまざまな分野において、いろいろな利用方法を検討・実施していただいております。

竹林の保全につきましては、さきに申し上げました実践支援や推進事業の継続を進めていく必要性を強く感じており、地域の皆様、所有者の協力をいただき、おのおのの立場において実施できるよう情報の交換をして、さらに関係期間と連携を密にして、竹林整備の推進及び啓発をしていきたいと考えております。

2点目の、知多半島自治体による放置竹林を活かす地域戦略会議の設置を提言したいについてでございますが、現在、平成22年度の調査によりますと、知多半島5市5町の竹林は219ヘクタールであり、本町は第3番目に多く、常滑市が53ヘクタールで一番多く、2番目が知多市の39ヘクタールの状況でございます。各市町は本町と同様に対策に頭を抱えている状況で、生活等に支障のある場所での対応を行っております。

竹材の利用方法は、農業分野、商業分野、環境分野での利用などさまざまであり、現状の竹林の状況からして、本町だけの取り組みは限界があると考えております。放置竹林の問題を持つ市町との情報交換や、関係機関、民間企業などとの連携が不可欠と考えております。今後、提言いただきました内容につきましては、県林務課や知多森林緑化振興会などで情報交換を図り、指導を受けてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

総務部長（森田 篤君）

次に、国道247号の渋滞解消に向けての御質問のうち、学童の歩道を設置したことにより信号の待ち時間が長くなったことについてでございますが、布土橋交差点における青信号の時間につきましては、朝夕の通勤・通学時間帯と朝夕以外には差がございます。南北方向、つまり国道247号につきましては朝夕50秒前後、朝夕以外は45秒前後であり、東西方向、つまり上野間に向かう県道につきましては朝夕27秒前後、朝夕以外22秒前後となっております。

国道において渋滞が多く発生する朝夕の時間帯の東西方向の青信号の時間を、朝夕以外と同じくらいに短縮すれば渋滞解消につながるものと考え、この趣旨を、先日、所管する半田警察署交通課へ相談に行っていました。変更するためには半田警察署を通し県警本部の判断を仰ぐこととなるため、変更に関する諸データを集め

た上で正式な文書により申し出をする必要がある旨の指示をいただいております。今後は具体的なデータを収集した上で、地元の意見もお聞きしながら鋭意進めてまいりたいと考えておりますので、杉浦議員におかれましても御理解と御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

建設部長（片岡 勝君）

次に御質問のうち、右折車線がないためであると考えられるについてでございますが、布土交差点は、布土小学校と河和中学校の通学路に指定されております。また、近くには保育所や公民館があることから、児童・生徒や地域住民の通行量が多く、朝夕の交通量も非常に多い上、右折車が直進車の通行を阻害し、渋滞に起因する事故も危惧されております。

直進車及び右折車の交通をスムーズにし、渋滞の緩和と事故の危険性を低減させるためには、右折レーンの設置が有効であることは十分認識しております。布土大橋が狭小なことから右折レーンの設置が難しく、交通安全対策を県に対して強く要望してきた結果、22年度に横断歩道を設置することができました。これにおきましては、地元及び関係者より安全になったとのお言葉をいただいております。渋滞についてはいまだ解消していないのも事実でございますが、今後も県に対して渋滞緩和対策としての交差点改良を鋭意要望してまいりたいと考えておりますので、どうか杉浦議員におかれましても御支援いただきますようお願い申し上げます。

議長（丸田博雅君）

杉浦剛君、再質問はありますか。

9番（杉浦 剛君）

空き家対策については、日福大との協働のもと、さまざまなプロジェクトに取り組まれているということをお聞きしておりますし、私も実際、1回でしたか、同僚議員と参加させていただきました。その具体的な取り組みの経過、そこから見えてきた課題、今後の展望などをお聞かせください。

建設部長（片岡 勝君）

空き家活用プロジェクトの実績と今後の展望でございますが、実績といたしましては、今年度、2回の空き家活用実験を行いました。1回目は、7月に奥田の公民館において地元ボランティア7名、福祉大学生12名、町職員のワーキンググループが8名、その他の関係者を含めて30名ほどで、昔を懐かしむ回想法を用いた高齢者の模擬サロンを実施させていただきました。2回目は、11月に同じ古民家で、子育て支援のグループとともに大学関係者や親子、町職員など合計80名ほどで、学生と親子らが交流する催しを開きました。今後は、これらの実験の成果を踏まえて、実験の回数を重ねていき、空き家の有効活用に結びつける成果を得ていきたいと考えておりますので、以上が現状と経過でございます。

9番（杉浦 剛君）

本当にとても有効利用を見据えたことで、私はこの取り組みは大いに賛同いたしますので、また今年度以降もいろんな課題を抽出されながらさまざまな取り組みをされていくということも伺っておりますので、頑張りたいと思います。

それで、こういったケースは空き家バンクとはまた別のケースだと思います。空き家バンクの美浜町の特徴、隣の南知多町も空き家バンク制度を持っておりますが、例えばそのときに何がしかの助成をするんだとかということも聞いておりますけれども、美浜町の空き家バンクの特徴などを紹介していただければありがたいと思います。

建設部長（片岡 勝君）

私どもの特徴といたしましては、今、杉浦議員から出ました、南知多町については町職員のほうで対応してお

ることがございますが、うちのほうは宅建組合のほう、これは協定を結びまして、いずれそういった相互関係の相まった形が整えば、うちのほうは宅建組合のほうへお願いし、個人の方といるいるな、技術ノウハウもございますので、そういった形で進めさせていただくのがうちの特徴かなというふうに思っております。

9番（杉浦 剛君）

細かいことに立ち入って恐縮なんですけれども、例えばそういった空き家に提供する家主さんの立場といたしましては、美浜には1,000軒から近く迫ろうとする空き家があるにもかかわらず、なかなか新しい人たちが借りるときに障害になっている例えば耐震問題だとか、そこにある道具の片づけだとか、トイレ、台所の水回りだとか、そういったいろんなことを危惧されて、こんな面倒くさいことだったらもうやめたいわというようなことが往々にして壁になってこういうことができおりません。そういった場合の、過疎地においては新住民の促進のために例えばこれに対して最高額はここまで、例えば改修費の何分の1かは補助しましょうということはあるんですけれども、美浜町、当町としては、なかなか厳しい折、そういうことはなかるうかと思えますけれども、そういった問題に対しては具体的にはどのように、宅建業者とその辺も話していかれていると思えますけれども、ちょっとその一端でもお知らせください。

建設部長（片岡 勝君）

空き家の持ち主に対しては、いろんなケースがあると思えますけど、今、杉浦議員が言われます、そういった助成の分、そういったことも課題の一つとしてまた検討させていただきたいとは思いますが、現状といたしまして、ちょっと話がずれるかわからんでございますが、いろんな空き家の持ち主の方から答えをいただいております中で、取り壊し費用がなかなか捻出できんということもございまして、それから所有権が絡む問題もございまして、そういったことの相談、それも宅建の組合のほうと打ち合わせをさせてもらうようなシステムになっております。そういったことで、いろいろそういったノウハウを兼ねた宅建組合のほうの協定が、また同じ話になりますけど、うちのその支援の形を今とらせていただいておりますのかと、こんなふうに考えております。

9番（杉浦 剛君）

南知多町におきましても、話を聞きますと、数軒の物件に対して全国から何十人という問い合わせが来ていたり、とにかくまちの方は、若い方たちもこのごろ価値観が変わってきましたし、年をとって田舎に住みたいんだとか農業をやりたいんだという方たちがこういった古民家を利用して、何とか定住に、また有効利用するという意味でも結びつけていく本当にいい空き家バンクと、私はそんな考えであります。ぜひとも、いろんなまたこれから課題が見えてきましようけれども、一つ一つ乗り越えていただきまして、定着に結びつけていただきたいと思います。

そういった空き家バンクに登録される方、または意欲のある方は私は本当にいいと思うんですけれども、それ以外の、八百何軒のうちには本当にさまざまな地主さんの事情もありがたかと思えます。事実、私の布土におきましても本当に崩壊の現場があります。そこの方たちは、近隣の方から何とかならないのかという話もお聞きしておりますし、先ほど同僚議員が質問されましたような通学上、防災上の問題から、またその家は隣が公園になっておりますので、強風によって飛ばされて子供に当たらないかというような心配の声も聞いております。

そういったことを含めまして、私は次に、老朽化した空き家の対策について質問させていただいているわけですが、今、担当の係の方と話していても、何度も連絡をしていると。そして事情もお聞きしていると。ところが、個々の事情がさまざまにおありになり、なかなか費用が捻出されない、それから相続の人が何十人もいるという形で手がつけられない、そういったことがあると思えます。私はここには代執行まで備えた条例はどうかというふうには書きましたけれども、先ほどの答弁によりまして、なかなかいろんな問題があるということもお

聞きました。

それで、代執行までには至らなくても、相談、実態調査、指導、勧告、命令、報告、公表までの緩やかな条例をつくりながらも何とかこういった空き家対策をしていこうと、そういう緩い条例をつくった市町も多くあると思いますが、そういった考えを検討していくということはどうでしょうか。

建設部長（片岡 勝君）

条例の制定についてでございますが、この質問をきっかけにちょっと調べさせていただいた中で、全国に市町村の数が1,719ございます。その1,719のうち、73の市町が条例の、今、杉浦議員が言われる代執行までは制定されておりましたが、緩やかな条例が73市町でつくられておると。そのうち、代執行までの制定をされておるのが17市町でございます。1,719のうち、17市町が代執行までの条例を制定しております。そうした中で、73市町の中で愛知県は一つもございません。それには、いろんな条件、そういった要素がいろいろ考えられる思うんです。条例制定までに至らんということは、私が先ほど説明させてもらったいろんな所有権やら、そういった絡む問題もございましょうし、こういうことで、今後ひとつ先進の条例をつくったところに対してまた詳しく勉強させていただいて、今後の取り組みにさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解願いたいと思います。

9番（杉浦 剛君）

よくわかりました。いずれにしましても、今後ますますふえる空き家、またこれからどんどん出てくるであろう廃屋などの現実には本当に対策が必要であろうかと思っておりますので、十分な美浜町に合った条例を今後検討していただきたいと思います。

次の2番目の再質問に移ります。竹林整備であります。

先ほど部長さんから、こういう対策でやっていますよという形でさまざまおっしゃっていただきました。まさに私は朗報であろうと思うのは、JAがタケノコ栽培を出荷するんだということで8トンもの実績を上げられたということは、今後、ますます励みになるかと思えます。

私どもも、先ほど部長さんに紹介していただきましたモリビトの会、私も一緒に活動しておりますけれども、ちょうど10年2月に結成しまして2年半たちました。このたびこういった形の報告書を出させていただきまして、その中の提言の1つが、先ほど最後に言いましたような、知多半島全自治体による戦略会議を設けてはどうか、横の連携をとってはどうかということを提言させていただいておりますけれども、そのほかにも農業の食を軸とした循環型地域経済の構築ということで、さまざまな提案もさせていただいております。

要するに、これは本当に先ほどの地図を見ていただいてもよくわかるとおり、先ほど部長さんの説明で統計上は少ないんですが、実際は混合林といえども、どんどん広がっております。年に3メートルから5メートル広がっておりますので、例えば美浜の今、我々が12月2日に行いました、14回になりましたけれども、オレンジラインハイキングという、毎年好評です。ことしも100名の参加をいただきまして、スタッフともども入れると140名で催しさせていただきましたけれども、きれいな紅葉が、ある方に言わせると香嵐渓へ行かなくてもここで十分だというぐらいの名所にしたいんだということの意気込みでやっております。それが10年後、20年後に放置竹林の中をハイキングするようになっては本当に美浜の名所ということもなくなってしまいますので、これを具体的に持続的にやっていく方法を早急に私どものモリビトの会では考えながら、土づくり農業というものを目指してやっております。

長くなりますので紹介は差し控えますけれども、美浜町、これからもととの里山、健全な竹林を取り戻してこそ、先ほど言いましたハイキングやタケノコ狩りの観光客がふえ、今までのグリーンツーリズムで培ってきた

ノウハウも生きるものだと思っております。また、美浜町がこのような農業や化学肥料から少しずつ脱却した土づくり農業をしていけば、環境負荷の少ないまちづくりだというようなイメージで健康な美浜町を売り出しているのではないかなと思いますし、行く行くはこれが三河湾、伊勢湾の再生につながるということを念頭に、美浜町のそんなアピールを都会の方に発信して、ますます観光客に来ていただくというようなことを念ずるわけです。本当に、先ほど最初がん細胞のごとくと言いましたけれども、竹林が悪いわけではありませんよね。だから、今では厄介者扱いのこの資源を、どうやって発想転換して、有効な資源として利用していくかという道筋をつけるのかだと思います。とも行政といろんなタイアップをしていただきながら、頑張っ美浜町の里山整備にあらゆる方々の御努力をいただきたいものだと、そのように願っております。これは答弁は結構です。

それから次に、渋滞解消なんですが、もう既に県警のほうに朝夕の信号の時間帯をもとに戻していただくようにということですが、せんだって前区長と区長と副町長の部屋でお話しさせていただきましたときには、これは朝はやはり学童の横断通学に必要なだろうと、この時間帯は。ところが、夕方だけでも短くしてもらえないかというようなことが具体的に区長さんのほうからありましたね。それから右折車線の件は、部長が言われたように、本当に狭い橋、そしてあそこの川は道路の計画もあります。非常に難しい問題が多々ありますが、ぜひともこの交差点改良、今後も粘り強く続けていってほしいと思います。これもお答えは要りません。

そして最後に、布土小学校跡地利用、これは住宅地利用として検討していくという考えですので、これから地元の方々も交えて十分討議していきたいと思っておりますけれども、今現在、グラウンドゴルフで御老人たちが毎週3回、4回と使っておられます。その人たちの生きがいになっておる場所でもありますので、もしこういったことがなされていく場合には、この方たちの代替地などを検討していただきたいと思いますが、その点についてどうでしょうか。

企画部長（初山博資君）

町の貴重な財産ということで、先ほど答弁の中でも御説明させていただいたとおり普通財産ということで、グラウンドについての使用は公式的には認められていない土地なのでございますけれども、当然利用者があるということは我々も認識しておりますので、そういった中での配慮というのは当然必要かなと思っております。ですので、先ほど地元の方の意見を十分に参考にしたいという答弁の中にそういった方たちも含まれておるとい御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

9番（杉浦 剛君）

よくわかりました。ひとつよろしく申し上げます。

7分ほど残しますけれども、後の方が控えておりますので、これで真打ちの登場を願うとして終わりとします。ありがとうございました。

議長（丸田博雅君）

以上をもって、杉浦剛君の質問を終わります。

〔9番 杉浦剛君 降席〕

議長（丸田博雅君）

次に、1番 大崎卓夫君の質問を許可します。大崎卓夫君、質問してください。

〔1番 大崎卓夫君 登席〕

1番（大崎卓夫君）

あらかじめ提出いたしました通告書に基づき質問いたします。

本日は、消防団活動のあり方について質問いたします。

大きな1番、災害時における消防団の活動について。

東日本大震災では、自衛隊の活躍ぶりが大々的に放送されていたが、地域ごとに結成された消防団が陰ながら活躍していたことを御存じだろうか。そこで次のとおり質問いたします。

(1)そもそも消防団とはどういった組織で、どんな活動をしているのか。

(2)東日本大震災では、いかに活躍し、どのような課題が浮上したか。

(3)現在、美浜町消防団が樋門操作をどのように実施しているのか。

(4)樋門操作を別として、ほかに消防団がどのような活動をしているのか。

大きな2番、災害が発生したときの対応について。

(1)災害対策本部とはどういうときに設置され、どのような形式で事態に対応するのか。

(2)災害に際し一番頼りになるのは消防団だと思うが、ほとんどの団員がサラリーマンという現状で対応できるのか。

通告書の質問は以上です。

総務部長（森田 篤君）

大崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

災害時における消防団の活動についての御質問の1点目、消防団とはどういった組織で、どのような活動をしているのかと、4点目の、樋門操作は別として、ほかに消防団がどのような活動をしているかにつきましては、関連がございますので、あわせてお答えをいたします。

物の本の言葉をかりれば、消防団とは、消防本部、消防署と並ぶ市町村の消防機関の一つで、主として火災の警戒及び鎮圧、その他の災害の防除及び被害の軽減に従事する機関をいいます。その制度的な位置づけは、昭和22年の消防団令により設置され、昭和23年施行の消防組織法で公的な機関として位置づけられており、消防団の設置、名称及び区域は市町村の条例で定め、その組織は市町村の規則で定めることとされています。消防団は、郷土愛護の精神に基づいて有志により組織されている市町村の機関であり、その団員は、日常はそれぞれの職業を持ちながら、水・火災などの災害が起こったときに招集されて消防活動に従事するといった非常勤の者であります。

このように、火災への対応といった消防活動や、津波発生時に海岸の樋門操作を行うなど、災害が発生するおそれのある場合における防除活動、あるいは被害の軽減といった防災に関する活動が主なものでございますが、それ以外にも美浜町におきましては、海水浴警備、区民運動会、盆夜警、年末夜警、ボタ焼き、あるいは各地区の祭礼警備といった地域の活動など、そのマンパワーと組織的行動を期待される諸活動も任務の一つとなっていることは議員も十分御承知のことと思います。短い言葉で申し上げれば、消防団は地元にも密着し、強固な団結力を誇り、まさにボランティア精神の塊と言うべき存在であると考えております。その活動に対しましては多くの町民が常に感謝の気持ちを抱いていると思いますし、町といたしましても深く感謝の意を表したいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

2点目の、東日本大震災ではいかに活躍し、どのような課題が浮上したかについてでございますが、まず消防団の活躍についてお答えをいたします。

消防団は、災害時には避難誘導や大津波警報発令伝達といった広報活動に当たることになっており、また海岸の樋門などを操作することも消防団の役割であります。東日本大震災の発生時においても、一人でも多くの人を逃がさなければとか、自分が助けてやらなければとか、自分だけ逃げるわけにはいかないといった使命感や責任感のもと、広報活動や樋門などを閉鎖するために現地に赴き、津波が押し寄せ危険な中、避難誘導などその職

務を遂行し、あるいは地震や津波に端を発する大規模な火災が多くの地区で発生した際においても、消防団は大いに活躍したともお聞きしております。

もちろん震災後においても、消防団は復興のために全力を尽くし、自衛隊などと連携して瓦れき撤去や情報収集に率先して取り組んできたということは議員も十分に御承知のことと思います。その他、宮城県気仙沼市では消防団がバイク隊を結成していたため、被害後の情報収集がスムーズに行われたという報告もあるとお聞きしております。家族や親戚、友人の行方がわからない団員もいる中、多くの団員が一致団結して復興に取り組んだということからも、その使命感には尊敬と感謝の念を抱かずにはいられないと感じております。

このような活躍の反面、押し寄せる津波にのみ込まれたりして254名もの消防団員がとうとい命を落としたという悲しい現実があります。それに伴い、数々の課題が明らかになっております。例えば装備面におきましては、平常時には機能している携帯電話が、震災時には回線がパンクしてほとんど連絡がつかなくなるような状況になっていたため、トランシーバーの装備など、情報伝達手段の整備が求められています。その他、こうした被害を最小限に抑えるためにも、地域の防災や治安の責務を負っている消防団員の位置づけや安全対策、情報装備、訓練など検討すべき問題が多いともお聞きしております。

本町といたしましては、以前に一般質問において御答弁させていただいたとおり、消防団にあっても、身に危険の及ばない場合には樋門操作等を実施するよう指示をいたしますが、これは決して身を挺して職務を行うよう求めているものではなく、全ての人が自分の命を守ることが第一だと考えていることのあらわれでございますので、よろしく願いをいたします。

議長（丸田博雅君）

ここで議長から願いをいたします。12時を回りましたが、このまま会議を続けますので、よろしく願いをいたします。

建設部長（片岡 勝君）

次に3点目の、現在、美浜町消防団が樋門操作をどのように実施しているのかについてでございますが、町内には44カ所の水門・樋門等がございます。内訳は、愛知県管理の水門・樋門が16カ所、門扉・陸閘が9カ所で、合わせまして25カ所が県管理となっております。町管理の水門・樋門が13カ所、門扉・陸閘が6カ所で、合わせまして19カ所でございます。

山王川防潮樋門、杉谷川防潮樋門は、地震計による自動閉門システム及び自動通報装置が設置されております。地震計250ガル以上、震度で言いますと5強から6強程度以上の地震を感知した場合に自動で閉門いたします。また開閉の電動化は、樋門では、大池川防潮樋門、和田川防潮樋門、新江川防潮樋門、上野間漁港防潮樋門、富具崎川防潮樋門、小野浦防潮樋門の合わせまして6カ所でございます。門扉では、河和港棧橋入口門扉、河和港入口門扉の2カ所がございます。

操作点検は消防団においてお願いしておりますが、6月から10月までの間に月1回、町の職員と消防団が実施しております。操作内容、施設の状況、ふぐあいなどの点検内容を全て報告いただき、県施設についてはその旨を県に報告し、操作に支障があるものは早急に修繕等を行っていただいております。

異常気象時における操作は、県施設について町は県と操作委託契約を締結しております。高潮、津波等による災害の発生を防御するため、樋門等の操作規程及び防潮樋門等の操作規程に基づき操作することとなっております。県からの指示並びに町災害対策本部等が、操作員である消防団へ開閉については指示をいたしております。今後も引き続き、樋門等の施設維持に努め、異常気象時の操作に支障が生じないよう十分点検整備に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

総務部長（森田 篤君）

次に、災害が発生したときの対応についての御質問の1点目、災害対策本部とはどんなときに設置され、どのような形式で事態に対応するのかについてでございますが、美浜町災害対策本部は、災害対策基本法の規定に基づき、おおむね次の基準により町長が設置するものでございます。

1. 町域に、気象業務法に基づく大雨、暴風、洪水、高潮及び津波に関する警報が発表されたとき。2番目、地震に関する注意情報が発表され、災害が発生するおそれがあると認められるとき。3. 町域に、気象業務法に基づく大雨、強風、洪水及び高潮に関する注意報が発表され、災害が発生するおそれがあると認められるとき。ただし、警報もしくは注意報の内容または災害の規模、程度等により、本部を設置するに至らないと認める場合には、平常時の組織をもって対処することもございます。

災害対策本部の体制は、本部員として町長、副町長、教育長、部長職7名及び土木課長の計11名で構成され、事務局として防災安全課員が出席するものでございますので、よろしく申し上げます。

2点目の、災害に際し一番頼りになるのは消防団だと思うが、ほとんどの団員がサラリーマンという現状で対応できるのかについてでございますが、この点につきましては、我が国の少子・高齢化の進行、就労状況の変化などにより、美浜町に限らず、全国の消防団の存続そのものを大きく脅かすものと認識しております。

団員の勧誘等につきましては、各行政区の皆様方にも御協力をお願いしておりますが、なかなか厳しい状況が続いております。議員がおっしゃるように、消防団の力というものは災害時に最も頼りになるものでございますが、そこには限界も存在することは事実でございます。このような現実を直視し、自主防災組織を初めとする地区住民の方々の協力をいただけるものにつきましては、その体制を整えることも今後の検討課題であると考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

議長（丸田博雅君）

大崎卓夫君、再質問はありますか。

1番（大崎卓夫君）

東日本大震災では254名もの消防団員が亡くなりました。殉職された本人、また残された家族のことを思うと心が痛みます。もう1つ、部下を失った団長、分団長、その人たちの心中を察すると余りあるものがあります。

この地方でも、これから巨大地震が来ると言われております。大津波が来ると言われております。私は、私の地元は上野間ですけど、今の上野間の分団長は子供のときからよく知っている子です。私の息子と同級生の子で、うちが近くなもんですからしょっちゅう行き合っています。私に対して、おじさん、おじさんといって慕ってくれています。この子を死なせたくありません。また、この子に責任を負わせたくありません。私は、消防団OBとして後輩たちのために、またちょっと私情が入りますが、この子のためにも何か力になれることはないかと、そういう一念できょうの質問をさせていただきます。

初めに、今の消防団の現状で、平日の昼中、津波警報が発令され、対策本部が樋門等の閉鎖を指示した場合、限られた時間内に44カ所の樋門等を確実に閉めることができますか。私はちょっと疑問に思いますが、どうですか。

防災安全課長（本多孝行君）

災害対策本部のほうから樋門を閉鎖せよという指示をした段階で、どれくらい時間がかかるかということがまず第一かと思えます。個別にまだそういった訓練はいたしておりませんが、過日、知多厚生病院を中心とする防災訓練をしたときに、河和分団のほうにどれくらいで閉まるかという確認をいたしました。その結果が一つ参考になるかと思えますけれども、おおむね10分以内にほぼ担当する樋門には到着することが可能で、団員は

2名から4名ぐらいは集まりそうだということになっております。ただ、これは1つ目の樋門ということになりますので、この割合からいきますと、44カ所全てを例えば津波が到達するであろうと言われておりますおおむね50分から55分以内に全部閉鎖するというのは、現実的にはなかなか難しいのではないかとこのように考えております。

1番（大崎卓夫君）

10月の初めに17号台風が来ました。そのときはどういう対応をされたんですか。防潮扉の近くまで潮が来て、私の地元の区民の人たちが消防は何をやっておるんだという騒いでおったんですけど、このときの対応を答えてください。

建設部長（片岡 勝君）

17号台風での対応はということでございますが、河和港の宮東門扉、河和港の神宮浜門扉、それから河和港の棧橋入口門扉、それから河和港薬師前門扉の4カ所について閉門をいたしました、17号台風のときに。ほかの樋門については、各対策本部も設置されております。非常配備について職員が各河川の水位について随時巡視、監視を行って現地確認をしておりました。そうした中、災害対策本部との連絡・応答の体制をとりながら、台風が接近した、最高水位が夜の8時ごろだったと記憶しておりますが、それ過ぎだったかな、それぐらいだったと思いますが、そのときにもうこれからは干潮に向かうということがはっきりしておりましたので、対策本部の判断にて閉門はいたしませんでした。以上でございます。

1番（大崎卓夫君）

いろんな事態を想定した伝達の訓練というのは町としてやっているんですか。

防災安全課長（本多孝行君）

いろんな場合を想定した伝達訓練となりますと、通常、平常時ということでもまず申し上げますと、今、メール配信システムを導入いたしております。このメール配信システムを使いまして消防団の動員等はかけております。ただ、これにつきまして、仮に大もとのシステムがダウンしたときにはどうなるんだということまではまだ、ほかの伝達手段というものが、仮に携帯電話、メール、一切だめになったときにはどうするんだということまでは、まだ体制は整っておりませんし、そういう事態を想定した訓練もまだ実施をしております。

1番（大崎卓夫君）

東日本大震災後の消防団の声として、現場では津波の情報は全く入らなかったと。現場ではですよ。それと、団員同士の連絡が全くとれなかったという声があります。美浜町としては、先ほどトランシーバーどうのこうのという話がありましたけど、もう一度、どうなっているか詳しく説明してください。

防災安全課長（本多孝行君）

現在の情報伝達手段としましては、やはり先ほど申し上げました携帯電話、メールシステムが主なものとなっております。あと、各署に整備しております同報無線による拡声、これも一つの方法かと思いますが、その辺が仮に大規模な停電が起きて電源が喪失した場合、そういったシステムが動かなくなった場合についてのことを考えますと、今議員が触れられましたトランシーバーというのは単独の電源で動きますし、中継装置も要りませんので、トランシーバーの整備というのは情報伝達の手段としては非常に有効ではないかと思っております。なかなか整備のほう思うに任せない状態でありますけれども、これも先ほどほかの議員さんにお答えした部分で、まだ事務局の案の程度ではありますけれども、各班にトランシーバー、ただ、全員に配ることはなかなか難しいものですから、せめて班に1台配置できるようにというふうで、現時点では検討しておりますとしか申し上げられないんですけれども、そのように担当としては整備していきたいと考えておりますので、よろしく願いをい

たします。

1 番（大崎卓夫君）

上野間の分団長とは、先ほども言いましたように、うちが近くなもんですからしょっちゅう話をしております。その話の中で、ちょっと言葉が悪いんですけど、おまえたち、平日の昼中、津波が来たときにきちんと対応できるのかと聞きます。本人は、平日の昼中に来られると自信がない、多分だめだと言うと言います。私が、じゃあどうしたらいいのと言ったら、もし助けてくれる人があったら、自治会だろうが、個人だろうが、協力してほしいということを言います。火災の場合は今まででも住民たち、消防のOBなんかがすぐ駆けつけて助けておりますけど、事樋門ということになりますと手が出せないというか、手伝っておりません。

上野間分団は現在30人です。分団長と班長以外はみんなサラリーマンです。美浜町の消防団は現在271人です。今、美浜町の消防団の職業とか勤め先なんかはきちんと把握してあるんですか。

防災安全課長（本多孝行君）

全団員の勤め先、職種というのは、消防団の団員名簿というのがございまして、その中には記載はしてございます。ただ、ここで今、どこへ何人行っているんだということは残念ながら資料がございません。271名のうち、いわゆるサラリーマンと言われる方は百九十三、四名いたと思います。200は行かないと思いましたが、190人台がいわゆるサラリーマン、あとは自営だとか家族で会社をやっているところの役員等というふうなたしか記憶をいたしております。

1 番（大崎卓夫君）

勤務先に消防団活動を理解してもらおうような申し入れとありますが、お願いに行っているんですか。

防災安全課長（本多孝行君）

個別に事業所という範疇でまず申し上げるのであれば、5年に1回、愛知県の操法大会へ知多郡を代表して出場いたしますけれども、そのときの要員の勤める会社には、町長と団長の連名の書類をもって訓練についての御協力をお願いしますということを事務局のほうで行っております。21年度ですか、あのときがちょうど上野間班が出場するときでしたので、そのときは武豊等の会社のほうへ私どもが行ってお願いをしてきたことがあります。

通常の消防団活動につきましては、個別にお願いするということは実際行っておりませんが、過日、広報にも載りましたけれども、消防団の協力事業所ということで、その社員の方が2名以上見えるだとか、例えば土地だとか資機材を積極的に協力していただくようなところについては協力事業所ということで、こういうネームプレートとありますが、これを張って皆様にお知らせとありますが、そういったことを表示するようなふうにはしております。以上です。

1 番（大崎卓夫君）

これは全ての会社というか、勤め先にお願いに行くべきじゃないんですか。招集がメールかなんか知らんけど本人にかかりますわね。そうすると、どの程度の津波が来るかわかりませんわね、予想は出ますけど。50センチなのか、1メートルなのか、5メートルなのか。そういう状態のときに職場を放棄して帰らせてくださいって、現実にできますか。この厳しい雇用状況、経済状況の中で、私はサラリーマンをやったことありませんのでわかりませんが、社長に言うのか部長に言うのか、課長に帰らせてくださいと言うのかわかりませんが、よっぽど会社の理解がなければそれは帰っていいですよなんて、本人も言いにくいだろうし、できないと思いますけど、その点はどうですか。

防災安全課長（本多孝行君）

議員がおっしゃること、ごもっともだというふう思う部分が多々ございます。なかなか個別に会社、職場等

には依頼はしておりませんが、何らかの形で消防団とはこういったものだといったものを、冊子がいいのかというのは別といたしまして、そういったものをつくって、団員のほうにこれで会社のほうへお話をしてみたらどうだといったようなこと、今ふと思ったことですので、これも担当レベルの思いつきかもしれませんが、何らかの形で、自分は消防団員であると、何か事態が発生したときには会社のほうで協力いただきたいというものをつくってお配りするのも一つの案なのかなと今率直に感じております。ですが、ここでは今後検討させていただきたいというふうにお答えしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

1番（大崎卓夫君）

昨年の9月議会で、島田議員のほうからこういう質問がされています。消防団OBに制度的に協力をお願いすることを町としても考えないかと。このことに対して、こういう答弁をされています。OBの方々が自主防災組織の中でしっかりした位置づけができるようになることは有意義である。地域単位での制度化ではありますが、今後検討してまいりたいと考えております。今後、消防団の人数の減少が続きますので、OBの消防団への組織化も検討する必要があると。これは抽象的な答弁だと思いますけど、これを見る限り、樋門操作なんかは消防団以外でも、自主防災組織がやってもいいというふうにとれますけど、どうですか。

建設部長（片岡 勝君）

今、大崎議員が言われます、自主防災組織の樋門操作の委託ということでございましょうが、地元区に委託している市町は実際にごさいます。ただし、愛知県下で消防団以外での操作、そういった消防団の下部組織で自主防災会等、防災組織等を使ってやっている市町は、町はございませぬ。市で、参考までに、三河の田原市、それから豊川市、知多郡内では常滑市、その3市が消防団以外にもそういった操作を委託しておるといのが現状でございませぬが、私も現時点では消防団の協力により、操作に精通しております、スムーズかつ正確な操作が一番であります消防団に、今、現段階では今後もこの形で操作をお願いしていきたいと、こんなふうと考えております。

1番（大崎卓夫君）

現段階ではと。大津波がいつまでも待ってくれるといいんですけど、急いでやるべきじゃないんですか。確実な方法を考えるべきだと思いますけど。

仮に自主防災組織が樋門等を任された場合、事故があった場合、補償とか保険なんかは、消防団は多分公務災害になると思うんですけど、それとはまた違った形になると思うんですけど、今後のために、もし保険のことでわかりましたら参考までをお願いします。

防災安全課長（本多孝行君）

消防団員が公務で、いわゆる殉職という言葉がいいかどうか分かりませんが、けがを含めて公務災害とみなされるものをした場合につきましては、公務災害補償基金のほうから、いわゆる遺族補償ですとか療養費ですとか、そういったものが出ます。また、福祉共済制度ということで、団員につきましては一時金というのが出るようになっております。

この公務災害補償基金による補償につきましては、いわゆる271名の消防団員以外にも、例えば私が消防団員で現場へ行って1人しかいないと。そこで通りかかったあなた、手伝ってくださいというふうにしたときに、その手伝ってくださいと言われた人は消防団員と同じ扱いとなるというふうにお聞きをいたしております。その方がもしもそこでけがなんかをされた場合につきましては、実はきのう基金のほうに確認いたしましたけれども、いわゆる団員の扱いですので、団員と同じような補償が得られるよということは確認をいたしております。ただそれが、例えば樋門を、災害の発生が危惧されるときに、事前におるしたときについてはどうかということをお

聞きいたしました。この辺は基金のほうは、該当することも多いと思うけれども、個別案件になりますと。一概に対象になりますというふうには言えませんが、対象になることが多いかなというようなことは言ってみえました。

仮に公務災害の補償に該当しないことになると、町民活動災害補償制度というのがございます。ボランティア活動のサポートということで町のほうで入っておりますので、そちらのほうの対象になるのではないかといいうふうに思っております。これも全てやはり個別案件ですので絶対なるとは申し上げられませんが、いわゆる一般論というふうでお聞きいただければと思います。以上です。

1番（大崎卓夫君）

想定の話ばかりになりますけど、護岸堤防も樋門等も地震による被害がなかったと。それが樋門を閉めなかったがために海水の流入を招いてしまったら、これは人災だと思いませんか。そして被害が発生した場合、これは責任を追及されても仕方がないと思えますけど、真っ先に言われるのは、消防団は何をやっておるんだと。こういうことを消防団は言われます。これは消防の責任ですか、誰の責任になりますか。

建設部長（片岡 勝君）

非常に難しい判断であり問題だと思えますが、被害が人災と天災の判断も、そういったケースの場合、非常に難しい判定になってこようかと思えます。そうした中で、もし、仮の話ですので、そういった操作の指示等が誤っておるという場合は、当然指示を出します愛知県並びに町災害対策本部、これは町でございまして、町が指示が出せなかった、県が出せなかったということであれば、当然指示する今言います県並びに町が責任があると、こんなふうを考えられます。

1番（大崎卓夫君）

いろいろと細かいことを質問してきましたけど、私の取り越し苦労ならこんないいことはありません。しかし、世の中、何が起るかわかりません。三陸沖の大津波を経験しているあの地方でさえ、あれだけ大きな被害が出ました。天災には勝てないかもしれませんが、できるだけ被害を少なくすることは、皆が力を合わせれば必ずできると信じております。

最後に、高知県の香南市で消防団行動マニュアルというのをつくったそうです。冒頭に自分の命、家族の命を最優先とうたっているそうです。美浜町でも先ほど自分が危険だと判断した場合は逃げなさいということを言いましたけど、しかし、消防団員というのは、たとえそういうことがうたってあっても、そんなことは考えんでしょう。命の危険を顧みず私は行動すると思えますよ。だから、そういう責任を少しでも取り除いてやるような方法を周りが考えてやらないといけないんじゃないですか。

最後になりますけど、これまでのやりとりを聞いていて、町長さん、きょうは一度も発言されていませんので、所感を最後にお願します。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

今回は、災害時における消防団活動についての御質問でございます。先ほど担当部長が申しましたように、消防団は、短い言葉で言えば、地元に着し、強固な団結力を誇り、まさにボランティア精神の塊とすべき存在であり、多くの町民が非常に感謝の気持ちを抱いております。町といたしましても深く感謝をあらわしたいという考えは間違いございません。ただ、我々行政、消防団だけでは、大きな災害が起きたときには、全町民までということなかなか不可能でございます。そうした中、重要な役割を果たすのは行政であり、消防団でありますけれども、やっぱり地域の方々、町民がこぞってみんなで減災に向かう、そういった気持ちを高めてまいりたい

というふうに思っておりますので、また大崎議員におかれましても御協力のほどお願い申し上げます。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

以上をもって、大崎卓夫君の質問を終わります。大崎君は自席に戻ってください。

〔1番 大崎卓夫君 降席〕

議長（丸田博雅君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

議長（丸田博雅君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。議事の都合により、12月7日から12月9日までの3日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、12月7日から12月9日までの3日間を休会することに決しました。

来る12月10日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでございました。

〔午後0時36分 散会〕

平成24年12月10日（月曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第4号）

平成24年12月10日（月曜日） 午前9時00分 開議

議事日程（第4号）

- 日程第1 承認第5号 専決処分事項の報告承認について
日程第2 議案第51号 財産の交換について
日程第3 議案第52号 知多地方視聴覚ライブラリー協議会の廃止について
日程第4 議案第53号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第54号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第55号 美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例について
日程第7 議案第56号 平成24年度美浜町一般会計補正予算（第6号）
日程第8 議案第57号 平成24年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第58号 平成24年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第10 発議第16号 生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書について
日程第11 発議第17号 消費税率引き上げ中止等を求める意見書について
日程第12 発議第18号 愛知県の第3子保育料無料化事業費補助金を継続する意見書について
日程第13 請願第5号 美浜柿谷特定土地区画整理事業へ支援を求める請願

本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

本日の出席議員（14名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 大崎卓夫君 | 2番 | 中川博夫君 |
| 3番 | 石田秀夫君 | 4番 | 千賀荘之助君 |
| 5番 | 山本辰見君 | 6番 | 鈴木美代子君 |
| 7番 | 野田増男君 | 8番 | 森川元晴君 |
| 9番 | 杉浦剛君 | 10番 | 山本和久君 |
| 11番 | 丸田博雅君 | 12番 | 島田昭夫君 |
| 13番 | 磯部輝次君 | 14番 | 家田昇君 |

説明のため出席した者の職、氏名（24名）

| | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 町長 | 山下治夫君 | 副町長 | 石川達男君 |
| 教育長 | 山田道夫君 | 会計管理者 | 神谷信行君 |
| 総務部長 | 森田篤君 | 企画部長 | 初山博資君 |
| 厚生部長 | 家田兵蔵君 | 経済環境部長 | 久野元嗣君 |
| 建設部長 | 片岡勝君 | 教育部長 | 山森隆君 |
| 総務課長 | 牧守君 | 防災安全課長 | 本多孝行君 |
| 税務課長 | 大岩哲治君 | 企画政策課長 | 大井徳男君 |

秘書広報課長 谷川徳寿君
保険課長 山下幸子君
農業水産課長 永田哲弥君
土木課長 廣澤辰雄君
水道課長 伊藤昭一君

住民福祉課長 岩瀬知平君
健康推進課長 飯味拓次君
環境保全課長 齋藤博君
都市計画課長 齋藤功君
生涯学習課長 坂本順一君

職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議会事務局長 岩本修自君
局長補佐
兼議会係長 日比郁夫君

〔午前9時00分 開議〕

議長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。

傍聴ありがとうございます。

けさ、大変な冷え込みでございまして、皆さんも御承知のように、報道の中で日本海側の地方は大変な大雪に見舞われていると。名古屋でも一部都市高速が閉鎖になったり、あるいは奥三河地方の山間部におきましては大変な雪だという報道もございました。何とぞ、皆さんも体には十二分に留意されるようお願いを申し上げます。

昨日、町の担当者から再三催促されていましたが、怠け者で申しわけありませんでしたが、町報の広報の新年号の挨拶文、それから成人式の原稿を作成中に、特に成人者向けの原稿を考えているときに、自分自身、四十数年前のことを思い浮かべながら書いていたわけですが、今より決して豊かではありませんでしたが、人を思いやる心の豊かさは今以上にあったと思っております。

衆議院選挙真ただ中ではございます。12の政党が自己主張や相手等の批判ばかり、国民の心を思う気持ちが見つからないのは私だけでしょうか。全てのことで原点に戻り、いま一度考えることが大切のように思います。そんなことを思いながらも、私どもが今胸を張って言える言葉がないまま、期待だけの挨拶文になってしまいました。後から訂正をお願いいたします、うまくやってください。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 承認第5号 専決処分事項の報告承認について

議長（丸田博雅君）

日程第1、承認第5号、専決処分事項の報告承認についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより承認第5号、専決処分事項の報告承認についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は承認されました。

日程第2 議案第51号 財産の交換について

議長（丸田博雅君）

日程第2、議案第51号、財産の交換についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第51号、財産の交換についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第3 議案第52号 知多地方視聴覚ライブラリー協議会の廃止について

議長（丸田博雅君）

日程第3、議案第52号、知多地方視聴覚ライブラリー協議会の廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第52号、知多地方視聴覚ライブラリー協議会の廃止についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第4 議案第53号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（丸田博雅君）

日程第4、議案第53号、美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は総務産業常任委員会に付託します。

日程第5 議案第54号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（丸田博雅君）

日程第5、議案第54号、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第6 議案第55号 美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例について

議長（丸田博雅君）

日程第6、議案第55号、美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は総務産業常任委員会に付託します。

日程第7 議案第56号 平成24年度美浜町一般会計補正予算（第6号）

議長（丸田博雅君）

日程第7、議案第56号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

日程第8 議案第57号 平成24年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（丸田博雅君）

日程第8、議案第57号、平成24年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第58号 平成24年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（丸田博雅君）

日程第9、議案第58号、平成24年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は総務産業常任委員会に付託します。

日程第10 発議第16号 生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書について

議長（丸田博雅君）

次に日程第10、発議第16号、生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

5番 山本辰見君、説明願います。山本辰見君。

〔5番 山本辰見君 登壇〕

5番（山本辰見君）

おはようございます。

それでは、発議第16号、生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書について、提案理由を述べさせていただきます。

生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年12月10日提出、代表提出者として、美浜町議会議員 山本辰見、同じく提出者として、美浜町議会議員 鈴木美代子であります。

提案理由、この案を提出するのは、厚生労働省が社会保障審議会生活保護基準部会を開いて、年内にも生活保護基準の引き下げを決めようとしている。生活保護基準の引き下げは、被保護者たちの暮らしを大変にし、最低賃金や年金、就学援助など各種制度にも大きく影響を及ぼす。国民生活の最低保障基準の土台をなす生活保護制度は、国が責任を持って保障すべきであると強く要望する必要があるからであります。

意見書の本文については、次ページのところに添付してございます。ぜひ議場の皆さんの御賛同を求めるものであります。よろしく願います。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、発議第16号の討論、採決は最終日に行いますので、よろしく願いをいたします。

日程第11 発議第17号 消費税率引き上げ中止等を求める意見書について

議長（丸田博雅君）

日程第11、発議第17号、消費税率引き上げ中止等を求める意見書についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 鈴木美代子君、説明を願います。鈴木君。

〔6番 鈴木美代子君 登壇〕

6番（鈴木美代子君）

発議第17号、消費税率引き上げ中止等を求める意見書について。

消費税率引き上げ中止等を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年12月10日提出、代表提出者、美浜町議会議員 鈴木美代子、同じく提出者、山本辰見であります。

提案理由です。

2014年に4月に8%、2015年10月に10%と消費税を引き上げ、社会保障と税の一体改革関連法を強行しました。消費税は、生活費に税金をかけ、所得の低い人ほど負担が重い最も不公平な税金である。今も苦難を強いられている被災地の方々にも容赦なくのしかかり、家や工場などを失った被災者の生活再建に大きな負担を強いる税金である。弱い者にしわ寄せをする消費税は、社会保障財源として最もふさわしくない。

よって、この案を提出するのは、消費税率の引き上げは中止することと、社会保障制度改革推進法の撤回することを強く要望する必要があるからであります。

同僚議員の賛成によって採択されることを強くお願いする次第でございます。以上です。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、発議第17号の討論、採決は最終日に行います。

日程第12 発議第18号 愛知県の第3子保育料無料化事業費補助金を継続する意見書について

議長（丸田博雅君）

日程第12、発議第18号、愛知県の第3子保育料無料化事業費補助金を継続する意見書についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。

9番 杉浦剛君、説明願います。杉浦君。

〔9番 杉浦剛君 登壇〕

9番（杉浦 剛君）

発議第18号、愛知県の第3子保育料無料化事業費補助金を継続する意見書について。

愛知県の第3子保育料無料化事業費補助金を継続する意見書を別紙のとおり提出する。

平成24年12月10日提出、代表提出者、杉浦剛、同じく磯部輝次、鈴木美代子、島田昭夫。

提案理由といたしまして、本文が短いので、意見書を朗読することによってかえさせたいと思います。

幼い子供を持つ世帯の収入は低く、非正規雇用で不安定な場合も多く、子育ての経済的負担は重いものとなっている。これが少子化の一つの要因と言われている。このため、政府は子ども手当の創設や公立学校の授業料の無料化など、子育て家庭を支援する施策を充実してきた。

愛知県では、平成19年10月より単独補助事業として、18歳未満の子供を3人以上養育する世帯を対象に、3人目以降の子供の保育料を満3歳になる月まで無料にしている政令市の名古屋市を除く市町村に対して、減額した保育料の2分の1を補助・補填（中核市は4分の1）とするというものである。保育料では、保育所等に兄弟が

同時入所する場合、2人目を半額、3人目以降を無料にする減免措置があるが、それは同時入所に限られている。兄弟が小学校や中学校に通う場合はこの対象にならない。愛知県の第3子保育料の満3歳までの無料化は、全国的に見ても先進的な施策であり、愛知県民にとってかけがえのないすぐれた少子化・子育て支援策である。

各市町村が今後も第3子保育料無料化が安定的に維持できるよう、愛知県の第3子保育料無料化事業費補助金を継続実施されるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

これをもって、提案理由とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

審議の都合により、発議第18号の討論、採決は最終日に行います。

日程第13 請願第5号 美浜柿谷特定土地区画整理事業へ支援を求める請願

議長（丸田博雅君）

日程第13、請願第5号、美浜柿谷特定土地区画整理事業へ支援を求める請願を議題とします。

本案について、紹介議員より趣旨、説明を求めます。

8番 森川元晴君、説明願います。森川君。

〔8番 森川元晴君 登壇〕

8番（森川元晴君）

おはようございます。

ただいま議題となっております請願第5号、美浜柿谷特定土地区画整理事業へ支援を求める請願につきまして、請願者の住所及び氏名、知多郡美浜町大字河和字北田面106番地、美浜柿谷特定土地区画整理組合、理事長 志水宏。

請願事項といたしまして、美浜町による美浜柿谷特定土地区画整理組合への事業再建への支援を行うこととなります。

請願の要旨を申し上げます。

美浜柿谷特定土地区画整理事業は、美浜町第3次総合計画において市街地整備を進め、無秩序な市街化を防止し、土地区画整理事業により良好な住宅地の供給を図る地区に位置づけられ、土地区画整理促進区域に定め、進められた公共性の高い事業であり、平成5年7月14日愛知県知事より事業認可をされた事業です。

土地区画整理事業による工事が完成した現時点において、優良住宅地の供給により住宅地整備が進み、人口増

加とともに固定資産税等の増収増加に寄与しております。しかし、バブル崩壊による地価下落により計画していた保留地処分金の確保ができず、資金不足が生じました。そこで、組合は平成16年に総額3億円の賦課金を組合員より徴収し、事業再建に努めてまいりました。その後、保留地は平成23年3月に完売させたものの、その間にも地価の下落が続き、現時点での不足金は約1億9,000万円となっております。

以上の状況から、本地区内の保留地は未登記であり、換地についても現場と登記が不一致であることから、土地、建物の権利関係が不安定な状況にあります。この状況を是正するためには、一日も早く事業再建をする必要があります。つきましては、組合としても最大限の自助努力にて事業再建に努めてまいりますが、町の財政状況が厳しい中ではありますが、事業再建への支援についてお願いいたします。

なお、日々の金利負担を減らすことと、組合の第2回賦課金徴収への御理解をいただくことを目的に、賦課金の一部を役員及び組合員の一部が先行して総額1億7,000万円を支払い、事業再建に精いっぱい努めていることを申し添えます。

紹介議員といたしまして、磯部輝次、山本和久、杉浦剛、森川元晴でございます。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

これをもって、趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。5番 山本辰見君。

5番（山本辰見君）

少し中身について、いずれにしろ説明はもらいましたけど、改めて、大ざっぱで結構ですからお願いしたいと思います。

当初、先ほど紹介がありましたように平成5年に認可されたわけですけれども、最初に計画されたのは、坪単価が幾らで何筆の保留地の処分計画がされていますでしょうか。

8番（森川元晴君）

まず、平成8年ごろから売り始めまして、その当時は大体坪当たり31万円というようなことを聞いております。あくまで平均ですので。保留地に関しての処分ですけど、49筆あると聞いております。

5番（山本辰見君）

それでは、大きな流れで3つほどあると思いますけれども、最初が今言ったように、多分当初計画が、今資料がないのでいかにですけど、30万をもっと超える価格でスタートした。それから、3億円の賦課金を組合の方々が出さざるを得ない状況だった平成16年ぐらいのときはどのくらいになっていたのか。大ざっぱでもいいですけど、そのときどのくらい区画が残っていたのか。もう1つは、最後21年、22年に大口で25筆、16筆が販売されたわけですけど、最終的にはどこまで、平成22年度のときにどこまで単価が下がっているか、大ざっぱで結構ですけどわかりますでしょうか。

8番（森川元晴君）

坪単価のことからお話をさせてもらいます。平成16年度、1回目の賦課金がかかった時点のころには、坪単価を22万円ぐらいに下げたという話を聞いております。23年度に保留地を完売したわけなんですけど、最終的には10万円を切る9万6,000円ぐらいというような話を聞いています。

5番（山本辰見君）

なぜ今、こういう形で質問させてもらったかと言いますと、意見はまた後で討論のときにまとめてお話ししま

すけれども、今ここに出されている請願は、最終的なところの段階だけが突出してしまっていて、もちろん今の役員さん、あるいは理事長さんたちが苦勞して、いろんな金の捻出について方法論はあると思うんですけども、私はその当時の最初の段階、あるいは3億円出した段階、最終的に21年、22年に役員をやった人たちの責任はここからは全然見えないものですから、いわゆる節目節目の役員さんの責任の問題をどう今評価をしているのかを問いたいのと、最後になりますので、この請願書の提出に当たって、町三役だとか担当部長と事前に相談されてつくったということをお聞きしました。私とかが見れば、町のほうがつくってあげたような請願書にも受けとめてありますけれども、町のほうからどのような指導を受けて、あるいは経過はどういう形できょうの請願に至ったのか教えていただきたい。2点お願いします。

8番（森川元晴君）

役員の責任ということでございますけど、事業を開始した当時、3億円という賦課金が第1回かかったわけなんですけど、一番のやはり大きな原因といたしましては、地価が下落した、またパブルも崩壊してというようないろんな悪い条件が重なったわけでありますが、役員の責任ということになりますと、そのときに役員の責任というものが生じたのかということは、ちょっと僕も明確に答えることはできませんけど、ただその運営状況が若干というか、悪かったのではないかなというふうに思っています。

町の指導といたしましては、まず一番大きなポイントといたしましては、最終的に保留地は売れましたので、賦課金を決定するということが組合に課せられた一番のポイントではないかなあというふうな指導されたのだというふうに思っています。その中でも、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたけど、役員の方は率先して、まず賦課金を納めるというような努力をされていると思っています。

議長（丸田博雅君）

ほかに質疑はありませんか。石田秀夫君。

3番（石田秀夫君）

今、答えられた役員の責任という観点よりも、流れにおいて本当に役員の方は苦勞されてつくられたということとは、こういう事業をやるということはどうかがえるんですけども、そういった中でこういうふうに進んでこられたというところで、第1回目で平成16年に3億円の賦課金を組合員より徴収したと。役員はこの事業において最大責任は持って行う事業であると考えております。そういうところで、なぜ3億円の賦課金を組合員より徴収した時点で解散に向けての、どれだけ要るんだと、今から解散するのにというところで、なぜそこまで役員は考えなかったのかということが一つお伺いしたいです。

8番（森川元晴君）

今の質問ですが、平成16年度に3億円の賦課金がかかって、そのときに解散に向けての努力をどのようにされたかということでしょうか。

議長（丸田博雅君）

そのとおりでいいんですか、ほかにつけ加えることありますか。

3番（石田秀夫君）

そういうことじゃなくて、なぜそのときに、解散ということが目に見えているものですから、その事業体の土地の値下がり、そういったものを含めて、なぜそこで役員が処置しなかったのですかという責任をどう考えておるんですかということです。

8番（森川元晴君）

処置というのか、その時点ではまだ保留地も全部売れたわけではありませんし、まだどれだけの不足金が生じ

るということは、その時点ではまだわからない段階だったと。役員としては、やはり保留地を売ることにとにかく専念した、頑張って売られたということは聞いております。

3番（石田秀夫君）

そういうことじゃなくて、処置ということになると、幾らで売れようとも役員が持つということをその時点でどうして決めなかったのですかという、責任はそこにはないのですかということをお伺いしております。

議長（丸田博雅君）

答えられますか。もしわからなかったら、もう一度聞き直していただいて結構ですよ、石田君に。

8番（森川元晴君）

済みません、もう一度質問をお願いいたします。

3番（石田秀夫君）

平成16年に土地の値下がり不足金が生じてきて、第1回目で3億を組合員より徴収して解散に向けて考えましたという組合の考え方で進んでおられたと。そういった中で、役員の方は保留地処分がまだその時点でできなかったので、解散できんだという理由でしょうけれども、役員の方はその値下がり分も含めて、どうして解散に向けてのことをその時点で考えなかったのか。じゃあ、例えば保留地処分だとしても、保留地がゼロ円で売れなかったとしても、その部分は役員の方に責任があるというところで、なぜ責任をというよりも、それまで含めた金額を役員の方で考えなかったのですか。その不足金のゼロ円に関しても足りない。先延ばしをしようというのが役員の方の考え方だったということでしょうけれども、本来ならば役員というか、その組合が持つべきものだと私は考えるものですから、その時点でなぜ不足金も含めた、じゃあ3億も集めてまだ足りない。それまで処置をどうして役員の方が考えなかったのですかということをお伺いしております。

8番（森川元晴君）

役員の方が責任を持つというよりも、第1回目の賦課金というのは地権者の方に課せられた賦課金でございます。まだ16年度というのは先ほど言いましたように、まだ中間地点でありまして、まだ保留地が売れていないと。あくまでこれは役員というよりも地権者の責務として、この3億円を組合員が納めた。そこで役員の責任ということが僕にはちょっとなかなか理解というか、説明ができないんですけど、僕はその当時、賦課金というのは地権者の責任として支払われた、そのように理解しておるつもりですけど。

3番（石田秀夫君）

役員の方の責任があるとは思わないというお答えだと私は理解したんですけど、こういう事業は理事、役員でもって、その責務において役員は地権者の選ばれた代表者で遂行していく、そういったところでこういう事業が正しく運営されていくように責務を持つておると思うんです。そういったところで、事業を解散できないというような状況に持っていくという役員の方、そういう今の時点まで来られたということですけど、責任は役員の方で事業を進めておっていくものですから、役員の方が最後まで責任を負うというのがこの事業の仕組みなものですから、この平成16年に3億集めたんですけど、そのほかに不足金が生じた場合の処置も役員の方がどうして考えなかったのかというのが一つあります。そこが一番ポイントになってくると私は思います。

議長（丸田博雅君）

前と同じ質問だったと思うんですが、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

8番（森川元晴君）

その役員という責任でありますけど、まずやはり組合としては保留地を売ることが前提でありまして、結果と

して23年までかかったわけなんですけど、そこから先ほども言いましたように賦課金の徴収を決定し、組合の中で今から賦課金を地権者から集めるわけなんですけど、その中で役員の人にはまた率先して賦課金を一部納めていると、そのような話を聞いていますので、16年度の時点でその役員の実績はと、解散に向けてというような努力が足らなかったということなのか、責任をそのときにとれということを書いてみるのかわかりませんが、保留地が売れていない段階では役員の実績とか、早い話がお金を出すとかそういうことは生じないと思います。

議長（丸田博雅君）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

それでは、これをもって質疑を終わります。

本案は総務産業常任委員会に付託します。

議長（丸田博雅君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査、並びに日程の都合により、12月11日から12月13日までの3日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、12月11日から12月13日までの3日間を休会することに決しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いいたします。

なお、来る12月14日は午前9時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前9時46分 散会〕

平成24年12月14日（金曜日）

第4回美浜町議会定例会会議録（第5号）

平成24年12月14日（金曜日） 午前9時00分 開議

議事日程（第5号）

- 日程第1 議案第53号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第2 議案第54号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第3 議案第55号 美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例について
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第4 議案第56号 平成24年度美浜町一般会計補正予算（第6号）
〔各担当常任委員長 報告〕
- 日程第5 議案第57号 平成24年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
〔文教厚生常任委員長 報告〕
- 日程第6 議案第58号 平成24年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第7 発議第16号 生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書について
- 日程第8 発議第17号 消費税率引き上げ中止等を求める意見書について
- 日程第9 発議第18号 愛知県の第3子保育料無料化事業費補助金を継続する意見書について
- 日程第10 請願第5号 美浜柿谷特定土地区画整理事業へ支援を求める請願
〔総務産業常任委員長 報告〕
- 日程第11 報告第6号 専決処分事項の報告について
議案第59号 平成24年度美浜町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第12 議会閉会中の継続審査・調査事件について

本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

本日の出席議員（14名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 大崎卓夫君 | 2番 | 中川博夫君 |
| 3番 | 石田秀夫君 | 4番 | 千賀荘之助君 |
| 5番 | 山本辰見君 | 6番 | 鈴木美代子君 |
| 7番 | 野田増男君 | 8番 | 森川元晴君 |
| 9番 | 杉浦剛君 | 10番 | 山本和久君 |
| 11番 | 丸田博雅君 | 12番 | 島田昭夫君 |
| 13番 | 磯部輝次君 | 14番 | 家田昇君 |

説明のため出席した者の職、氏名（11名）

町長 山下治夫君 副町長 石川達男君

教 育 長 山 田 道 夫 君
総 務 部 長 森 田 篤 君
厚 生 部 長 家 田 兵 蔵 君
建 設 部 長 片 岡 勝 君
総 務 課 長 牧 守 君

会 計 管 理 者 神 谷 信 行 君
企 画 部 長 初 山 博 資 君
経 済 環 境 部 長 久 野 元 嗣 君
教 育 部 長 山 森 隆 君

職務のため出席した者の職、氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 岩 本 修 自 君
局 長 補 佐 兼 議 会 係 長 日 比 郁 夫 君

〔午前9時00分 開議〕

議長（丸田博雅君）

皆さん、おはようございます。

傍聴の皆さん、御苦労さまでございます。ありがとうございます。

ことしもあとわずかでございます。この1年間を振り返り、皆さんもそれぞれの思いがあることと思います。

そしてまた、いよいよ衆議院選挙戦は終盤、報道によりますと、ほぼ大勢が固まりつつあると報じられております。愛知県選挙管理委員会発行の選挙公報、これは東海地区比例と8区ですが、ともに審査広報がございます。御存じのように、最高裁判所裁判官の国民審査が同時に行われます。10名、うち女性1名の略歴、最高裁判所において関与した主要な裁判、そして裁判官としての心構えなどが記載されています。選挙とともにしっかりと実行しなければならぬと思っております。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

お手持ちの携帯電話の電源を切るか、マナーモードにてお願いをいたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは直ちに日程に入ります。

日程第1 議案第53号 美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議長（丸田博雅君）

日程第1、議案第53号、美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 島田昭夫君 登壇〕

総務産業常任委員長（島田昭夫君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る12月11日、午前9時より役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席のもと

に、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案を慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第53号、美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

審査の過程においても、特に質疑はございませんでした。

なお、討論もありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第53号、美浜町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第54号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（丸田博雅君）

日程第2、議案第54号、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

文教厚生常任委員長（森川元晴君）

おはようございます。

文教厚生常任委員会は、去る12月12日、午前9時より役場3階大会議室におきまして、説明員として教育長、教育部長、厚生部長を初め各担当課長の出席を得て、当委員会に付託となりました議案を審査いたしました。

それでは、審査結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第54号、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程におきまして、確認事項が1件ありましたが、確認事項でありましたので、質疑ではありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第54号、美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第55号 美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例について

議長（丸田博雅君）

次に、日程第3、議案第55号、美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例についてを議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 島田昭夫君 登壇〕

総務産業常任委員長（島田昭夫君）

ただいま議題となりました議案第55号、美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務産業常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第55号、美浜町水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決でありました。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第56号 平成24年度美浜町一般会計補正予算（第6号）

議長（丸田博雅君）

日程第4、議案第56号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 島田昭夫君 登壇〕

総務産業常任委員長（島田昭夫君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第56号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

審査の過程におきまして、2款総務費で、平成25年度に、厚生労働省に職員を派遣するということであるが準備金とは何か。また、従来職員を農水省であるとか省庁に派遣したことはあるのかという質疑に対しまして、過去に農水省へ派遣した事例がある。また、準備金とは派遣者にかかる家賃、光熱費等の諸経費のことである。1年にわたるものであるから相応の費用がかかるという答弁があり、これは町の負担であるという答弁でございました。

ちなみに今回は職員で公募して、37歳の職員に内定しております。今回は1年間でありますという答弁でございました。

また、討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

次に、文教厚生常任委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第56号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程におきまして、河和北保育所非常用発電機保全工事の内容についての質問があり、他の保育所等にはついていませんが、面積等の要件で河和北保育所の非常用発電機は室内消火栓のための発電機であり、消防法の関係上必要であるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

各担当常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第56号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第57号 平成24年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議長（丸田博雅君）

日程第5、議案第57号、平成24年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告してください。

〔文教厚生常任委員長 森川元晴君 登壇〕

文教厚生常任委員長（森川元晴君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第57号、平成24年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第57号、平成24年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第58号 平成24年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（丸田博雅君）

日程第6、議案第58号、平成24年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 島田昭夫君 登壇〕

総務産業常任委員長（島田昭夫君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第58号、平成24年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）は、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、討論はありませんでした。

以上、報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第58号、平成24年度美浜町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 発議第16号 生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書について

議長（丸田博雅君）

次に、日程第7、発議第16号、生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。最初に反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（丸田博雅君）

次に、賛成討論はありますか。鈴木美代子君。

6番（鈴木美代子君）

発議第16号、生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

野田内閣と民主党、自民党、公明党の3党談合で8月10日に強行可決された社会保障と税の一体改革関連法は、国民生活と医療、介護、年金を初めとした社会保障制度を破壊、解体に追い込むものであり、決して実行させてはなりません。

関連法案として成立させられた社会保障制度改革推進法は、結局は社会保障制度を破壊するとんでもない悪法です。推進法に基づく社会保障の改悪は既に進行しています。来年度予算編成の中で70歳から74歳の医療費窓口負担の2割負担、生活保護基準の引き下げなどが大きな争点になっています。

さて、この推進法は憲法25条を棚上げにする大改悪法です。社会保障制度を名前だけの似て非なるものに変えてしまう、いわば社会保障制度解体法というべき内容がこの推進法の本質であり、推進法に基づいて設置される社会保障制度改革国民会議では、この法律に沿って制度改革の具体化が検討されることになります。

推進法が狙う社会保障の変質、解体は着々と進められています。推進法の目的で一番言えることは、社会保障制度改革に対する徹底した公費の削減です。推進法では、給付水準の適正化を名目に給付総額を削減し、総額にあわせて生活保護給付基準を切り下げようとしているのです。

生活保護基準は、憲法25条が保障する健康で文化的な最低限度の生活の基準です。生活保護基準が下がれば最低賃金の引き上げ目標額が下がり、労働者の労働条件に大きな影響が及びます。また、生活保護基準は住民税の非課税基準、介護保険の保険料・利用料や障害者自立支援法による利用料の減額基準、就学援助の給付対象基準など、福祉・教育・税制などの多様な施策の適用基準にも連動しています。

生活保護基準の引き下げは、現に生活保護を利用している人の生活レベルを低下させるだけでなく、国民生活

全体に大きな影響を与えるものであります。つまり、国民生活全体の生活レベルを守るためにも、この改悪には反対しなくてはなりません。以上であります。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

それでは、これをもって討論を終わります。

これより発議第16号、生活保護基準の引き下げはしないことなどを求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第8 発議第17号 消費税率引き上げ中止等を求める意見書について

議長（丸田博雅君）

次に、日程第8、発議第17号、消費税率引き上げ中止等を求める意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。最初に反対討論はありますか。

〔発言する者なし〕

議長（丸田博雅君）

次に、賛成討論はありますか。山本辰見君。

5番（山本辰見君）

私は、ただいま議題となりました発議第17号、消費税率引き上げ中止等を求める意見書について、賛成の立場で討論いたします。

自殺者が年間3万人を超えている社会で、これ以上不景気になってはいけなないと考えます。中小企業の社長さんなどが自殺するようなことがあってはならないと思います。そういう立場から消費税の増税には反対です。

消費税を上げて本当に気の毒なのは、価格転嫁できない中小企業の方々だと思います。5%の段階でも払うべき税金を運転資金に回して払えない中小企業がいっぱいあると聞いております。これが10%になったら消費税倒産、こういう形で続出することになるかと思えます。

今、日本の消費が何とかならないことにはデフレはどうしようもありません。国内の消費、いわゆる内需の拡大を経済の基本に据えなければなりません。消費税というのは消費すればするほど税金が高くなる悪税であります。逆に、消費すれば消費するほど税金が安くなると内需なんてふえるわけがありません。

これまで自民党、公明党の政権時代に経済政策で大きな失敗をしてしまいました。1つは、金持ちの最高税率を65%から50%まで下げてしまったことです。また、株の配当や譲渡所得に対しては20%から10%に下げました。しかし、このことによって金持ちはお金を使ってきておりません。累進課税を高くして、金持ちから中間層や貧困層の方々に所得を再分配したほうが国全体の消費はうんとふえます。景気のよかったときには、金持ちはもうけてもいいかと思えますけれども、このような景気が悪いときは、余力のある金持ちが我慢しないと景気はよくなりません。

さらに、電気の関連、自動車関係などで大きな会社が率先して人件費を削って、外国と価格競争をしてしまっ

ております。一生懸命という言葉は正しくありませんけれども、賃金カットをしてコストを下げたら、円高の中で外国でも売れなくなってきております。一方で、こつこつと働いている人たちの給料を下げたため、内需が大きくしぼんでしまいました。

消費をふやして景気を回復するためにも、何としても、1つは税制を改革する、2つ目は労働分配率を高めていく、3つ目として社会保障を充実する、このようにして貧富の格差を小さくし、弱者に優しい社会のほうの結果的には経済的にも安定しますし、最終的に消費も伸びて、競争力も高まることとなります。

まだ幾つか手だてはあろうかと思いますが割愛して、以上のような理由から、私は今回の意見書について、ぜひとも議場の議員各位に御賛同をお願い申し上げまして、消費税増税関連法案は一応通っておりますけれども、値上げ実施については2年先、3年先となっております。国に対して実施を思いとどまるように強く要望したいと思っております。以上であります。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

これをもって討論を終わります。

これより発議第17号、消費税率引き上げ中止等を求める意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第9 発議第18号 愛知県の第3子保育料無料化事業費補助金を継続する意見書について

議長（丸田博雅君）

日程第9、発議第18号、愛知県の第3子保育料無料化事業費補助金を継続する意見書についてを議題とします。

これより討論に入ります。最初に反対討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（丸田博雅君）

次に、賛成討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより発議第18号、愛知県の第3子保育料無料化事業費補助金を継続する意見書についてを採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手多数であります。よって、本案は可決されました。

日程第10 請願第5号 美浜柿谷特定土地区画整理事業へ支援を求める請願

議長（丸田博雅君）

日程第10、請願第5号、美浜柿谷特定土地区画整理事業へ支援を求める請願を議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 島田昭夫君 登壇〕

総務産業常任委員長（島田昭夫君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました請願第5号、美浜柿谷特定土地区画整理事業へ支援を求める請願は、審査、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

なお、審査の過程におきまして、皆様御承知のとおり重要な請願ということで多数の質疑が出て、慎重に審議いたしました。こういった案件につきましては全てを報告すべきでありましようが、これはまた議事録等々閲覧いただいて、十分に御理解していただきたいと思ひます。

本日は、そのうち重立ったものを紹介させていただきます。

それから一言お断りしておきますが、美浜柿谷、非常に長い事業組合でありますので、ここに出てくる組合というのはこの省略と御理解いただきたいと思ひます。

当請願は、町に対して事業の支援といっているが、具体的に何を支援してほしいといっているのかという質問で、より具体的に、組合としては1億9,000万を町に対して金銭的な負担をしてくれと請願をしているのかという質疑に対しまして、1億9,000万の支援をお願いしていると思うとの回答でございます。

なお、その前にもう1つお断りしておきますが、当総務産業委員会に、本来は総務産業委員ではございませんが、紹介者であります磯部議員と森川議員に出席していただきました。ですから、この答弁につきましては、議員が紹介議員に質問するという形をとっておりますので、その点もお含みおきください。なおその途中で、行政サイドのほうから行政サイドが知っている知識について、これは回答という形ではなしに、意見を述べられるとか、記憶をその場で披露するとか、そういった形でのやりとりがございましたので御承知おきください。

ただいま1億9,000万の支援をお願いしていると思うということで、次に金融機関のメインバンクに対して一部債権放棄だとか、全部債権放棄の要望は出したのかという質疑に対しまして、今の段階では不足金1億9,000万の返済をどのようにして組合が払っていくかの努力をしている段階であると、11月23日の総会で各人別の賦課金を決め、徴収義務を負わした段階であるという回答でございます。

それにつきまして、その段階でなぜ請願なのか。町が絡んでいるからといって責任をとるのが当たり前だという風潮が出てくると、今後、美浜町の区画整理事業を推進していく上で一つの汚点とはならないか、金融機関も含めて全組合員がもうどうにもならないという段階で請願が出るのが普通ではないか、メインバンクに行っているのかという質疑に対しまして、組合員とも、また幹部の人たちも大変努力していると聞いておる。その金融機関さんには5回ほど交渉に行き、金利の値下げ等もお願いをしているという御回答でありました。

そのほかに、この件につきましては県からいろいろ町としては指導を受けているというお話もございました。25年度末までに整理をしろという県の強い指導もあるそうございました。25年度ということは26年の3月末でございます。指導されておると。そして、いよいよ成り立っていかない場合は、町がかわってやりなさいという指導まで受けているということもございました。こういったことも含めまして、組合としては最大限の努力を払っておりますけれども、ひとつ私たちの実情も御理解いただいて、よろしく願ひしますという請願でござ

いました。まだ、ほかにたくさん質疑等々ございましたけれども、割愛させていただきます。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

総務産業常任委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。最初に反対討論ありませんか。山本辰見君。

5番（山本辰見君）

私は、ただいま議案となっております請願第5号、美浜柿谷特定土地区画整理事業へ支援を求める請願について、日本共産党議員団を代表して反対の立場から討論します。

本会議での質疑、総務産業常任委員会で幾つか問題点を指摘しましたが、担当の建設部長からも、また紹介議員からも、肝心なことでは聞いていない、知らないということで片づけられてしまいました。改めて、今度の請願の趣旨が町民の税金を投入して支援してほしいという内容であり、歴代の代表役員の責任の所在などが明確に示されていないなど多くの問題があり、町民の理解は得られないと考えます。

4点に絞って反対理由を申し上げます。

その1点は、本事業は計画が示された当初より、いわゆるバブル期の最高のときの事業で工事金額が大きく膨らみ、非常に事業としては厳しい事業となることがはっきりしておりました。

私たち日本共産党は、当時、この柿谷の事業の前に行われました西谷の区画整理事業、いわゆる河和台と比較しても、事業の計画といいますが、販売単価が膨らんで坪単価35万ぐらいを想定しての計画に対して、事業そのものは議会で多数決で強行されましたけれども、無理を承知の上での事業のスタートではなかったか。このことを、問題点をしっかり指摘して反対でありました。

その後の状況は指摘したように、事業は平成5年に認定されておりますけれども、最初の売り出しが平成9年度、最初の販売単価が32万ぐらいから始まっております。平成15年、16年には20万円そこそこまで下落しております。平成20年代になっても下がり続け、最終的には坪10万円を大きく割り込んで、処分みたいな形で整理せざるを得ませんでした。もちろん、バブルの崩壊やリーマンショックなど外的要因がさまざまあることはもちろん承知です。しかし、当初の計画のずさんさを横に置いて、また役員の責任を棚上げにして尻ぬぐいのような形での最終的な結果だけを取り上げての請願と思われまます。

当時の状況を判断するのに必要な資料の提供も少ない中、議員の賛同を巻き込む形での今回の請願、これは市街化区域の方々の貴重な都市計画税を投入することにつながり、税金を投入して町が支援することは正しくないと考えます。

2点目は、現在の理事長さんや役員さんの皆さん方の努力は大変なものであることは十分理解できます。説明も受けました。しかし、この議会の中でも当時のスタート時点の状況を知っている議員さんは本当に少ない中、紹介議員の方は発足当時の状況を、また当時の役員の責任のあり方などはどの程度、どのように理解しているのでしょうか。初代の理事長、役員の方、あるいは3億円の賦課金を決定した段階での残りの販売を見通すことが

できなかったと思われる理事長、役員さん、さらには最終的には、10万円を切る坪単価を提起したときの理事長や役員の方々など、節目節目の理事長、役員の実任はどこにあるのか。そして、その方々はどのように負担をしているのか、またどのような責任のとり方をしているのかという点であります。

先般、総務産業常任委員会で具体的に指摘しましたが、担当の部長からも紹介議員からも聞いていない、知らないという説明がありませんでした。

これは具体的に言いますと、この事業が始まった当時、農協の合併の話が重なっておりました。当時は美浜町農協だったと思います。当時の美浜町農協は、常滑とかほかと違って資産に大分余裕がありました。三十数億円とも聞いていました。この柿谷の事業の大口の融資の借入先である当時の美浜町農業協同組合の金融部長の方が、この事業が本当に先行きすごい心配だということで理事会に相談されて、私は理事会なのか役員会なのか正式の会合の名称は存じておりませんが、個人ではなくて農協のトップのほうと相談をされて、保留地の多くを農協が購入して、いわゆる貯金とかそういう形で合併するのではなくて、保留地を資産として持って臨みたいと、そういう提案を区画整理組合にしたと聞いております。そのことを当時の役員は断っておくようです。そのほかのこともあろうかと思えますけれども、あるときは支援を断っておきながら、今ここになって支援を求める。もちろん役員が歴代でかわっていることは承知しております。

そういう立場から、設立当時の理事長、役員、あるいは1回目の賦課金を決定した当時の理事長、役員、節目節目の役員の実任をはっきりさせなければならぬと考えます。この請願を出すに当たって、その方々が賦課金などについてどんな負担をして責任をとっているのかは明らかにされておられません。そして、町民に対しても明らかにする必要がありと思っております。

第3点目は、大口の地権者等で保留地がまだ半分近く、あるいは半分以上残っていたころ、自分の土地のほうを先行して販売していた事実はなかったのか。また、理事長をしていた当時の地権者の一人、それから一部の事業所ではないかと思えますけれども、この工事で、それ相応の事業を展開して工事を進めていたと私は認識しております。最終段階に近くなってから事業が失敗しているようにお聞きしておりますけれども、この事業所のように、言葉としてふさわしくないかもしれませんが、いわゆる食い逃げのような形で、利益を別に確保しておきながら一方で賦課金が膨らんできた。これは組合の内部の問題かもしれません。これをうやむやにしたまま、責任を明らかにせずに、結果だけで町に支援を求めることはいかかなものかと思えます。

支援を町にということは、実は都市計画税を払っている、これは最新の数字でございますけれども、当局のほうに説明を求めました。法人・個人の都市計画税を払っている方は8,521名とお聞きしました。そして、固定資産税のほうで負担している方は1万2,102名と聞きましたので、ざっと計算しますと、税負担している人の7割にすぎないこの市街化区域の方々に負担を求めるということになります。

市街化区域の方々は、当初からこの事業に対しては計画の段階で補助金で9億1,300万、助成金で2億3,000万を既に負担しております。さらに、今回の尻ぬぐいのような形の処理で億単位の金額を負担することは、決して住民の皆さんの理解を得られませぬし、認めることはできません。

私は、本日の審議過程も含めて、この経過を「町政だより」だとか「美浜民報」などで住民に報告しなければならないと思っております。紹介議員の方々、また町当局の方、この問題を責任を持って住民に説得できるでしょうか。

もう1点、4点目の問題として、町が事務局として入っているとはいえ、区画整理事業組合というれっきとした民間の事業だと思えます。この区画とは、無関係という言葉は正しくないですけれども、多くの人は直接関係していない、そういう方々の町民の税金で、しかも都市計画税で負担するということになればなおさらのことです。

あります。支援することは認められませんし、町として肩がわりする理由はないと思います。今後においても区画整理事業というのは、まだこれからあろうかと思いますが、あしき前例をつくっては、私はたまりません。

以上、いろいろの説明の中では、一部地権者並びに新しく保留地を購入された皆さんの実情や心情は理解できません。しかし、美浜町による、いわゆる町税を使つての支援は認められません。この請願には反対であります。以上です。

議長（丸田博雅君）

次に、賛成討論ありませんか。杉浦剛君。

9番（杉浦 剛君）

請願第5号、美浜柿谷特定土地区画整理事業へ支援を求める請願について、創世会を代表して賛成の立場で討論させていただきます。

この土地区画整理事業につきましては、優良な住宅地を供給して人口増加をもたらす、地域の発展に寄与している公共性、広域性の高い事業と認識しております。現在、地区内には155世帯、487人の方々が生活しております。固定資産税など、事業認可前の畑や山、約9ヘクタールでは7万1,240円でしたが、現在では毎年3,000万円強、そしてこれまでの総額は約2億2,000万円の税収入となっております。

しかしながら、残念なことに予測もできなかった経済情勢の急変、いわゆるバブル崩壊に伴う地価下落により事業資金不足が生じ、組合としても事業再建として平成16年に第1回賦課金3億円の徴収を決定し、組合員から徴収いたしました。そして、リーマンショックなどによりさらなる地価下落が続き、平成22年度、保留地を完売処分しましたが、下落速度が速く、計画していた保留地処分金が確保できませんでした。

たび重なる各金融機関との交渉を行い、金利引き下げなどを図り、その後においても昨年4回、ことしは2回の事業再建協議会にて再建方法を検討し、去る11月23日に開催された本年度第1回総会にて総額3億6,000万円の第2回賦課金徴収を決定したと聞いております。

また、役員を初め一部の組合員からは、少しでも金利負担を減らすため賦課金の前払いを行い、精いっぱい努力されているとも聞いておりますが、再度の多大な負担を負い、大変厳しい状況であることは、この夏の町議と地権者との会で実際に組合員から聞いたとおりであります。このように組合員が身を削って自助努力をしておりますが、早期事業完了をしなければ借入金利の負担増や換地、登記など、地区内の不安定な権利関係による支障なども懸念され、旧地権者だけではなく、多くの町外より移られてこられた新地権者の方々に迷惑がかかっていくおそれがあります。

このような状況の中、今後も組合として最大限の努力を引き続きしていただきながら、平成5年に事業認可され、20年にわたる長過ぎる区画整理事業の一日も早い組合解散をもらい、関係者の皆様が不安な毎日から解放され、普通の生活が送られることを願います。

町においても、この土地区画整理事業の公共性、公益性を鑑み、美浜柿谷特定土地区画事業再開へのさらなる支援をすることが必要であると考え、賛成討論とさせていただきます。

なお、先ほど反対討論の中にありました、この時期に愛知県の瀬戸並びに常滑、また隣の町村である武豊も大変厳しい状況の中に陥りまして、町または市の支援をして、この事業を無事切り抜けております。ぜひとも議員の皆様には、美浜町に突きつけられたこの試練を一步でも前に前進させる新たなスタートとなるべく、この請願に賛同をお願いいたしたく思います。以上です。

議長（丸田博雅君）

ほかに討論ありませんか。中川君。

2番（中川博夫君）

今までちょっと議論を聞いておりましたいろいろ思いますんですけど、いろいろ町民の方々の意見は千差万別だと思いますけど、柿谷区画整理組合のほうも、今まで本当に町のほうも、税込関係にまでたくさん大いに寄与されたと思いますけど、その当時、値段が下がってきたバブル以降、組合の方々と、あと北方区がもうちょっとお話ができなかったのかなあと思います。

その1つに、北方区も一応町に土地を貸しておるわけで賃貸貸借ができていると思うんですね。そういったお金を町のほうに返上して、一応北方区はもらわないという措置もできたのではなかったのかなあと思いますけど、その点、組合員の方々、北方区の歴代の区長さん、聞いてみえないとお話があったのかどうか、それはちょっとわかりかねますけど、そういったお話し合いがもっとあるべきではなかったと、あってはしかるべきだと思います。そういったことが十分に出ておれば、今、急遽この1億9,000万余りの返済を町のほうから御請願するという御意見なんですけど、町民の方々の意見を一遍聞いてみないとわからないですけど、とりあえず、もう一度請願の見直し等を、御意見はよくわかりますけど、お聞き願ってよろしくお願ひしたいと思います。

議長（丸田博雅君）

中川君、討論ですので、いわゆる賛成なのか反対なのかを明確に。

2番（中川博夫君）

いや、その他の意見として今お願いしておるわけです。

議長（丸田博雅君）

その他はありません。賛成か反対かの討論ですので、どうですか。

2番（中川博夫君）

もういいです。後でやります。

議長（丸田博雅君）

賛成なんですか、反対なんですか。

2番（中川博夫君）

とりあえず反対です。

議長（丸田博雅君）

そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

これをもって討論を終わります。

これより請願第5号、美浜柿谷特定土地区画整理事業へ支援を求める請願についてを採決します。

この請願に対する総務産業常任委員長の報告は採択であります。本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手多数であります。よって、請願第5号は採択と決しました。

日程第11 報告第6号 専決処分事項の報告についてから

議案第59号 平成24年度美浜町一般会計補正予算（第7号）まで2件一括

議長（丸田博雅君）

日程第11、報告第6号、専決処分事項の報告についてから議案第59号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第7号）まで、以上2件を一括議題とします。

以上2件について、提案理由の説明を求めます。

町長、説明願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

本日、追加上程させていただきますのは、報告第6号、専決処分事項の報告について及び議案第59号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第7号）の2件でございます。

早速、提案理由の説明をさせていただきます。

初めに報告第6号、専決処分事項の報告についてでございますが、去る9月30日の台風17号により、布土大池地区住民より、床下浸水の被害が発生したため、災害対策本部に対し土のうの要請がありました。直ちに職員が現地に出向き対応をさせていただきました。帰庁のため公用車をバックしたところ、冠水に加えて、折からの暴風雨により視界が不良であったため、後方確認不足により車体左後部がブロック塀に接触し、塀と公用車を破損する事故が発生いたしました。

この事故に関しまして相手方と話し合いをした結果、示談が成立し、ブロック塀の修理費用の全額7万3,500円を町が支払うことで協議が整いました。よって、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額及び和解について11月27日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に御報告申し上げるものでございます。

なお、公用車修理費用及び本町が負担すべき損害賠償金につきましては、本町が加入しております財団法人全国自治協会公有自動車損害共済部から支払われることになっておりますので、町公金からの支出はございません。

次に、議案第59号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、第1条におきまして歳入歳出それぞれ81万7,000円を追加し、補正後の予算総額を73億3,131万8,000円とするものでございます。

歳出の内容についてでございますが、本年8月2日に愛知海区漁業調整委員会一般選挙が執行され、9名の委員の当選が確定いたしました。愛知県選挙管理委員会より、委員死亡により1名の欠員が生じたため、告示日12月18日、選挙期日12月27日の日程で補欠選挙を行う旨の通知が11月27日付でございましたので、その執行に要する経費といたしまして、選挙管理委員会委員報酬を初め所要の経費を計上させていただきました。

なお、財源につきましては、愛知県より交付されます愛知海区漁業調整委員会委員補欠選挙執行委託金を充当させていただくものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上2件につきまして、よろしく御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第59号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第59号、平成24年度美浜町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（丸田博雅君）

挙手全員であります。よって、本案は可決されました。

日程第12 議会閉会中の継続審査・調査事件について

議長（丸田博雅君）

次に、日程第12、議会閉会中の継続審査・調査事件についてを議題とします。

議長宛てに、各常任委員会委員長より議会閉会中の継続審査・調査事件の申し出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申し出のとおり、議会閉会中の継続審査・調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（丸田博雅君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続審査・調査事件と決することにしました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶を願います。

〔町長 山下治夫君 登壇〕

町長（山下治夫君）

それでは、第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に上程させていただきました承認第5号、専決処分事項の報告承認についてを初め11議案につきましては、いずれも議会におきまして慎重審議を重ねていただき、全議案お認めいただきましたことをまずもって御礼申し上げます。

本年も余すところ半月余りとなりましたが、議員の皆様には議会運営はもちろんのこと、本町のイベントや各種行事を進める中で、あらゆる場面におきまして御協力をいただきまして大変ありがとうございました。おかげをもちまして、予定しておりました行事もほぼ消化することができ、一定の成果も上げることができたものと考えております。来年も引き続き御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

寒さの厳しい季節を迎えますが、議員の皆様におかれましては十分お体を御自愛いただき、よい年を迎えられますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔降壇〕

議長（丸田博雅君）

ありがとうございました。

これにて平成24年第4回美浜町議会定例会を閉会といたします。御協力ありがとうございました。

〔午前10時07分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年12月14日

美浜町議会

議長 丸 田 博 雅

議員 大 崎 卓 夫

議員 島 田 昭 夫